

代目および四代目の前となつてゐるから、假にさういふ二朝のあつたことを頭に入れて置いて、しばらくそれを實際の年代にあてはめて考へてみると、新羅征討が始めて行はれた時よりも、ほん百年ほど前のころ、即ち三世紀の後半ごろとせらるべきものであらう。ところが、此のころはツクシの邪馬臺がなほ勢力を有つてゐた時、少くともツクシがまだ我が國家組織に入らなかつた時である。ツクシ舟が加羅を經由して帶方郡と往來してゐた時代である。加羅の知つてゐる「倭」はツクシの諸國であつた時代である。かういふ時代に加羅人が特殊の使命を帯びてヤマトに來たとは思はれぬ。それから話の内容であるが、朝廷から赤絹一百疋を賜はつたといふのも、それを新羅人が道で奪ひ取つたといふのも、事實とは考へられぬ。此のころのヤマトの文化状態として、絹が豊富であつたとは信じ難い。魏志によれば、三世紀の頃にはツクシ人が蠶桑の業を知つてゐたのであるから、ヤマト地方でも絹が作られてゐたかも知れぬが、よしそれにしても、五六世紀のころになつて始めて蠶桑の業

が大に興るまでは、極めて微々たるものであり、そのころになつてすら一般には和袴荒袴の衣を着てゐたといふでは無いか。それから、當時の新羅は慶州地方の一小部落に過ぎないので、加羅とは土地も隔たつてゐるから、此の下賜品を奪ふといふこともありさうで無い。だからこれは、加羅服屬の起源を説き、それと共に、新羅と加羅とが互に敵國であつた歴史的事實にもとづいて、其の争闘の由來を示すために作つた話であらう。

なほ書紀の分註として引用してある一書には、加羅國の王子のツヌガアラシト(一名于斯岐阿利叱智干岐)といふ額に角の生へたものが、越のツヌガ(ツルガ)に來た、それは初めアナト(馬關海峡)に來たのであるが、そのものに障へられて内海に入ることが出来なかつたから、遠く日本海を東に迂回してツヌガに來たのである、垂仁天皇は先帝崇神天皇の御名ミマキを加羅の國號にせよと仰せられた、といふ物語がある。ツヌガアラシトといふ名も角の生へた人といふのも、ツヌガの地名を説明するための話であつて、其實、何れも此の地

名から作られたものであることは、いふまでも無からう。アラシトは即ち阿利叱智で、後にいふやうに百濟人の地位を示す稱號らしい。(ツヌガの地名については、古事記の仲哀天皇の卷の末の方に別の説話がある。かういふことが種々に試みられたのである。なほ後章を参照せられたい。)馬關海峡から内海へ入られなかつたとて遠くツルガに來た、といふのも事實とは思はれぬ。其の間にいくらかも上陸地點はある。(アナトで阻へられて内海に入られなかつたといふことは、次にいふアメノヒボコがナニハてとめられて上陸が出來なかつた、といふのと同じ思想であつて、世人周知の公道から離れた方面にある物語の舞臺と此の公道とを結びつける必要から生じたものである。)さて此のツヌガアラシトの話は使節の名が變つてはゐるが、もとは蘇那曷叱知の物語と同じものであらう。たゞ蘇那曷叱知としてある方ではツヌガに來たことにはなつてゐない。航路も來着地點も記して無いが普通の例によつて、ツクシを経由したやうにせられてゐたのであらう。來朝の記事をうけて、任

那者去筑紫二千餘里、北阻海以在鷄林之西南」と書いてあるのでも、それは知られる。さすればツヌガアラシトの話は、其の道筋の極めて不自然なことから考へても蘇那曷叱知の話を改作したものであることが推測せられる。それからミマナの名稱の由來も、やはり例の地名説明の説話であらう。ミマナは任那の字で寫されてゐるが、それは廣開土王の碑にも見えてゐるから、韓地て用ゐはじめた文字であり、従つて此の名も本來彼の地にあつたものに違ない。今日に傳はつてゐる漢韓の典籍にはあまり使つて無く、たゞ宋書倭國傳に倭王がみづから稱したといふ稱號のうち、それが見え、又た三國史記卷四六の強首傳に出てゐるのが目につくのみであるが、實際世に行はれてゐたものであることは、廣開土王の碑を見ても疑が無い。此の名の由來、またそれと加羅との關係は明かでないが、廣開土王の碑にも三國史記にも、任那加羅または任那加良と書いてあるのを見ると、加羅よりは廣い地方名らしく思はれる。ただ問題は、此の地名説話が、加羅の服屬が、ミマキ天皇の御代のこと、となつてや

たゞめに、それを利用して考案せられたのか又は其の反對に、此の説話を作る便宜のために其の服屬をミマキ天皇の御代としたのか、といふ點にある。加羅の服屬を崇神朝としたことに特殊の理由があるやうには考へられないから、これは或は後者かとも思はれるが、それにしても蘇那曷叱知の話に此の地名の説明が無く、却つてそれを改作したものらしいツヌガアラシトの物語にそれが出てゐるのが、少しく解し難い。たゞ書紀編纂の際に、本文には偶然それが遺脱したのだと見れば差支が無いやうであるから、著者は今しばらく、かう推測して置かうと思ふ。

然らば、此等の話は何時作られたかといふに、絹を賜はつたといふことから考へると、少くとも我が國に絹の生産が豊富になつてから後の作らしく思はれる。それからツヌガの話は、此の方面が外人來着の地となつてからの製作に違なく、それは欽明朝に於ける高句麗人來朝以後のことである。加羅人や百濟人は固より新羅人としても、此の方面から往來するといふことは、地理上不

自然な話であつて、また歴史的事實の明かに知られる時代に於いて、事實上そんな例は一度も無い。神功皇后がツヌガに行宮を置かれたといふ話も亦た同じことであつて外國と交渉のある此の津を、外國を征服せられたといふ物語のある皇后に結びつけたのであらう。新羅に對する航路と此の津とは何の因縁も無い。(延喜式神名帳によると、越前國敦賀郡に白城神社、信露貴彦神社があるので、それが音の上から見て新羅人と何か關係があるのでは無からうか、従つて、新羅人が古く海を渡つて此の方面に來住したことがあるのでは無からうか、といふやうな考が起るかも知れないが、第一の推測が既に甚だ不確實である。新羅は姓氏錄には新良貴、出雲風土記には志羅紀と書いてあるが、それを白城のやうに所謂訓を借りた例、またラをロとした例は我が國では一つも無い。又たよし假にさういふ推測が可能であるとしても、新羅人が我が國の所々に住むやうになつたことは、後代に於いて幾らも起り得た事情であるから、此の地方と新羅の本國との直接の交渉を此の點から想像すべき根

據は、此の記載のどこにも無い。さて此の話は古事記の方には見えないから、其の準據となつた舊辭には無かつたのであらう。さうしてそれが、記紀に共通な新羅征討物語に於いて、海外に國が有るか無いか判らぬといふ話のあるのと、矛盾してゐることを思ふと、これは、かの物語よりもずつと後に作られたものであることが、推測せられる。なほ前にも一言した如く、繼體紀二三年の條に任那王の言として、夫海表諸蕃、自胎中天皇置内官家、不棄本土、……と見え、てゐて、それによれば、任那も應神朝に内屬したことになる。六年の條のアラカヒの妻の言も同様に解釋せられるが、蘇那曷叱知などの話の精神はそれとも調和しないことを考へねばならぬ。此の話の表面には、任那が此の時服屬したといふことは、説いて無いが、任那が屬國であるといふ觀念が、其の基礎になつてゐることは、推知せられる。ツヌガアラシトの話では、それを大加羅の王子とし、又た、那思想に基づいて、日本に聖皇があるから往いてそれに歸するといふことにしてあるのでも、そこに政治的意味のあることが知られる。

なほ姓氏錄(卷三)吉田連の條には、崇神朝にシキノリツヒコといふものが、任那遣されたことが記されてゐるが、此の名は海外渡航といふことを擬人して作つたものであるから、勿論、實在の人として見るべきでは無い。又た其の派遣を崇神朝としてあることが、書紀の記載の主旨とも矛盾してゐる。要するに後世になつて作られた話に過ぎない。

三 新羅に關する其の他の物語

なほこゝに説いて置くべきことは、神功皇后の征討物語よりも、前記の如くして記紀に記されてゐる新羅の話である。其の一つは、古事記では應神天皇の卷に昔のこととして記され、書紀には垂仁紀三年の條に見え、播磨風土記には神代のことになつてゐる、新羅の王子アメノヒボコの來朝物語である。これについては第一に、新羅の王子が來朝するといふやうなことが、三世紀もしくは其の前に於いては、事實として考り得べからざる話である、といふことを考へねばならぬ。それは屢述べたやうな韓地の形勢と、ヤマの朝廷の勢力の及んでゐる範圍とから、すぐに歸納せられることである。(播磨風土記揖保郡の條には、ヒボコを韓國から來たとしてある。釋日本紀に引いてある筑前風土記の怡土郡の條には、高麗の意呂山に天降つたものとしてある。高句麗人としては猶さらこんな昔に我が國に來るべき筈が無い。此の筑前風土記

の説はよほど後世に作られたものであらう。第二には、アメノヒボコが新羅人の名らしく無いことである。歴史的事實として明白な時代の記紀の記事は固より、其の他の説話に於いても、新羅人は決してこんな日本語の名稱を以て記されてはゐない。

第三には、彼が持つて來たといふ所謂神寶に、新羅のものらしい特色が無いことである。古事記に見える浪ふるひれ、浪さるひれ、風ふるひれ、風さるひれは、神代の卷のホホデミの命の説話に見える潮みつ玉、潮ひる玉と同じ思想の産物であり、其のいひ表はし方も、奥つ鏡、邊つ鏡と共に、上代の文獻に例の極めて多い二つづゝの連稱法である(ひれについても、神代の卷のオホクニヌシの神の説話に、蛇のひれ、蜈蚣蜂のひれといふことがある)。だから此等は何れも異國のものでは無い。書紀には玉や刀や杵や鏡や、又た如何なるものかわかりかねる熊神籬といふものがあつて、玉や刀や杵やは、名ばかりでは、どのものとも知られないが、神籬といふのは其の名から見ても、明かに日本人の思

想から作り出されたものである。もつとも、或る時代に於いて出石に神寶とせられたものがあつたことは事實であらうし、又たそれが何等かの點に於いて特色を有つてゐたかも知れぬ。けれども古事記と書紀とが全く違つたものを數へ舉げてゐるのを見ると、それが實際外國から持つて來たものとして明かに人に知られてゐたもので無いことは勿論、果して實在の神寶を指してゐるかどうかも不明である。實在のものを指したのならば、こんなひどく違つて傳へられるといふことは無い筈であらう。もし臆測を加へるならば、其の神寶の主なるものが特殊の矛であつたので、ヒボコの名はそこから出たものかも知れないと思はれ、従つて其の矛の無い古事記の説は後の變形かとも考へられるが、これは確實にいふことは出來ぬ。よしそれにしても、其の變化はよほど早い時分のことであらう。古事記に數を入つとしてあるに對し、書紀の本文に七つとなつてゐるのは、支那思想のゆき渡つた後に生じた變化らしく、此の點からいへば書紀の方が新しい形であるが、數と品物の内容とは

別々に考へられるから、矛のある方が新しいとはいはれぬ。紀の分註に引いてある一書には數が八つになつてゐて、本文のとは羽太玉が反對の觀念の葉細珠になつてゐる外に、膽狭淺太刀といふものが加はつてゐるが、これも古事記とは違ふ(葉細珠は羽太玉と連稱せらるべきものであるから、これは片われづゝが二つの傳へに現はれてゐるのである)。又た同じ垂仁紀の八八年の條には、數が六つしか無くて、肝心の矛が見えない。何れにしても神寶として紀に記載せられてゐるものは、確實に或る時代の現在の神寶を指してゐるとは考へ難い。それからまた、それがよし外國傳來のものであるとしても、甚しく古い時代に新羅人が持つて來たものとすべき徵證は、どこにも無い。或るものを神聖にし尊くするために其の起原や由來を古代に置くことは、普通の慣例であることを考へねばならぬ。序にいふ。垂仁紀八八年の條の末尾に、ヒボコ來朝の時のことが別に書いてあるのは、三年の本文と重複してゐて甚だ變である。

それから第四には、ヒボコの來朝した由來として古事記に載せてある物語である。それはヒボコが赤玉から化生した女を妻としてゐたが、其の妻が我が國に逃げて來たので、其の後を追うて來た、といふことである。ところが之と同じ話は、書紀に引用してある一書では、前に述べたツヌガラシトのこととなつてゐて、たゞ赤玉が白石と變つてゐるのみである。かういふ同じ話が全く違つた甲乙二人のことになつてゐるのは、甲のことが乙のことに轉訛して傳へられたとするよりは、本來話其のものは甲にも乙にも關係の無い獨立のものであつたのを、或は甲に結合し或は乙に附會したものと考へる方が合理的である。興味は話其のものにあつて、甲のこととして乙のこととして、も差支の無いものだからである。(同じやうな例は他にもあるので、民間説話らしい三輪山物語が、古事記ではイクタマヨリヒメに、書紀ではヤマトトヒモモツヒメに結びつけられ、古事記ではヤマトタケルの命が伊勢で詠まれたとしてある歌が、書紀では景行天皇のヒムカでの御製となつてゐ、一夜云々と

いふ話が神代史にも雄略紀にも見える類がそれである。)ところが此の話は韓地傳來のものらしい。といふのは、古事記のヒボコの話では玉は或る女の生んだもので、其の女の晝ねをしてゐる時に、日光にほとを照らされて妊んだのだ、といふことであるが、これは有名な高句麗の祖先の傳説から轉じたものらしいからである。

さて此の話の變化して來た徑路を原ねてゆくと、第一は王充(後漢の人)の論衡卷二吉驗篇に見え、魏志の扶餘傳に引いてある魏略にも其のまゝに採つてある、扶餘王の祖先の話であつて、それには橐離國の國王の侍婢が雞子ほどな大さの氣が天から下りて來たのに感じて妊み子を生んだとある。ところが扶餘から出た高句麗王の祖先の物語はそれと少し變つてゐる。それは魏書の高句麗傳の記事であつて、扶餘王が河伯の女を宮中に閉ぢこめて置いたら、其の女が日に照らされて妊み、一卵を生んだ、其の卵殻を破つて出た男の子が即ち高句麗王の祖先だ、といふのである。廣開土王の碑では、卵の話と母が河

伯の女であることゝはそれと同じであるが、日光に照されたことは無くして、父を天帝としてある。三國史記の高句麗紀では、話がよほど複雑になつてゐるが、それは新羅の史家によつて潤色せられたものらしく、ずつと後世のものである。滿鮮地理歴史研究報告第九、三國史記高句麗紀の批判参照。さて此等の話の記されてゐる書物の時代の順序から考へると、魏書の高句麗の話は論衡または魏略に見える扶餘の話から變化したものであつて、物語の發達の徑路は、雞子の如き氣によつて妊んだのが卵を生むことになり、天から氣の下りて來たのが日光に照らされることになつたものとすべきやうである。雞子の如き氣といひ氣が天から下りるといふのは、餘ほど話が抽象化せられてゐるので、それよりも卵を生むといひ日光に照らされたといふ方が具體的であつて、未開人の心理には適切であるから、これが昔から扶餘民族の有つてゐた話であつて、論衡などは支那思想によつて變改せられたものかとも考へられるが、母が河伯の女であるといふのは、鴨綠江の流域に國をなしてゐた高句

麗に於いて加へられたことであるらしく、又た一方に父を天帝とした話もあるとすれば、論衡などの話が高句麗人に採られて二様に發展し、一つは日光の物語となり、一つは天帝を父とすることになり、卵だけが兩方に共通の話となつた、と見る方が妥當であらう。しかしそれは何れにしても、ヒボコに結合せられた前記の話で、卵が玉になつてゐ、生まれた子が男でなくて女であるだけは、高句麗の傳説と違ふが、それは斯ういふ話の變化としては普通のことであり、又た日光に照らされたことは全く同じである。(照らされたところをほととしたのは日本に來てからの變化であらう。イサナミの命がカグツチを生まれた時の話、アメノウズメの命の天の石屋戸の前での話、神武天皇の卷のセヤタタラヒメの話、崇神紀のヤマトトトヒモソヒメの命の話などに此の語のあるのを參考するがよい。)だから高句麗の話とヒボコの物語との間には必ず關係が無くてはならぬ。さすれば、どういふ道筋で此の高句麗の話が我が國に傳はつたかといふに、續紀卷四〇の延暦九年七月の條の百濟王仁貞等

が祖先のことを奏上してゐる表文中に、此の話が書いてあるのを見ると、それが百濟王の祖先の物語として傳へられてゐたことが想像せられるから、百濟を経て我が國に來たものであらう。此の表文には卵のことは出てゐないが、「百神降靈」とある以上は、其の話が知られてゐたに違ない。但し此の表文の系圖などは信用し難い。だから何の時に其の話が、新羅または韓から來たといふヒボコに結びつけられたのであらう。書紀に見えるツヌガアラシトの話には石の由來が説いて無く、従つて高句麗の物語との間には何の聯絡も無いが、それは恐らくはヒボコの話から轉じて來たのであつて、たゞ肝心の感生説話が脱ちてゐるのであらう。前に説いた如くツヌガアラシトの話そのものがよほど後世の作らしいからである。但しヒボコの話でもツヌガアラシトのでも、大切なのは寧ろ其の玉もしくは石が牛の代償とせられてゐることであつて、後の方では又た石が「郡内祭神」となつてゐる。此の牛の話に如何なる意味があるかは著者の未だ明かに考へ得ないところであるが、それが韓地傳

來の物語である點に興味はある。我が國の牛は韓から傳へられたもので、其の名も韓語の轉じたものであることを思ふと、韓と牛とは聯想し易かつたらうと思はれる。續紀(卷三八)延曆四年六月の條に見える阿智王(阿知使主)の話にも、神牛の教によつて帶方に移住したといふことがあるから、參考するがよい。序にいふが、三國史記の新羅紀には、やはり上代のこととして、其の國主始祖赫居世及び脫解尼師今が卵から生れた話がある。これも多分扶餘の傳説から來たのであらうが、日光の話は無い。しかし駕洛國記(三國遺事所載)に見える加羅の祖先の話にも卵のことがあつて、それが日の如く圓かつたとせられ、又た天から紫繩が下りて來て其の所在を示したといはれてゐるのを見ると、そこに日光の物語から轉じて來た痕跡が認められるが、此の加羅の物語全體が新羅の話の本にして作られたものゝやうであるから、新羅の話にも、もとはそれがあつたのであらう。なほアメノヒボコについての話と此の加羅の話とは、形を成した時代も遙に違ひ、傳來の徑路も同じでは無いやうであるが

何れも高句麗の物語から出て、一は日光が其のまゝであつて卵が玉に變化し、他は卵がもとの姿でのこり、日光が卵の形容や天から下つた紫繩に變つてゐるのが興味をひく。

なほ、ヒボコの妻またはツヌガアラシトの得た女はナニハのヒメコソ神社に祀つてあるといふ。此の神社は肥前風土記によると肥前基肄郡にもあるが、そこにはヒボコの話は無い。ツヌガアラシトのこととしてある書紀の「一書」によれば豊後國前郡にも此の神社があるが、これは風土記にも神名帳にも見えぬ。要するに諸所にあるものであつて、本來ヒボコなどの話とは關係の無いものであらうが、ナニハのはそれがヒメといはれてゐるのと、韓地に對する航路の發着點たる地にあるのとのため、物語に結合せられたのであらう。豊前のヒメコソ神社は、其の名の同じであるところから、後になつて此の話をひきつけたものらしい。後章にいふやうに、神社には、もと人を祀つたもので無いのが、後に段々いろいろの家や氏族に結びつけられてゆく例がある。又

た古事記に、ヒボコがナニハで障へられたゝめタヂマに廻つて上陸したとあるのも、地理上怪しい話である。書紀に引用せられた「一書」には、ハリマに上陸してそれからウヂ河を溯り、アフミ、ワカサ等を経てタヂマに落ちついたと述べてあるが、此の國々をめぐるといふことは、古事記の垂仁天皇の卷に、ヤマノベノオホタカといふものが鶴を追ひ歩いて、ハリマ、イナバ、タニハ、タヂマ、チカツアフミ、ミス、ヲハリ、シナス、コシの諸國をめぐつたとあり、書紀には、景行天皇がツクシの各地を巡幸せられたやうに記してあり、また記紀の何れにも、ヤマトタケルの命が東方の諸國を巡歴せられたといふ話のあるのと同様、ヤマトにゐるものが知識の上に於いて地方を想ひ浮かべるところから生じた思想の所産である。特に此のヒボコの通つた路は、古事記仲哀天皇の卷の末の方に、タケウチノスクネが太子を奉じ、アフミ、ワカサを経てコシの道の口のツヌガにいつて宮を作つたとあるのと同じやうな道筋である。さうして此の仲哀天皇の卷の道順も、ミス、ヲハリ、シナスといふ垂仁天皇の卷のも、地理上甚

だ變であるが、これは頭の中で強いて多くの國を經過させようとしたがために起つた混亂であらう。なほヒボコのは、ヤマトタケルの東巡の物語と共に、國郡制定以後の考て作られ、もしくは改作せられたのでは無いかと思ふが、それは後章に述べることにしよう。それから同じ書に、近江の陶人がヒボコの從者の子孫だとあるのは、歸化人か何かとそこにゐたのをヒボコに結合したまてのことであらう。系圖の製作は昔から勝手に行つたものである。これもまた後に述べる機會があらう。

○之を要するに、ヒボコの物語には一つも事實として考へらるべきことが無い。それは新羅人が我が國に往復することの盛に行はれ、また其のうちには歸化して我が國にとゞまるものができ、やうになつてから、それにもとづいて作られた話と見なければならぬ。更に一步を進めて考へると、新羅が我が國に従屬すべきものであり、我が國が新羅の宗主である、といふ考すらもそれに含まれてゐるやうである。古事記の話では、ヒボコの妻は我が國を、吾祖之

國といつてゐるし、書紀に引いてある一書にはヒボコが日本に聖王があるからといふので歸化したとしてある。此の後の方はツヌガアラシトの話と同様の支那式政治思想、支那式對夷狄觀の適用であるが、それによつても作者の意圖は現はれる。さうして何れの話に於いてもヒボコを新羅の王子としてあるでは無いか。また別の物語との關係を考へると、前に述べたやうに、神功皇后の新羅征討物語に、海に出てみても國が無いといふ話のあることからいつても、これは加羅人來朝の物語と同様、新羅征討物語の出來たよりも後に作られたものであることが明かであらう。餘事ではあるが、高麗朝に作られた三國遺事(卷一)に、東海の濱に住んでゐた延島郎といふものが、巖(又は魚)に乗つて日本にゆき、王となつたのを、其の妻細島女が後を慕つて同じく巖に乗つて夫のところへいつた、二人は日月の精であつたので、之れがために新羅は暗黒になつた、新羅人が驚いて二人を迎へにいつたが、細島女の織つた絹で天を祭ればよいといはれたので、其の通りにしたら、日月が舊の如く現はれた、其の祭

天のところが迎日縣だといふ物語がある。迎日縣の地名説話で、日といふところから日本にも附會したのであらう。迎日縣の名が高麗朝に始まつてゐるところから考へると、此の物語の作られた時代もほゞ知られる。ヒボヨの話と少しく似てゐるところがあるが、全體から見ても支那思想から出たものらしく、勿論ヒボヨの物語とは何の因縁も無い。

次にいふべき新羅の物語は、スサノヲの命が新羅に往復せられたといふ書紀の神代の卷に引いてある二つの「書」の説である。これは古事記には勿論、書紀の本文にも、また多くの「書」にも見えてゐないことであるから、單に此の點から見ても、それが一般には承認せられてゐない物語であつて、従つてつと後の添加であることが推測せられる。さうして樹木の話といひ埴舟のことといひ、すべてが *myth* であることは明白である。が、其の詳しい批評は、神代史の研究に於いて述べることにして、こゝには省略する。たゞ通俗には、此の説話が上代に於いてイヅモと新羅との間に日本海を横斷する航路による

交通があつたことを暗示するものであるやうに、考へられてゐるらしいから、その非なることを一言して置きたい。かういふ交通は前に述べたやうな三世紀以前の新羅の形勢に於いては到底不可能であるのみならず、事實の明かに知られる時代に於いて、我が民族と韓地との交通は常にツクシ方面を本據とし、もしくはそこを經由したのであつて、ツクシ人は勿論、瀬戸内海方面から出かけるにも、後世の如く馬關海峡からの直航にすらよらず、古くからの航路により、又た航海術の幼稚な時代の常として停泊地を成るべく多くする必要もあるため、マツラから舟出してイキ、ツシマを經由したと、さうしてこれについては、魏志の記載と應神天皇以後の國史上の記載とが一致してゐること並にイヅモと韓地との直接の交渉が殆ど史上に見えないことから、また此の通俗の考を肯定することは出来ない。もし我が國が四世紀の後半に對韓經路を開始した前に於いて、イヅモと新羅との直接交通があつたならば、何故にそれが忽然として止み、さうしてそれがつと後までも、否殆ど今日までも

復興せられずらぬたのであらうか、全く説明が出来なからう。また記紀に見えるところからいつても、ツヌガアラシトの話にもヒボコの物語にも彼等が日本海を横断して来たやうには作つて無く、何れも馬關海峡の方面から沿岸航路によつてツヌガ又はタヂマに來たことにしてある(特にヒボコのは一旦ナニハへ來たことになつてをり、書紀の方ではそこから陸路を取つたことにしてある)のは、此の物語の作者が加羅人や新羅人の日本海横断を想像し得なかつたからであらう。スサノヲの命の新羅物語は航路までは考へず、たゞ概念的にイヅモと新羅とを結びつけたに過ぎないのであるが、もし作者がもつと具體的の物語にしようとしたならば、やはりツヌガアラシトの話のやうな航路をとらせたことゝ思はれる。イタケルの命が樹種を播殖するに當つてツクシから始めたとあるのもそれが推知せられる。高句麗人がコシの方面に來たのは日本海横断の道によつたものらしく、當時の人もそれを聞き知つてゐたであらうが、しかしそれは非常な事件として人の耳を驚かしたに違

なく、コシ地方が外人の來着地として特別に注意せられたのも、それゆゑであらう。さうしてそれは縁の薄い遠方の、かういふ航路を取らなければ交通することの出来ない、高句麗人の特殊の事業として考へられたので、平常往復してゐる新羅や加羅に對する航路としては、到底日本海横断などを考へることが出来なかつたのである(事實また高句麗人の、並にそれを繼承した渤海人の此の航路を取つたのは、當時に於ける國際關係に餘儀なくせられたゝめてであつて、此の二國の外には、こんな交通は最近に於ける露國との交渉が此の方面に開かれるまでは全く絶えてゐたのである)。また新羅についていふと、其の國民は本來航海には慣れないものであつたことを考へるがよい。延喜式神名帳の出雲國の部に韓國伊太志神社といふのが幾つもあるが、それも此の地と韓國との間に古い關係のあることを暗示する材料のやうに思はれるかも知れないが、此の神社が出雲風土記の一つも見えてゐないといふ一事でも、それが風土記の作られた天平時代以後に於いて、新らしく祭られたものであ

ること、従つて上代の状態とは關係の無いものであることが推測せられる。なほ此の神は、伊太岐和氣(伊豆加茂郡)伊多太(山城愛宕郡)伊達丹波桑田郡、紀伊(名草郡)印達播磨揖保郡、射楯(同播磨郡)などの文字で現はれてゐる諸所の神社と比照し、なほ播磨風土記(飭磨郡因達里の條)の伊太代の神の記事を參考すべきものであり、韓國の稱呼についても、韓神(宮内省)辛國神社(河内志紀郡)辛國息長大姫大目命(豊前田川郡)など、參照すべきものであらう。何れにしても、それによつてイヅモと韓地との直接の交渉を推すべきものでは無い。

最後に、記紀には見えない話であるが、姓氏錄第五卷新良貴氏の條に、新羅國王の祖先は神武天皇の御兄弟のイナヒの命だ、としてある話がある。記紀の何れにも出てゐないで、ずつと後に編纂せられた姓氏錄にあるといふことが、既に此の話の餘り古くないことを暗示してゐる。多分、神武紀に此の命が海に身を投ぜられたといふことがあるので、それを海外にゆかれたことに取りなし、さうしてそこから發展した物語であつて、新良貴氏といふものが、其の祖

先を皇族に托して家格を尊くしようといふ動機から出たことであり、恐らくは記紀の編纂せられた後、奈良朝ごろに作られた話であらう。(イナヒの命のことは、古事記には妣の國にゆかれたとあり、書紀には母が海神だからといふので海に入られたとあるから、其の意味は分明である。即ち海中に入られたといふのであつて、海外の國にゆかれたといふ話では無い。)なほ宣長は古事記傳(卷三四)に於いて、三國史記の新羅紀に脱解尼師今が倭國の東北一千里である多婆那國に生まれたものとしてある記事を引いて、かういふことのありさうなことをいつてゐるが、三國史記の此等の記事が歴史的事實の記録で無いことは、附録に於いて述べる通りである。

以上は記紀の新羅に關する物語の一々についての話であるが、一般的に考へても、四世紀のはじめよりも前の時代に於いて所謂倭人の韓地と交通したのは主として支那の工藝品を輸入するためであつたから、半島中、樂浪帶方から最も遠く、従つて文化の程度の最も低かつた新羅方面に其のころ倭人が出

かけていつたとは思はれない。後世の状態から推測すると、ツシマ人などに於いては、もつと日常生活に大切な物資を得る必要があつたかも知れぬが、それにしては土地の豊饒な弁韓または馬韓方面に船を向けたに違ない。ずつと後の倭寇なども東海方面に向つたことは西南海の沿岸地方に比べると甚だ稀であることを考へるがよい。又たもし遠い上代に於いて韓地と交通したことが記紀の物語に現はれてゐるとするならば、事實の極めて明白な樂浪帶方がよひのこと、並に其の航路に當つてゐて何程かの關係が必ずあつた筈の弁韓馬韓方面の話が、何よりも先づ無くてはならぬのに、それがまるで見え、さうして文化の上からも政治上の形勢からも地理上の状態からも、又た後世の事例からも、交通のあつたことの甚だ疑はしい新羅の話のみがあるといふことは、取も直さず此の新羅の話が事實の云ひ傳へて無いことを示すものである。世には此のことについて遺物や遺跡の上からの臆測説もあるやうであるが、著者の知る限に於いては、今日のところ、是非共さういふ結論に到達

しなければならぬやうな根據が確立してゐるらしく思はれぬ。よし遺跡や遺物などに於いて新羅と我が國(もしくは我が國の某地方)とに類似もしくは同一のものがあるとしたところが、それが相互間の直接交通の結果で無くては決して起り得ないことであるといふこと、並にさういふ遺跡遺物が我が國(または我が國の某地方)と新羅との外には決して存在しないものであり、其の上にもそれが前に述べた時代のものであるといふことの明證せられない以上は、それをもととしてこんな臆測は加へられない筈である。

以上の研究で、神功皇后新羅征討物語の性質、また上代の新羅に關する種々の物語の史料としての價值は、ほゞ判明したことを信ずる。ところが此の征討の由來がクマツ征伐の時にあるとすれば、其のクマツとは何であらうか。そこで次の問題に轉ずる。

第二章 クマソ征討の物語

一 ヤマトタケルの命に関する物語

クマソに關する説話で最もよく人に知られてゐるものは、いふまでもなく、ヤマトタケルの命がクマソタケルを誅せられたといふ物語である。此の話は記紀の記載がほぼ同様であつて、(1)ヤマトタケルの命が女装して宴席にまぎれ込み、そこでクマソタケルを殺されたといふこと、(2)クマソタケルが命の武勇を讚美して、ヤマトタケルといふ稱號を上つたといふことは、兩方とも一致してゐる。たゞ古事記にはクマソタケルを兄弟二人としてゐるのに、書紀では一人とし、古事記にはタケルの名が無いのに、書紀にはトリイシカヤといふ名が出てゐる上に、またカハカミノタケルともいふとしてゐる。それから命の着られた女のきものはヤマトヒメの命からもらはれたものである、とい

ふ古事記の話が書紀には見えない代りに、弓の上手なものをつれて行かれたといふ書紀の物語は古事記には無い。しかし此等の小異は、物語の中心思想には大した影響の無いことである。たゞ古事記では、ヤマトタケルの命の御行動がクマソ征討の全體であるのに、書紀では、其の前に景行天皇親征の物語があつて、それが詳しく記されてゐるから、ヤマトタケルの命の御事業は比較的軽いものになつてゐるので、こゝに記紀の間に存する一大差異が見える。

さて此の話について、記紀のどれが原形であるかと考へて見るに、第一に叛逆者を二人とすることは、例へば神武天皇東征の話に見えるエウカシ、オトウカシやエシキ、オトシキなどの如く、古い物語の通例であつて、書紀でも、景行天皇親征の時のソの國の會長をアツカヤ、セカヤとし、其の女にイチフカヤ、イチカヤの二人があるやうにしてゐる。同じ時のクマの會長はエクマ、オトクマであり、アソにはアソツヒコ、アソツヒメがある。またヤマトタケルの命に降服したエミシの會長はシマツカミ、クニツカミとして書紀に記してゐる。其

の他、常陸風土記のヤサカシ、ヤツクシ、キツヒコ、キツヒメ、肥前風土記のウチサル、ウナサル、オホミミ、タルミミなど、風土記にも例は多い。或は兄弟とし、或は男女とし、また或は二人の間の関係が明かては無いけれども兄弟男女を連稱すると同じやうな語調で連稱せられるやうに出来てゐるといふ差異はあるが、二人としてあることは同じである。さうしてこれはタカミムスビ、カミムスビ、イサナギ、イサナミ、アハナギ、アハナミ、カミナホビ、オホナホビ、オホマガツヒ、ヤツマガツヒ、イクタマ、サキタマ、イハサク、ネサクなどの例でも知られる如く、神々のに於いて常に見るところであり、又た後の物語でも、外國人を呼ぶ場合にすらクレハ、クレシ、スルキ、ズルキ、エヒメ、オトヒメ、アヤハトリ、クレハトリの類があつて、上代の日本人の趣味から來てゐることらしい。もつとも、叛逆者が何時でも二人に限られてゐるのでは無いので、神武天皇の物語のナガスネヒコのやうに一人である場合もあるが、兎も角も二人連稱せられてゐることが多く、さうして其の由來が上代人の趣味にあるとすれば、クマツタケル

の場合に於いても、古事記の方が原形であらうと推測せられる。但し古事記でも、こゝではクマツタケル兄弟二人とあるのみで、二人、別々の名は出てゐないが、オトタケルといふ稱呼があるから、エタケルと連稱し得るのであらう。なほ、書紀にクマソの酋長をトリイシカヤとしてあるのは、後にいふ景行天皇親征の物語のアツカヤ、セカヤ、其の二女のイチフカヤ、イチカヤと聯絡がありさうであつて、特にトリイシカヤのイシカヤはイチカヤと同語らしい。カヤといふ語の意義は兎も角もとして、これだけの事實は注意を要する。(アツカヤ、セカヤのアツとセとは勿論對照的の意義を含んでゐる。)

それから第二に、斯ういふ酋長の名は、神武紀に見えるトミヒコとか、エウカシ、オトウカシ、エシキ、オトシキ、ウサツヒコ、ウサツヒメ、とかいふ例の如く、トミウカシ、シキ、ウサなどの地名を其のまゝに取つてあるのが古い物語の通例であつて、特殊な固有名詞のあるのは、一步進んだ形式と思はれるから、此の點に於いても、單にクマツタケルといふ名になつてゐる古事記の方が原形らしい。

書紀でも後にいふやうに、景行天皇親征の物語には此の例が多い。第三に、女装せられた其の衣裳がヤマトヒメの命から貰はれたものであるといふのは、女装の由来を説明するのであるが、弓の達人をつれてゆかれたといふのは、物語の中心觀念になつてゐる女装して敵に近づき劍で刺し殺すといふのは、何の關係も無い、否むしろ矛盾した話であるから、これは後から附け加へた贅物であることがわかる。だから、こゝでも古事記の方が古い形である。(但しヤマトヒメ云々の話は無くてもよいことである。特にヤマトヒメの命は伊勢にゐられたといふのであるから、ヤマトタケルの命がそれに會はれるといふのは、東征の場合には自然であるが、西伐の話には不自然である。だから是は多分東方征討の場合に、同じ命から劍と火打ぶくろとを貰つて行かれた、といふ話から思ひついて附加せられたことらしい。)

さて此の物語の女装云々は固よりお断である。ヤマトの朝廷から遠路わざわざ皇子を派遣せられるといふ物語の精神から見ても、クマソは大なる勢

力を西方に有つてゐたものとして、物語の記者の頭にも映じてゐたに違ない。さういふ大勢力が、こんな兒戯に類することで打ち破られるものではあるまい。(書紀にはヤマトタケルの命の風采を、幼有雄略之氣、及壯容貌魁偉、身長一丈、力能扛鼎焉と書いてあるが、かういふ皇子の童女姿を書紀の編者はどう想像したであらうか。もつとも是は、女装の物語の出来た後に於いて、支那風の勇士の形容語を無意味に附會したのみのことと、女装の物語其のものを批判する用には立たぬが、あまり好笑しいから附記して置く。書紀の支那風の文飾は大抵こんなものである。)一體に斯ういふ英雄の説話は、其の基礎にはよし多人數の力によつて行はれた大い歴史的事實があるにしても、其の事實を其のまゝに一人の行爲として語つたものでは無く、事實に基づきながら、其れから離れた概念を一人の英雄の行動に托して作つたのが、普通である。だから、かういふ話が出来るのである。それから、クマソタケルがヤマトタケルの名を命に上つたといふのも、お断であつて、ヤマトタケルといふ語はクマソタ

ケル、また古事記の此の物語のすぐ後に出てゐるイヅモタケルと、同様のいひ表はし方である。即ちクマソの勇者イヅモの勇者に對してヤマトの勇者といふ意味であり、それがヤマト朝廷の物語作者によつて案出せられたものであることはいふまでも無からう(皇子の御本名はヲウスの命とある)。さうして此のクマソタケル、イヅモタケルは、上に述べたやうな地名を其のまゝに人名とした一例であつて、實在の人物の名とは考へられない。實在の人物ならば、こんな名がある筈は無いから、これは物語を組み立てる必要上、それの土地の勢力を擬人し、或は土地から思ひついて人間を作つたのである。さうしてそれは、よし實際そこに何かの勢力があつた場合にしても、時と處とを隔て、即ち後世になつて、又たヤマトの朝廷に於いて、物語製作者の頭から生まれたことゝしなればならぬ。だから此の物語もまた、決して其のまゝに歴史的事實として見ることは出来ないものである。なほこゝで附言して置きたいのは、古事記に、ヤマトタケルの命がクマソの

征討を終へてからイヅモに迂回し、イヅモタケルを誅伐せられた、といふ話のあることである。其の話はクマソ征伐の時の女装と同じやうな詭計が主となつてゐるので、命が豫め作つて置いた木刀を佩いてゐられて、それを或る時にイヅモタケルの刀と取りかへ、さうして其の刀で敵を仆されたといふのである。ところが此の話は、書紀には崇神天皇の時の、イヅモの臣の遠祖のフルネと其の弟のイヒイリネとの間の出来ごとゝしてある(崇神紀六〇年の條)。兩方ともイヅモに關係はあるが、一つの話が全く別の場合、別の人間のことゝなつてゐるのは、かの玉(又は石)から女の生まれたといふ話が、ヒボコとツヌガアラシトと兩方に結びつけられたと同様であつて、興味の内容は話其のものにあり、さうしてそれは本來獨立のものであつたらう。古事記の材料となつた舊辭では、ヤマトタケルの命が東西の反抗者を征討せられた、といふ話があるために、其の命に同じやうな役目をもう一つ付け加へ、また其の西方のがクマソタケルといふ名によつて示されてゐるために、それに相應するやうに、イ

ヅモタケルの名を以てイヅモの勢力を代表させ、それを同じいひ表はし方の名を有せられるヤマトタケルの命が征討せられたやうにしたのであつて、一種の類想から構成せられたものらしい。皇族にも地方の豪族にも、某タケルといふ稱呼が名のやうになつてゐるのは、記紀の二書に於いて、此の場合に限るからである(書紀の方のが古事記の話の作られたよりも後に出来たものかどうかはわからない)。イヅモに一種の勢力があつて、それがヤマトの朝廷に十分服従してゐなかつたため、屢、それに對する征討が行はれたことは、此の物語の裏面に潜在する事實らしいが、以上述べたところを考へると、此の話は其のまゝに事實では無からう。それから山の神、河の神、穴門の神を平定せられたといふことがあるが、これについては別に後章に述べよう。

ヤマトタケルの命のクマツ征討も、物語に現はれてゐるところは事實で無いが、しかし朝廷に服従しなかつたクマツといふ勢力があり、或る時代に多少の兵力を以てそれを平定せられたことは事實らしい。ヤマトタケルの命の

物語は、それを一英雄の行動として作つた話であらう。しかし其のクマツとは一體何であらうか。

一一 記紀に現はれてゐるクマソ

記紀に見えるクマソの記事で最初に人の目につくものは、古事記の神代の卷のオホヤシマ生成の段に、ツクシ(廣義にいふ、即ち所謂九州全部)の島は身が一つで面が四つあり、其の四つはツクシ(狹義にいふ)の國、トヨ國、ヒの國、クマソの國だ、としてある話である。さて此の四國には、他の島々の例の如く一々擬人せられた名が附いてゐて、ツクシの國はシラヒワケ、トヨ國はトヨヒワケ、ヒの國はタケヒムカヒトヨクジヒネワケ、またクマソの國はタケヒワケとなつてゐるが、是について世間に問題になつてゐることがある。それは、ヒの國の名が他の三國のとやゝ趣を異にしてゐて、而も其のうちにヒムカヒの語があるところから、この本文に混亂があつて、ヒムカ(日向)の國が脱けてゐるのだらう、といふ説のあることである。が、面四つとある以上は、特に其の前のイヨのフタナの島が身が一つで面が四つあるといふ記事を承けて、此島亦身一面

有面四とある以上は、其の四つの數に合ふやうに考へねばならぬから、假にタケヒムカヒトヨクジヒネワケの名には何等かの混亂があるとしても、それがためにクマソの國の外に別にヒムカの國が擧げてあつたことは出来まい。ところで、四面のうちツクシ(狹義)は大體、今の筑前筑後、トヨは豊前豊後、ヒは多分、肥前と肥後とであらう。

トヨの中心は後にいふやうに今の豊前仲津郡にあつたらしいから、トヨ國といふのも本來は豊前方面が主であつたらう。またヒの國は、もとは肥前方面のことでは無かつたらうか。肥前と肥後とは中間に筑後が介まつてゐて、それが自然的に一國として、又は一地方名の下に、呼ばれてゐたといふことは頗る疑はしいからである。一つの國といふ觀念もしくは一地方としての名稱は、通常陸地つゞきの場合に於いて生ずる。だから、今の肥前と肥後とを一國としたのは、恐らくは國郡制置の際の人爲的方法であつたらう。さうして、早くからヒの國としてヤマトの朝廷に知られたのが今の

肥前と肥後とのどちらであつたかといふと、それは地理上ヤマト人に早く接觸してゐた點からも、京に近いことから、前者とするのが妥當であらう。一方にトヨ國がツクシに連接して其の東にある以上、ヒの國はそれに對してツクシの西につゞいてゐたらしく思はれ、特に肥前は上代に於いて對外航路の起點となつてゐたマツラ地方を含んでゐて、極めて重要な地域であるから、そこがヒの國としてツクシから特別に取扱はれたと考へるのは、無理で無からう。繼體紀にイハキがツクシ、ヒ、トヨの三國に據つて新羅と氣脈を通じたとあるが、此の記事が事實であるかどうかは別として、其のヒは對韓航路の要津マツラの存在する肥前であらう。もつとも肥前肥後が肥の一國とせられたのは、其の前から肥後地方をもヒの國の名で呼んでゐたからであらうが、それは肥前がヒと呼ばれたとは別のことで、また後のことではあるまいか。もし又たヒといふ名が肥前、肥後かの一方にのみあつて、一から他に及ぼされたのであると見るならば、それは前者から後方に擴

められることはあつても、其の反對の場合を考へることはむづかしくはあるまいか。なほ國の名にある「前」「後」の意味は道の口、道の後で、ヤマトの京からの公道の通過する順序であるが、筑前の方から肥後にゆくには、やはり筑後を通るのが自然ではあるまいか。肥前を経由し海を渡つてゆくこともあつたではあらうし、此の間の海上の交通は古くから盛に行はれてもゐたではあらうが、公道として特にそれを選ぶのは不自然ではあるまいか。だから、こゝにも人爲の跡が見える。宣長は古事記傳に於いて、ヒの國の本國を肥後としてゐるが、それは後にいふやうな書紀の地名説話を絶対に信用してゐるからであつて、著者は寧ろそれとは反對に考へる。なほ次々にいふところを參照せられたい。或は又た今の筑後地方がもとは肥の國であつたと臆測せられなくもないかも知れぬが、さうすると肝心のツクシが極めて小さく、ヒの國が甚だ大きくなるのみならず、肥前から肥後にかけての廣い土地を一つのヒの國と呼ばれる程の一地方と見ることが既に地理上無

理であり、國郡制置の際に何故に其の一部、しかも中央の地方を筑紫に加へ後にそれを筑後にしたかも説明せられなからう。だからどの點から見ても本來のヒの國は肥前方面であつたらしい。しかし古事記の此の物語では、さういふ古い意味でいつてゐるのではなく、やはり肥後をも含めてのことであらう。それは、神代史の研究に述べるやうに、此の物語の書かれたのが比較的後世のことだからである。

さて、ツクシ(狹義)トヨ、ヒの三國は、廣義のツクシの北半をなすものであるから、残りの一つのクマソは其の南半をなすもの、即ち今の日向、大隅、薩摩地方に當るのであらう。北部が三國とせられ南部が一國と見られてゐるといふのは均衡を失してゐるやうではあるが、實際の行政區劃としても、國郡制置の後まで、今の日向、大隅、薩摩三國は日向の一國であつた。大隅國が日向國から分立したのは和銅六年であつて、これは、續日本紀(卷六元明紀)の同年四月の條に、割日向國肝杯、贈於大隅、始羅四郡、始置大隅國とあるので明白である。薩摩の

日向國から分れたのはやゝ明確を缺いてゐるが、同じく續紀(卷一文武紀)の大寶二年(和銅六年)よりは、十一年前(四月)の條に、筑紫七國といふことがあつて、七國は兩筑、兩豐、兩肥の六國と日向とてなければならぬから、此の時までは薩摩地方がまだ日向國の一部であつたらしい。ところが同書に、此の年の八月に薩摩のハヤトの叛亂があつて、それに對する征討が行はれたといふ話があり、其の一〇月の條に、唱更國司云々といふ記事が見えるから、薩摩地方は此の征討の結果として、ハヤトの國の名の下に日向國から分立したのであらう。また行政區劃として、無く、漠然たる地方名として考へても、今の、大隅、薩摩地方がヤマトの朝廷からはヒムカといふ廣い名の下に含めて呼ばれてゐたことは、多分國郡制置以前からのことであらうと思はれる。確證は無いけれども、國郡制置の時に定められた行政區劃の名稱は、其の前からの習慣によつたものであらうと想像せられる。(書紀の神代卷に、筑紫日向可愛之山陵、日向吾平山上陵とあり、神武紀には、日向國吾田邑吾平津媛とあつて、普通に解説せられ

てゐる如く、エもアタも今の薩摩の地方にあり、アヒラは前に引用した大隅の始羅郡だとすれば、此等の記事の書かれた時には、少くとも、ヤマトの朝廷に於いては、薩隅地方をヒムカの總稱の下に呼んでゐたらしいが、其の書かれた時期が判然しないから、それを證據とはしかねる。此等の文句は古事記にも古事記とほぼ同様な記載を有する書紀の「一書」にも見えないが、薩摩大隅が日向から分立したのは大寶和銅年間であるから、其の後に行はれた書紀の編纂の際に、新に斯う書いたのではなく、其の史料となつたものに既に存在してゐたのであらう。しかし、其の史料が國郡制置の前に書かれたと、見なさねばならぬ理由も無いやうである。「さすれば、神代史の國土生成の物語に於いて、廣義のツクシの南半をクマツの國の汎稱の下に一括して呼んだといふことは、必しも怪しむに足らぬ。

但しこゝに考ふべき問題は、此の「クマツの國」といふのは實際世間で用ゐられてゐた名稱か、または物語の上だけのことか、といふことである。ツクシ廣

義に四面があるといふ思想は、クマツが服従し其處がヤマトの朝廷によつて統治せられる國家組織に入つてからのことに違ないが、さうなつてからもなほクマツの國といふ名が實際に用ゐられてゐたであらうか。クマツといふ稱呼が、ヒトカトヨとか狹義のツクシとかいふ名と同様に取扱はれた例は、他には見えないやうであり、また古事記の神代の卷に於いても、ヒムカといふ名は所謂皇孫降臨の話などに於いて現はれて来るが、クマツの國といふことはこゝばかりである。一體、此のツクシに四面があるといふ話は、古事記だけのことであつて、書紀にも多くの「一書」にも見えないのであるから、此の話は初からの舊辭にあつたのでは無く、後になつて何人かの手によつて増補せられたものが阿禮の誦んだ舊辭にのみ現はれてゐたのであらう。單にツクシの島を生むといふよりも、話が精密になつてゐるだけ、一步進んだ思想の所産であることが知られる。さうして、ヒムカの名の神代史に見えることは、記紀の何れに於いても共通であるから、これは初から神代の物語にあつたことであら

う。さすればクマソの國をヒの國やトヨ國と同様に視るのは、其のクマソといふ勢力の亡びてから久しい後に記述せられた物語の上だけのことで、はあるまいか。もしさうとすれば、實際のクマソの範圍を考へるには、此の物語を其のまゝに適用するわけにはゆかぬかも知れぬ。

しかし、それはそれとして置いて、次に古事記の此の條にクマソの國とある。其の國の語が如何なる意義に用ゐられてゐるかを、一應考へて見ねばならぬ。さてこゝにクマソの國とあつてヒムカの國として無いところを見ると、これは國郡制定の前に書かれたものらしいが、同じ時代に國といはれてゐたものには、所謂クニノミヤツコ(國造)の支配してゐるクニ(國)がある。しかしこれはアガタヌシ縣主の管治してゐるアガタ(縣)や、イナギ(稻置)とかワケ(別)とかいふ名稱の領主を有する小區劃と相並んで、互に獨立してゐたものであり、其の區域も狭いのが常であるから、ツクシ(廣義)が四つに分かれてゐるといふ意味での「國」が、國造の「國」で無いことは疑があるまい。さすれば、それがもし國郡制度

の前に書かれたものであるならば、廣い地方を總稱する漠然たる名稱であつて、必しも政治的もしくは行政的の意味を有つてゐないものとしなければならぬ。さて此の用語例はクマソのほかの三國について明かに知ることができる。例へば、一方にウサの國造(神武紀卷首)がありながら、其のウサがトヨ國のウサ(古事記神武天皇の卷の卷首)とも記されてゐるのを見ると、此のトヨ國は、ウサの國造の領地であるウサの國をも含んでゐる、廣い地方の汎稱であることが知られよう。さうして別にトヨ國の直が豊前國の仲津郡中臣村にゐたやうに書いてある豊後風土記の記載が、よし事實を傳へたものであるとしても、此のトヨ國の直の管治するトヨ國の區域は狭いものであつて、例へばウサの國造の領地などをば含んでゐなかつたらう。ツクシのイ下の縣(仲哀紀八年の條、古事記にはイトの村とある)や、ナ(縣)同上は、ツクシ(狹義)の中であつて、其れ等の縣はずつと後まで存在してゐたであらうに、別にツクシの國造イハキがあるのも、それらの縣主と相並んでゐる國造の領主としてのツク

シ(狭義のツクシよりもつと狭いもの)が、イトヤナの外にあると共に、ツクシ(狭義)がイトヤナの縣を含む廣い地方名であることを示すものであらう。これは恰も、古事記垂仁天皇の卷に見えるヲハリの國のミヌの別のヲハリの國と、同記景行天皇の卷にあるヲハリの國造のヲハリの國との關係と、同一である。また、メツラ(マツラ)の國といふ語が神功紀に見えるが、此の國は後に肥前國の管内になつたことから考へると、ヒの國に含まれてゐたかと思はれる(古事記の仲哀天皇の卷には、ツクシのマツラの縣とあるが、これは新羅からの還幸の記事であるから、ツクシは廣義に用ゐられてゐるものと見られる)。

トヨ、ツクシ(狭義)といふ汎稱の起源は或は、トヨ國の直、ツクシの國造の領地たる小さい土地の名から起つたかも知れぬが、よくはわからぬ。(ツクシの國造の本地は、人文地理上の形勢から見て後の筑前方面ではあらうと思ふが、延喜式の神名帳に見える筑紫神社の所在地であるかどうかは、明かして無い。イハキのゐた土地も史上には見えてゐない。筑後風土記に上妻郡

の石人のあるところを彼の墓としてあるのも疑はしい。またヒの國については其の本地を知るたよりが無い。古事記の神武天皇の卷にヒの君があり、欽明紀七年の條にも同じ名が見えるが、それが何處にゐたものか不明であり、また此の記事が肥後をもヒといふやうになつた後に書かれたものならば、其のヒが肥前の方が肥後の方かすらもよくわからぬ。肥前風土記にも、ヒの君について肥後方面に關係のある物語があるが、それとても肥後にゐたものとのみは解し難いやうである。また此の狭義のツクシとかヒまたはトヨとかいふ名が何時から用ゐられたかも不明であるが、もし想像を許されるならば、それらの地方が我が國家組織に入つてからのことではあるまいか。それよりも前からあつたならば、魏志にも見えさうなものであるのに、見えてゐない。隋人の來朝した時の見聞に基づいた記事のある隋書の倭國傳には竹斯の名が出てゐることを參考するがよい。またツクシを廣義に用ゐたのは、ヤマトの朝廷がクマツ方面をも平定せられた後の

ことらしい。

さて、ツクシ、トヨ、ヒ、などの名が、やゝ廣い地方の漠然たる稱呼として用ゐられてゐたことは、以上の考説でわかつた。が、既に漠然たる名稱だとすれば、其の區域は必しも明確では無かつたに違ない。従つて、國郡制定後のツクシ即ち筑前筑後、トヨ即ち豊前豊後、ヒ即ち肥前肥後といふ三國の區劃によつて、それより前にツクシ、トヨ、ヒと呼ばれてゐた地域を精密に推し當てることは、妥當では無からう。またすべての土地が斯ういふ名稱で區分せられてゐたと見るべきものでも無からう。だから、トヨ國が主として豊前地方、ヒが肥前方面であつて、豊後や肥後にはさういふ廣い地方名が無かつたとしても、怪むには足らぬ。古事記の物語の記者はたゞ世間に漠然用ゐられてゐる地方名を漠然取つて、それが地方的區劃の名でもあるやうに、文字の上だけで書きなしたに過ぎなからう。斯う考へて來ると、此等の三國と同様に取扱はれてゐるクマツの國も、やはり漠然たる意味で用ゐられたものであらう。言ひかへる

と、物語の記者も明確なる境域などを考へてはゐなかつたに違ない。だから此の點から見ても、此の話でクマツに關するたしかな概念は得られない。たゞ廣義のツクシの南半がクマツと何様かの因縁を有つてゐるといふことをそれによつて推測し得られるだけのことである。そこで今度は方面をかへて、クマツといふ名の由來を考へて見る。『古事記』の卷の所謂皇孫降臨の條に「襲之高千穂峯」といふことがある。「一書」として引いてあるものには「襲之高千穂天浮橋」とも「襲之高千穂添山峯」ともある。高千穂が何を指すにせよ、單に「襲」即ちツといふ地名があつたことはこれで推測せられる。又た景行紀に見える天皇の巡幸記事の中にも「朕聞之、襲國有厚鹿文迹鹿文者、是兩人熊襲之渠帥者也」とも「悉平襲國」ともある。さうして此のツの平定は、天皇がヒムカの國にあらせられてのこととしてある。こゝにヒムカの國とあることについては後にいふつもりであるが、こゝではたゞ此のツが後のヒムカの國、即ち今の日

向、大隅、薩摩方面にあるといふ本文の地理的記載を引用するまでである。だから、書紀の神代史や景行天皇巡幸の物語が書かれた時には、ソといふ名でヤマトの朝廷に知られてゐた土地があつたことは明かである。但し景行紀の「襲國は、悉平襲國が、殺熊襲梟帥の結果となつてゐ、又た上文にある、討熊襲に照應するものであることを思ふと、熊襲と同じ意味に使つてあるから、是は或は熊襲國の熊が脱ちたのかも知れず、既に集解の著者はさう決めてゐる。が、熊襲國有厚鹿文逆鹿文者、此兩人熊襲之渠帥者也といふのは文章としては極めて拙い。それから此の物語に於いて、ソとある二つの場合には何れも下に「國」の字がついてゐて、クマツとある時には何時もそれが無い（もつとも次のヤマトタケルの命の物語及び神功紀には「熊襲國」とあつて、それを誤だと推すべき理由は無いから、このことは強い論據にはならぬ）。が、それは兎も角もとして、同じ景行紀の皇子の御名を列挙してある條にも、ヒムカのカミナガオホタネといふ妃の所生としてヒムカのソツヒコの皇子の御名、又た別の妃としてソ

のタケヒメといふ名を記してゐて、此のソも景行天皇に關したことであるところから考へると地名のソから來たものであらうから、書紀の此の巡幸物語の記者は此の場合にもクマツといはずしてソといはないには限らぬ。だから或は「脱熊字」とすべきものかも知らぬが、さうかたつけるだけの十分な理由は無い（何故にソとクマツとが同じ意義に用ゐられてゐるかは後の問題として）。なほ古事記には、神代の卷にも景行天皇の卷にも、單にソとしてあるところは一つも無く、古事記とほぼ同様の記載を有する書紀の「一書」にも、タカチホをソにあるとは書いて無い。又た景行天皇の妃や皇子にも、茲に引用した名は古事記には全く見えてゐない。だから以上の話は凡て書紀に於いてのことである。

さて此のソは何處かといふと、ずつと後の續紀（卷五元明紀）の和銅三年のところに「日向隼人曾君云々」といふ記事があつて、此の「曾」は即ち「襲」であることが推察せられるが、さうすると前に述べた大隅分國の記事の贈於が即ちそれに

當るらしい。ところが、肥前風土記の卷首や豊後風土記の日田郡の條には、オホタラシヒコ(景行)天皇の征討せられたクマツを球磨贈於、又は玖磨贈於と書いてある(釋日本紀卷一〇)に引いてある肥後風土記にも球磨贈於とあるが、此の風土記の茲に見える部分は、景行天皇と諡號が書いてあつたり、文章も記事も肥前風土記の卷首と酷似してゐたりするところから見れば、後人の作で、肥前風土記を少し書き直したものであらう。これを見ると、此等の風土記の書かれた奈良朝時代には、クマツのソは日向の贈於だと考へられてゐたやうであるが、これは多分昔から承け襲がれた習慣であらう。播磨風土記印南郡のところには久麻曾とあつて、此の曾の字は前に引いた續紀の記事にも見え、やはり贈於のことである。クマツのソはほとゝ是てわかつた。(此の贈於郡が今の贈於郡では無く、霧島山の西に當る始良郡地方である、といふことは、故吉田東伍氏の地名辭書の大隅の部に説いてあるが、従ふべきであらう。)

然らばクマツは何かといふと、前に引いた風土記ともに球磨又は玖磨贈於と

つゞけてある、球磨が、贈於の北についてゐる今の肥後の南部、球磨川の流域の地名として用ゐられてゐる文字であることを思ふと、風土記の作者はクマツのクマを此の土地の名として考へてゐたらしく、さうしてそれは、やはりソについて述べたと同様、上代からの思想がうけつがれたものと思はれる。景行紀に、天皇がソを平げられた後、ユキからヒナモリを経てクマの縣にゆかれ、それからアシキタへ出られた、といふ話があつて、其のクマには熊襲の「熊」の字があつてゐるが、それが、やはり同じ今の肥後の球磨郡であることは、此の道筋から推測せられる(ヒナモリは延喜式兵部省の卷の驛傳の條に見えてゐるが、前後の驛名から考へると、地名辭書に今の西諸縣郡小林附近としてゐるのは動かぬ擬定であらう)。クマは一般にソと結びつけて考へられ、或は呼ばれてゐたほど、互に接近したところらしい。ソの上にクマが加へられてゐるとゑろから、それはソに對する形容詞だといふ考があつて、宣長は古事記傳(卷五)に於いて此の説を主張し、勇猛の意を現はしたものだといつてゐる。仲哀紀に

クマツニ神功紀にクマツシといふ人名があつて、此のクマはワニ、ワシの形容詞らしくも見え、神代紀の「一書にトヨタマヒメが八尋の大熊罥になられたと書いてもあるから、此の説も一應は證據がありさうに見えるが、ソは地名であるから其の上に強いといふ形容詞を加へることは肯ひ難い。なほ地名にクマといふ語のついてゐるところは所々にあつて、特に九州には甚だ多いが、それは或は地形地貌などに於いて何か共通の點があるのかも知れぬ。それを考へるのは、種々の點から興味のあることであるが、しかしそれはこゝでの問題では無い。(延喜式の兵部省の驛傳馬の條に、日向國の救麻といふのが見えるが、あまり知られない土地であるから、クマツのクマはこゝではあるまい。) さてクマとソとが結合してクマツといふ一つの名らしくヤマトの朝廷で用ゐられたのは、現にクマヤソに交渉のあつた時代には、此の二つは別々の土地もしくは別々の勢力として考へられてゐたのが、事變の遠く消え去つた後、其の話が傳説化せられるに當つて、一つに結びつけられたのでは無いか、とも

考へられる。書紀にクマツとソとが同意義に用ゐられてゐるのも、かういふところから來た混亂かも知れぬ。が、其の反對にクマツといふ名が早くからツクシ方面に行はれてゐて、ヤマトの朝廷ではそれを其のまゝに繼承したてであり、ソとクマとが別の土地もしくは別の勢力であるといふことは、後に此の地方がヤマト朝廷に歸服してから明かになつたものとも考へられるから、一概に決めてしまふわけにはゆかぬ。もし後者であるとすれば、クマツといふ名の出來たのは、或る時期に於いてクマとソとが最も密接なる關係を有つてゐたからのことであらう。「アルサス・ロレイン」といつたり、むくりこくりといつたりするやうに、同一の事情の下にある隣接地、或は共同にはたらいた二つの勢力を連稱することは、怪しむに足るまい。更に一步を進めて考へると、此の二つは其の中の一つが全く亡びたか、又は他に服屬したか、何様かの關係に於いて、一つの政治的勢力に結合せられてゐたのかも知れない。さて、クマツの名義の由來に關する上記の二案の可否は、且らく後まはしに

して、此の名によつて示される勢力は、單にクマツとの地方に限られてゐたかといふに、それが上代に於いてあれ程に名高く、さうして此の方面に於いてヤマトの朝廷に服従しないものゝ代表者である如く、傳へられてゐたことから考へると、もつと廣い地域に其の威力を及ぼしてゐたらしく思はれる。其の狀態については種々に想像せられるが、魏志によつて三世紀ごろの形勢を見ると、クマツの附近にも幾多の小君主土豪が割據してゐて、さうして恰も邪馬臺の卑彌呼の如く、其の上に君臨してゐたものがあつたであらうから、ヤマトの朝廷が初めて此の地方と直接もしくは間接に接觸を生じた時、早くとも四世紀に入つてから後には、クマツ、又は其の中心勢力となつてゐたクマツもしくはツガ、丁度さういふ地位にゐたかとも想像せられる。卑彌呼のころはそれに對抗してゐたといふ狗奴國が、此の時まで存続してゐたとすれば、それは或は此の勢力であつたかも知れぬ。狗奴といふ名がどこかの土地に明かに擬定せられない以上、斷言はしかねるが、さう推測せられないでは無い。

それならば、クマツの勢力の及んでゐた範圍はどれほどであつたらうか、といふ問題が生ずる。ところが、書紀の景行天皇のツクシ巡幸、クマツ征討の物語に於いては、クマツの勢力を古事記のオホヤシマ生成の段のクマツの國と同様、後の日向國、即ち今の日向大隅薩摩地方と見てゐるらしい。そこで、次には其の物語を調べて見る。

三 景行天皇に関する物語

先づ巡幸の御道筋を考へて見る。天皇はスハウ(周防)のサハ(今の佐波郡)の行宮から諸將を派遣して、トヨ國の諸豪を綏服討伐せしめられた。シツ山(今日のどこか明かにわからぬ)の附近にゐるらしいカミカシヒメは逸早く歸順した。ウサ川(今の驛館川であらう)のハナタリ、ミケ川(今の山國川であらう)のミミタリ、タカハ川(遠賀川一支流の上流で田川郡を流れるものであらう)のアサハギ、及びミドリノ川(不明)のツチヲリキヲリといふ土豪は、誅伐せられた。それから天皇は豊前國のナガラに赴かせられた。ナガラはミヤコだとなるから、今の京都郡であらう。次にオホキタにゆかれ、次にハヤミにゆかれた。茲に疑問がある。地理上の順序からいふと、ハヤミが前でオホキタは後でなければならぬ。本文には「到碩田國、其地形廣大亦麗、因名碩田也、到速見邑、有女人曰速津媛、爲一處之長、……自奉迎之」とある。ハヤミがオホキタの一部分

であるならば、これでも地理に合はないことも無いが、他の例から考へてさうは思はれぬ。(前に豊前國とあり、後に日向國、筑紫後國など、ある「國」は國郡制定後の行政區劃の名であつて、このオホキタの國、又は後のソの國、アソの國、ヤメの國などの「國」はそれとは違ふ。國郡制定前に國とあり邑とあるも、其の間に必しも從屬的關係は無い。)のみならず、同じく「到」の字を用ゐてあることから見ても、さう解釋するのは無理である(此の物語には、次ぎくの駐蹕地にゆかれることを、順路に従つてみな「到」としてある)。だから是は、物語の道順に地理上の誤があるとは見る方が妥當であらう。豊後風土記の景行天皇巡幸に関する物語には、書紀の文を其のまま取つてあるに拘はらず、ハヤツヒメの奉迎を大分(即ち碩田)郡の南の海部郡でのごとし、また天皇がスハウのサハから海路すぐに海部郡に向はれたやうになつてゐるが、記事は速見郡の條下に書いてある上に、ハヤミの地名の由來としてハヤツヒメの名を用ゐてゐる甚だ曖昧である。これは、風土記だけに書紀の地理の誤謬に氣がついて、それを

ごまかさうとしたために、却つて一層の混雑を來たしたのであるまいか。もつとも、風土記の大分郡の條には、ミヤコ^{ミヤコ}の行宮から大分郡に行幸せられたやうに書いてあつて、そこは書紀と同様であるが、日田郡の條には、天皇がツクシ巡幸の御歸路に筑後から此の郡に入られたやうにしてあるから、風土記の記者はオホキタの巡幸を其の時のことにしようとしたのかも知れぬ。が、それにしては混雑は免れぬ。或は又たそれほどの統一した考もなしに、漫然と書いたものかも知れぬ。なほハヤツヒメの奏上に、此山に石窟があつて、そこに土蜘蛛があるとあつて、此山の、此は文章の上からはハヤミと解しなければならぬが、後文によると、それはイナバ川附近らしい。イナバ川は次にいふやうにナホイリ地方にあるから、こゝにも地理の混雑がある。又た風土記には「山」の字が無いだけで他は同じであるから、此は海部郡としなければなるまい。いよゝゝ變である。(支那の所謂正史に於いては、史料となつた一つの記録を勝手に節略したり、又た種々の史料の文章を不用意に雜ぎ合はせたりしたゝ

めに、指すところの無い代名詞が現はれたり、聯絡のしどろな文章が出来上がつたりする例が少なくないが、書紀にはそれが無いやうであるから、此處の文章の意味の混雑も、さういふやうなことから來てゐると思はれない。

それから進んでクタミといふ所に行宮を設け、ツバキの市で兵器を作つてイナバ川附近のチタで石室の土蜘蛛を討伐し、進んでネギ野といふところの土蜘蛛を討平せられた。ネギ野はナホイリの縣にあるといつてある。クタミは書紀には來田見の文字が用ゐてあるが、風土記直入郡の條には球覃とあり、郡家の意であらうの北としてある。又た朽網とも書いてある。球覃峯といふのもあつて、それは郡南とあるが、南は北の誤であらう。今の大船(又は大仙)山がそれであることは、火山としてある記事から證明せられる。又たイナバ川は今も其の名があつて、大野川の一支出の上流であり、クタミの南を流れてゐる。ネギ野は風土記に、郡の南の柏原郷の南にあると見えるから、クタミからイナバ川を経て南にあるやうになつてゐる書紀の記載に合ふ。なほ

ネギ野征討の時、天皇が一旦退いてキバラに歸られたとあるが、今もクタミの南にキバルといふところがあるから、是も地理上の順序が實際に適つてゐる。但し書紀によれば、ツバキの市はクタミとイナバ川との中間である、と見るのが自然であり、チタはイナバ川の畔としてあるのに、風土記には直入郡の東方にある大野郡に此の二つを入れて、並に郡の南にあると書いてあるから、クタミともイナバ川とも餘ほどの距離があつて、こゝに書紀の記載と實際の地理との第二の齟齬がある。これは或は風土記の錯簡であつて、ツバキの市もチタも本來は直入郡の條にあつたものだらうといふ説もあるが、古く釋日本紀に引いてあるのもやはり斯うなつてゐるのみならず、此の二つを除くと大野郡の記事は網磯野一つになり、おまけに其の記事の書き出しが「同天皇云々と」なつてゐて、それは海石榴市及び血田の條の、昔者纏向日代宮御宇天皇に應ずるもので無ければならぬから、これを錯簡と見ることはむづかしからう。さうして吉田氏の地名辭書によると、鎌倉時代の文書に、大野郡に屬する緒方庄

の内に智田といふ名が見える、とのことであるから、これが昔のチタの名残りでは無からうか。ツバキの市は今不明であるが、昔は實際あつた名であらう（天和の初瀬の附近にも同じ名のところがあつて、萬葉などにも見えてゐるが、市のたつたところだとすれば、可なり交通の便のよいところであつたらう）。著者は土地の所在に關しては風土記の方が信用すべきものと思ふから、書紀の物語には地理上の錯誤があると斷定する。なほ書紀には、天皇が初め賊を討たうとしてカシハラの大野に宿られた時のこととして、大きな石を柏の葉の如くふみ上げられたから、其の石をホミシといふ、といふ話があるが、風土記には蹶石（フミシ）であらう野を柏原郷の中にあるとしてある。書紀の記事では何處のことか判然しないが、此の賊がネギ野の土蜘蛛をいふのであるならば、風土記の記載と必しも矛盾しない。フミシ野はネギ野の北にあるべき筈だからである。（風土記の記事については後に概論するつもりである。）

話は段々面倒になつて來たが、こゝで本筋に立ち歸つていふと、天皇はそれ

からヒムカの國に入られ、そこで數ヶ月を費して、クマツもしくはソの國を平定せられた。此の時の行宮、所謂タカヤの宮の所在地が今日の日向地方であるといふことは、豊後方面からすぐにそこに進まれたといふこと、クマツもしくはソの平定の後、コユの縣に行幸せられたといふことで、明かである。さてコユの縣では、日の出る方に向いてゐるといふので、ヒムカ(日向)といふ國名を始めて定められたといふ。

それから再び出立せられて、先づヒナモリを経てクマの縣へゆかれた。此の道筋は上に述べた通りであるから、今の西諸縣郡の野尻川の谿谷から(多分薩摩へ流れる眞幸川の上流域を経て)肥後の球磨郡人吉地方へ出られたといふのであらう。さて、こゝまではよいが、其のさきについて第三の地理上の錯誤が現はれる。それは、クマの縣の經路を終られた後に、自海路泊於葦北小島と書いてあることである。此の葦北小島は、此の時清水が湧き出たので天皇がミヅシマといふ名を興へられた、といふ話があるから、球磨川の河口にあつ

てアシキタの北端をなす水島であらう。さすれば、クマから球磨川の河口へ出られたといふのであるが、其の間を海路によられる筈が無い。特にクマに到着せられたのは甲子で、それから其の地の經路があつて、壬申に海路から出かけられたとしてあるから、行文が曖昧であるから、壬申は水島着御の日と解釋すべきものかも知れぬ。此の間の日数は極めて少い。従つて物語の記者は、クマから何處かの陸路を經由して、水島よりも南方のアシキタの海岸に出られ、そこから海路水島にゆかれたと考へたのでは無く、クマがすぐに海に面してゐるやうに思つてゐたらしい。だからこれも、物語の地理と實際とが齟齬してゐるものと見なければならぬ。

それから、暗夜海路を進んでヤツシロへ上陸せられたが、此の時人の焚かない不思議な火を目標にして進まれたので、ヒの國といふ名を興へられたといふ話がある(此の火は海上から見えた陸上の火であつて、海上の火では無い)。それからタカク(高來)に渡り、又たタマキナ(玉名)に渡り、それからずつと内地へ

入つてアソの國へ行き、また立ちかへつて海に近い筑後のミケ(三池)へ出、それから東へ進んでヤメ(八女)イクハ(浮羽)にゆかれたといふので、こゝで巡幸の話は終つてゐる。

さて此の物語は、果して事實として見るべきものであらうか。それについて第一に考ふべきことは、前に述べた如く地理上の錯誤の多いことである。これは此の物語が事實の記録として信じ難いことの一つである。事實の記録に於いても誤謬は有り勝ちであるが、これは少しく誤が多すぎる。さうして其の誤の第一と第三とは机上に於いて地理的知識の明確で無い遠方の地名をつなぎ合はせる場合に生じがちな性質のものである。第二に、此の物語を構成する種々の説話は、主として地名を説明するために作られたものである。土地が廣いといふオホキタ、海石榴の木で兵器を作つたといふツバキの市、土蜘蛛が誅伐せられた時に血が流れたからだといふチタ、石をふみ飛ばされたホミシ、日の出の方に向ふヒムカの國、水のわき出るミツシマ、火の見た

ヒの國、アソツヒコ、アソツヒメがゐるからといふアソ、大きい木があるといふミケ、ヤメツヒメがゐるからといふヤメ、蓋を忘れたからといふイクハ等、巡幸の道筋の主要なる土地に皆な此の地名説話がある(豊後風土記は、上に述べた如くハヤミにも斯ういふ説話を結びつけてゐる)。ヒムカといふのも、ユユの縣のどこかにさういふ地名のあることがヤマトの朝廷にも知られてゐたので、例の音聲の類似から、日に向ふといふ説明をそれに加へたのであらう。(ヒムカの名は廣い地域にも適用せられてゐるが、其の本地はユユの縣附近であつたことが此の説話の作られてゐることによつて知られる。)さうして、此の種の説話を除けば、物語の大部分が空虚になる。此の地名説話が事實と見なすべきもので無いことは、少しく古今東西の地名に関する傳説を覗ひ知つたものゝ、何人も首肯するところであらう。(前章に述べた神功紀の御笠が風にふみ墮されたからカサだの、御心が安まつたからヤスだの、又た皇子を生まれながらウミだのといふのも、之と同じである。またツヌガやミマナの説話に

ついても、前に述べて置いた。さうしてこの國の名の起源について、肥前風土記に、空から火が下りて來たからだ、といふ全く別の話のあるのは、前に述べた如くツヌガに二つの物語があり、又た肥前風土記の佐嘉郡の名の説明に二つの話を擧げてあると同様、一つの地名に種々の説話が作られ得ることを示すものであり、又た大木の物語が同じく肥前風土記に佐嘉郡の名の説明として用ゐられてゐるのは、チタと同じ話が神武紀のウダのチハラにも適用せられ、神功紀のヤスと同じ説明が出雲風土記の安來郷に用ゐられてゐるやうな例と共に、一つの説話が所々の土地に結合せられ得ることを示すものである。(釋日本紀卷八に引いてある播磨風土記にも、明石驛家駒手御井について同じやうな大木傳説があるが、これは地名説話として用ゐられてゐるかどうか、引用してあるだけのところでは不明である。古事記仁徳天皇の卷の大木の話も地名には結びつけて無い。なほ序にいふが、神功紀に見えるカサの地名の説話と似た話が、姓氏録卷五に於いては笠朝臣の氏の起源として用ゐてある。

地名の起源を説くのも、人の名や家の名の起源を説くのも同じ心理から出ている。かう考へて來ると、前に地理上の錯誤があるといつた中の第二は、ツバキの市とチタとの名が、丁度あゝいふ説話を作つて戦争の物語に挿入するに都合がよかつたため、深く僻地の地理の實際を考へずに、ヤマトの朝廷の物語記者が机の上で、クタミやイナバ川に結びつけたから起つたことだらう、と思はれる。

第三には、人名に地名を其のまゝ用ゐたものもあることである。ハヤミのハヤツヒメ、ヒナモリのエヒナモリ、オトヒナモリ、クマのエクマ、オトクマ、アツのアツツヒコ、アツツヒメ、ヤメのヤメツヒメ、などがそれであつて、ハヤツヒメ、アツツヒコ、アツツヒメ、ヤメツヒメ、などは人名から地名が起つたといふ説話とは反對に、事實は地名が人名のもとであり、さうして斯ういふ人名は、勿論、實在の人物の名とは思はれぬ。モロアガタの君のイツミヒメといふ名も、應神天皇の妃としてヒムカのイヅミのナガヒメといふのがあることから考へる

と、やはり地名から作られたのであらう。だから此等の人名はヤマトの朝廷に知られてゐる有名な土地について、物語を作るために案出せられたものと考へられる。それが各地に都合よく行き渡つてゐるのも、此の故であらう。歴史的事實の記録たることが疑の無い、また實在の人物たることの明白な場合には斯ういふ名の無いことを考へるがよい。それから、こゝに擧げた例でも見られる如く、人名には二人づゝ連稱せられるやうに出來てゐるものが多い。これは地名から作つたものゝみて無く、其の他の場合でも同様であつて、クマツにアツカヤ、セカヤの二人の會長があり、其れにイチフカヤ、イチカヤの二女があるといふなどは、其の最もよい例である。此の二女の父が二人の會長のどちらであるか、わからないところに、二人づゝの人間のあるといふことが主なる着想であつて、父子の關係などは顧慮せられなかつたことが見られる。さうして斯ういふ人間は歴史上の存在で無くして、空中に案出せられたものと見なければならぬ。ハナタリ、ミミタリといふやうなものもあつて、全

く所を異にして其の間に何等の關係の無い二人の會長に、こんな名のつけられたのが實在の人物でないことを示してゐる。ツチヲリキヲリ(タチヲリキヲリ?)といふのは一人の名になつてゐるが、これは二人に分化する可能性を有つてゐる。神武紀に、ガタキまたカタタチといふ地名のあることを參照するがよい。もつとも、ハマミヒメのやうに一人のもの、ウチサル、ヤタ、クニマロのやうに三人あつて連稱することの出來ないものもあるが、少くとも其の多數が連稱するを得べき名を有する二人であるといふことは、かういふ人間が實在のもので無いことの證據であらう。

なほ第四には、多く兵を動かさば百姓の害であるといふので、鋒刃の威を假らずしてクマツを平げようとせられたといふ話、クマツの會長の二女を陽に寵し、姉の方のイチフカヤの計を用ゐて會長を殺させて置きながら、其の女の不孝を惡んで之を誅せられたといふ話が、支那思想であることを考へねばならぬ。また第五には、ヒムカでヤマトを憶うて詠ませられたといふ歌が、古事

記ではヤマトタケルの命のイセでの詠として載せられ、而もそれが決して遠方におて故郷を思ふ歌とは見えぬこと、また決して一首の歌として見るべきものでないことを、注意しなければならぬ。これは本来無關係な歌が、甲の話にも乙の話にも結びつけられる一例であつて、古事記の仁徳天皇の卷に見える歌が、丹後風土記で浦島物語に適用せられてゐると同じやうなことである〔文學に現はれたる我が國民思想の研究、貴族文學の時代、序論第二節、參照〕。

かう考へて來れば、此の物語を構成する種々の説話は、決して事實の記録で無いことが知られよう。さう思へば、トヨ國のミヤコに行宮が設けられたといふのも、ミヤコの地名から起つた話であるらしい。ナガヲの縣の名が別にあるが、此の縣が即ちミヤコであるとは限られず、二者のさすところに範圍の廣狹があるとも解せられる。(ミヤコといふ語は皇都といふ意味には限らぬ。一體に古い地名は意味のわからぬのが多いことを考へねばならぬ。)

ところで、此の物語の本旨は一體どこにあるだらうかといふと、物語の最初

に「熊襲反之、不朝貢」といひ出してあること、特に「議討熊襲」と筆を起こし、「悉平襲國」と結んで、クマソ(もしくはソ)の征伐の記事には別段の注意がしてあることを考へると、此の物語の中心觀念はクマソの征伐であることがわかる。(書紀の記載では豊前豊後地方に於ける幾多の土豪に對する經略が、一二年の九月一〇月の二ヶ月間とせられ、肥後筑後地方の豪族征伐として、ヒナモリから出立して、イクハにゆかれるまでの時日も一八年の三月から八月までの六ヶ月間になつてゐるのに、クマソの平定は一二年の一月から一三年の五月までかゝり、クマソの征討及び其の地方の綏撫と密接の關係があるべきヒムカの國の御滞在が一二年の一月から一八年の三月までの長年月とせられてゐるので、これも此の物語の主旨がクマソ征討にあることの一證であるやうであるが、しかし此の年代記的敘述は物語の原形では無かつたらう。然るに其の征伐の方法は女の詭計を用ゐて酔つてゐる間にクマソの會長を殺したといふのであつて、それもヤマトタケルの命のクマソ征討物語と同工異曲であ

り前者は後者から轉化したものとして説明することが出来る。決して事實らしくは無い。又たヒムカの國の行宮のタカヤの宮の名は書紀の神代卷に見えるホホデミの命の御陵の名のタカヤ山と同じであるが、これも記者の腦裡に於いて此の二者の間に一種の聯想があつたのではあるまいか(タカヤ山については後章にいはう)。

然らば此の物語に於いて、クマツ其のものはどう見られてゐるか、どれだけの勢力を有つてゐたものとしてあるかといふに、天皇がヒムカの國に入られてから其の征討に着手せられ、それを平げられてから、ヒムカの國造の祖を生んだミハカシヒメを妃とせられたといふ話を思ひ、さうしてそれに、やはりクマツ平定の後コユの縣に於いてヒムカの國名を興へられたとしてあることを参照すると、ヒムカの本地たる今の日向地方、少くともコユ、モロアガタ方面はクマツに屬してゐたやうに物語の記者は考へてゐたのであらう。もつとも書紀の文面だけでは必しも斯う解釋しなくてもよいので、今の日向地方は

征討の策源地とせられたのみであつて、クマツの領土では無く、さうしてそれは前から既に朝廷に歸服してゐたのだ、といへばいはれないことも無い。けれども物語の記者の心理から推測すると、これはクマツを考へるに當つて、第一に又た力強く、ヒムカの觀念が現はれて來たことを示すものであつて、それは即ちヒムカを昔のクマツの地と思つてゐたからであらう。さうして、神功皇后の新羅遠征にしてもヤマトタケルの命のエミシ征服にしても、みな其の本國、其の領土の内に進まれたやうに物語られてゐるのは、かゝる場合の作者の思想の傾向を見るに足るものであらう。さうして、ソの名稱の起源が後に大隅國に入つた贈於郡地方であるとすれば、又た其の大隅地方が後までも日向國の一部であつたとすれば、それらのことも記者の頭にはあつたであらうから、此の物語ではクマツが、少くとも今の日向大隅地方の諸豪族を統治する、可なりの大勢力としてあることが推測せられる。かう考へて、豊前の南部及び豊後地方にミミタリ、ハナタリ、ツチヲリキヲリ、アラ、シロ、ウチサル、ヤタ、クニ

マロ等の幾多の土蜘蛛が、肥後及び筑後の南部地方には、ツツラ、アツツヒコ、アツツヒメ、ヤメ等の幾多の土豪があつて、それら、獨立の勢力を有し、而も其の多くは反抗者とせられてゐるのに、此の廣い日向大隅地方には、ヒナモリ、モロアガタの酋長の名があるのみで、それも初から服従者として取扱はれてゐることを思ふと、此の地方は「マツ」といふ一つの勢力として、物語の記者の頭に映じてゐたことが推測せられる。(事實は此の方面にもクマツタケルに服従してゐる幾多の小首長があつたであらうが、こゝていふのは物語の記者の思想のことである。もつとも物語にも「クマツのヤツタケル」といふ語はあるが、これは神武紀にも「シキのヤツタケル」とあると同様、酋長の同類が多いといふ意味であつて、酋長に屬する地方的小君主が多いといふやうなことは無く、また特殊の事實に基づいた觀念を表はすものでは無くして、物語としての通有の語である。) また今の薩摩の地方も、恐らくはクマツに含まれたものとして見られてゐたであらう。といふのは、クマツ征討の前後に天皇が豊前

の南部、豊後、肥後、筑後地方を巡幸し、諸所を経略平定せられるやうにしてゐるのに、大隅、薩摩地方がそれに漏れてゐるのは、クマツの征討に其の方面の平定が含まれてゐると見られるからである。ところが斯ういつて來ると、おのづから再び前に述べたソの國の問題に逢着しなければならぬ。それは此の物語ではクマツの經略の外にクマの征服があるからである。上文には混雜を避けるために便宜上、本文の示す如くクマツとソとをやゝ曖昧な態度で同一視して述べて來たが、茲に至つて再びそれを明確にしなければならなくなつた。さうして、それは又たおのづから、前のクマツの名義の由來について述べた二案の可否といふことに關聯を生ずる。

さて書紀の「襲」と書いてあるのが、もし「熊襲」の誤で無いとすれば、ソはクマツと全く同じ意味に用ゐられてゐるのであるから、物語の記者はクマツとソとを同一視してゐたのであらう。けれども、ソの平定とは別にクマの經略をも書いてゐるのは、それと矛盾するやうである。そこで、是はどう解釋すべきも

のかと考へて見なければならぬ。此のソとクマとの並立が、もし古い材料から間接に傳へられたことだとすれば、事實上ソとクマとは別のものとして經略せられ、後にそれが傳説化せられるやうになつて、クマソといふ汎稱の下に結合せられたのだと考へ得なくはなく、さうして、書紀もしくは其の直接の材料となつたものに於いては、此の傳説的稱呼と歴史的の名稱とが記者の腦裡で混同せられたゝめに、クマソとソとを或る場合に同一視したのであらうと思へば思はれる。が、單にソと書いてあるところが古事記の方には一つも無いといふことは、此の名の物語に現はれたのが寧ろ新しいことを暗示するものだ、ともいへばいはれるし、又た書紀に見えるクマとソとの有様が、其の地方の經路が實際に行はれた時の状態として傳へられたものならば、クマは一小地方的勢力であつて、ソと連稱せらるべき程のものとも思はれぬから、此の考へにはどうも受け取り難い點がある。それよりも、クマソといふ名が古くから聞き傳へられてゐた名であつて、それが後までも襲用せられ、ヤマトタケルの

命の物語もそれによつて作られたと見る方が適切であり、書紀の史料となつたものが景行天皇の物語に於いて別にクマの經路を書いたのは、さういふ土地を知つてゐたゝめに所々の土蜘蛛平定の物語を作つたと同じやうに、頭の中で考へ出されたことであり、ソの國といふ名もやはり同じ事情から偶然クマソ征討の物語にまぎれ込み、クマソとソとが混同して取扱はれるやうになつたもの、と見るべきであらう。

或は又た、クマとソとに限らず、一體に此の方面には多くの小君主があり、ヤマトの朝廷は漸次それらを經略したのであつて、クマソといふやうな名は、たださういふことの行はれたといふ傳説に基づいて、一つの征討物語を作るに當り、其れらのうちのクマとソとの名前を取つて、机の上で作つたものでは無からうかといふ疑も起り得る。クマソといふ名が物語にのみ現はれてゐること、クマとソとを結合してクマソといふことが、實際の稱呼としては、やゝ奇異に感ぜられないでも無いといふこと、などもそれを助ける。けれども、此の

地方の住民がハヤトとして後までも特別に取扱はれてゐたこと、上代の物語にあれば有名であること、また後にいふやうに此の地方の経略の時期が比較的新しく考へられること、従つてそれには餘ほど頑強な抵抗力があつたと推測せられること、などから考へると、其の地方が政治的勢力として一團結をしてゐたことは事實らしいから、それを呼ぶ實際の名稱は何かあつたであらうと思はれ、さうしてそれがあつたのに、別に新しく机上で製作する必要は無かつたらうから、クマツはやはり傳說的に古くから用ゐられた稱呼として解釋する方が、妥當であらう。

さて斯う考へて來ると、物語の上に於いて一つの勢力として現はれてゐるクマツは、實際やはり一つの大勢力として附近の諸豪族を統轄してゐたものであつたらう。さうして或る時期に於いてヤマト朝廷がそれに對する経略を行つたことも、事實として考へてよからう。もつとも、其のクマツの勢力の範圍がどこまで、あつたかといふことは、單に此の物語の上に現はれてゐる

ことだけで決めるわけにはゆくまい。物語は畢竟物語だからである。前に述べたやうにクマツ征討の外にクマ経略が語られてゐるのでも、物語の示すところを其のまゝに事實と見ることの出来ないことはわからう。しかしクマツが廣義のツクシの南部であることは、すべての形勢から推測して疑が無くからうし、クマとソとが前に述べたやうな土地であることも確かであらうから、此のことゝ、國郡制定の後までも今の日向、大隅、薩摩が一國として取扱はれてゐた事實とを参照して考へると、大體に於いて物語の示すところが是認せられさうである。さすれば、古事記のオホヤシマ生成の段に於いて、クマツの國の名をトヨヤヒや狹義のツクシと同様に取扱つてゐることが物語の上だけの話であるにせよ、クマツと云ふ名によつて示される土地がほゞ今の日向大隅薩摩方面を含むものゝやうになつてゐるのは、一般に承認せられてゐたことであつて、それは即ち昔の歴史的事實に基礎があるのでは無からうか。(此の物語に於いてクマツの國が擧げてある以上、別にヒムカの國のあるべか

らざることは、此の點からも明かであらう。

たゞクマ地方が名稱の上から見て、クマツの勢力に従属してゐたとすれば、肥後の南部もまた其の範圍に入るべきものであらう。従つて、今の肥後の全體が朝廷に服従したのは、クマツの勢力の破壊せられた後のことと見なければなるまい。肥後方面に對しては、ツクシから近い土地でもあり、海上交通の便利もあつて、今の日向地方よりは比較的早く、經略の手が伸びてゐたてはあらうが、同じ海岸つゞきの薩摩まで及んでゐないとすれば、クマツの勢力は此の方面に於いても、可なりに強い抵抗を示してゐたのでは無からうか。物語に於いて、クマツ親征の前後に豊後、肥後地方を主として其の附近を巡幸し、所々の土豪を征討または綏撫せられるやうにしてあるのは、此等の地域が、兎もすれば朝廷に服従しない土豪のすみかとして、或る時期に朝廷から考へられてゐたことを示すものでは無からうか、とも思はれるが、もしさうとすれば、其のうちにはクマツの勢力と何等かの聯絡のあつたものがあるかも知れぬ。

と考へられぬでも無い。しかし此の巡幸區域中には筑後もあり豊前もあるので、それらの地方の朝廷に對する地位は、ほゞ筑前や肥前方面と一様であつたことが、地理上の形勢からも推察せられ、従つて此の物語の書かれた時に於いて、特に其の地方に反抗者のあつたやうな記憶が強く遺つてゐたらしくも見えないから、これは物語の記者の構想から出たことであらう。もつとも、巡幸區域が豊前の北部や筑前や肥前を除いてある點に、廣義のツクシに於いて其の北部を中部以南とは區別して取扱つてゐる記者の意圖は、視はれ、さうしてそれは、大觀すれば實際の形勢から來てゐることでもあらうが、物語に現はれる區域によつて的確に分界線が劃せられるのではあるまい。特に此の物語は古事記には見えないことであつて、後にいふやうに可なり後世に撰述せられたものらしいから、なほさら斯う考へられる。韓地經略の行はれてゐた時代に於いて、其の大切な根據地であるツクシの北部を側面もしくは背後から直に脅かされるやうな状態に、筑後附近を放置してあつたとは思はれない。

だから、これはクマソの勢力を考へる場合には、深く顧慮すべきことでは無からう。

それから、此のクマソの勢力の根拠がどこであつたかは、容易に判断しかねる。クマソといふ名は本来クマとソとから起つたので、其の名がツクシ方面に傳へられた始には實際クマ又はソが勢力の中心であつたらうが、勢力の消長は斯かる豪族の間にもあつたらうから、其の名は同じくクマソと呼ばれてゐても、實際の勢力の及ぶところ、或は其の中心點は、時によつて變動が無かつたともいはれない。さうしてクマソの平定と密接の關係のあるヒムカについて、其の地名説話がコユに結びつけてあり、國郡制置の後の日向の國府がコユにあり、其の前に國造のゐたところもヒムカの地名説話と後の國府の所在とから考へると、多分同じコユであつたらしく思はれ、またモロアガタの君イヅミヒメの名が見え、後に仁徳天皇がモロアガタの君の女カミナガヒメを妃とせられたとあるやうに、コユとモロアガタとが、或はヒムカの中心とせられ、

或はヤマトの朝廷にもよく知られてゐる地名らしく物語に現はれてゐるのを思ふと、クマソ経略の當時に於ける實際の中心は、寧ろコユ、モロアガタ地方では無かつたらうかとも臆測せられる。物語に於いてコユやモロアガタが如何に取扱はれてゐるかは、必しも深く拘泥するに足らず、又た勿論、有力な證據とはならないのであるが、後の事實から推して斯う考へられるのである。特に交通上の地理的形勢と古今の事蹟とによつて見ると、ソの地方、即ち今の大隅方面の経路がもし實際に行はれたならば、それは肥後方面から進むのが順路であるやうに思はれ、平時に於ける行政上の交通系統も、やはり同様であらうと思ふが、後までも大隅薩摩方面の政治的中心が却つて東方の日向にあり、物語に於いても日向が重要視せられてゐるのは、此の自然の状態に背くものであるから、それには何か特殊の理由が無くてはなるまい。さうしてそれは、やはり或る時代に於いて日向が大なる勢力の根據地であつたからでは無からうか。(序にいふがヒムカの國造が、物語に於いてクマソの勢力範圍と考

へられてゐたほど、廣い區域に政治的勢力を及ぼしてゐたかどうかは不明である。普通には國造の領地はそんなに廣いものではない。ヒムカは例へばヒムカのソのタカチホといふ場合の如く、廣い地方の名としても稱せられ、また國造の冒す名ともなつてゐたが、それは恰も地方名としてのツクシ、トヨなど、國造の領土としてのツクシ、トヨなどの範圍が違ふと、同様であつたらう。現に地方名としてはヒムカに包含せられてゐた筈のモロアガタ、ソなどに君といふ首長があつたことは、前に引用した書紀または續紀の本文で知られる。元明紀の曾君といふのも、國郡制定前の地位に伴ふ稱呼が遺つてゐたのであらう。たゞ邊裔の地方だけに、國造とても特殊の權力を多くの小首長の上に有つてゐたかも知ぬ。

然らば、其のクマツの平定は何時ごろのことかといふと、それは到底明かにはわからなからう。たゞ大體から考へて、如何に早くとも四世紀以後であることには疑が無いが、記紀などに於いて明證は求められぬ。書紀の記載を見

ると、清寧紀の四年の條に「蝦夷華人並内附」とあるが、此の記事は、支那の所謂正史に於いて外夷の來朝を記す場合の筆法と、全く同じであるのみならず、ハヤトをエミシと並べて書いてある點から見ても、事實の記録であるかどうか甚だ疑はしく、證據とするには躊躇しなければならぬ。欽明紀元年及び齊明紀元年の條にも、同じやうな記事があるが、齊明紀の方には、同じ年に來朝したエミシのことが月日を明かにして詳しく書いてあるのに、其の外に別に斯ういふ曖昧な記事が單に其の年のこととして出てゐるのは、益、其の史料としての價值を疑はせる所以である。崇神紀一一年の條に「是歲異俗多歸、國內安寧」とあるのを参照するがよい。だから是等の記事は且らく論外として置かねばならぬ。(ハヤトとクマツとの關係はやゝ曖昧であるが、前に引いた如く、日向華人曾君といふ明文もあるから、クマツの名稱の一由來である贈於郡の地方の住民も、やはりハヤトと稱せられてゐたに違ない。ハヤトはハヤヒトで暴れものゝ義であらうから、是はクマツ地方の住民を一般に呼んだ名では無か

らうか。今の大隅の地たる贈於郡のものがハヤトといはれたのを見ると、同じくソの勢力に属し、或る時期には其の中心となつてゐたかと思はれる今の日向地方の民も、さう呼ばれてよい筈である。それが薩摩地方の民に特殊な名稱のやうになつたのは、日向方面のものは漸次歸順して行つたのに、薩摩地方のものが後までも舊態を保つてゐたからでは無からうか。いひ換へると、ハヤトの範圍が漸次奥の方へ狭められて行つたのでは無からうか。

しかし、こゝに注意すべきは、神代の物語にヒムカの名が出てゐることである。書紀の方には、ヒムカのソのタカチホといふやうな語も見えてゐて、是は明かにヒムカといふ名がソよりも廣い地方名として用ゐられるやうになつてから書かれたものに違ないが、此の語のあるものは比較的後世の手が入つてゐるらしく思はれるから、且らく別問題としても、皇孫がヒムカに降臨あらせられたといふ話は、記紀の何れにも共通な物語であり、神代史の骨子をなすものであることから考へても、神代史といふものが記述せられた最初から存

在してゐたのであらう。ところが、ヒムカはクマツが歸服してから後に用ゐられた名であらう。ヒムカの地方がまだクマツと呼ばれる勢力に属してゐた時代に、廣い地域の稱呼としてこんな名がある筈は無い。書紀がヒムカの國造の祖を景行天皇の皇子とし、このことは古事記にも見える、ヒムカの名が天皇の御命名であるとしたのは、例の地名説明の物語であつて、歴史的事實とは認められないが、それをクマツ平定の後のこととしたのは、極めて自然である。又た名稱は何れにもせよ、神代史に於いてヒムカの土地が皇室の發祥地として語られてゐるのは、神代史の形成せられた時には、クマツが既に服屬してゐたからに違ない。さすれば何時クマツが討平せられたかを推定するには、神代史述作の時代が一つの基準になるのであるが、それは、神代史の研究に述べるところを俟つて知られるであらう。たゞ豫め著者の見解を述べて置くならば、それは六世紀の中ごろであつたらしいから、クマツの服従はそれより前のことであつたといふ推測ができるのである。神代史の研究第二十四章

参照。もつとも斯ういふ迂曲な考へ方をするまでも無く、此の書の總論第四節に説いた如く、帝紀舊辭其のもの、最初の編述が六世紀ころであるとするれば、物語としてそれに現はれてゐるクマツの服従がそれより前のことであり、物語として衆人の前に提出せられ得るだけに、事實其のことが人の記憶に確かたなくなつてゐるほど、可なりの時代を經過した昔のことである、といふことができるのであるが、今はさういふ説きかたを避けて置きたい。物語の内容の上からの推論をするのが主旨だからである。

次に今一つ参考に資すべきものは、宋書の倭國傳に見える昇明二年(478)D)の倭國王武の上表に「自昔祖禰躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧處、東征毛人五十五國、西服衆夷六十六國、渡海平海北九十五國」とあることである。此の文は、我が國の勢威を張揚するために大袈裟に書いてあるのであるから、それを直に事實と見ることはむづかしいが、兎も角も斯ういふ文の書かれたのは、昔の或る時代にはまだ服屬してゐなかつた西方の衆夷が、此のころには既にほゞ歸服

してゐたからであらう。さうして、それは即ち所謂クマツに當るものでは無からうか。毛人云々とあつたとて、事實上、エミシ全部が服屬したので無いことは勿論であり、またそれは必しも文字通りに中央政府自身で大征討を行つたものと見なくてもよいのであらうから、それと同じやうに書いてある西方の衆夷についても、かう推測することは確實な考へ方とはいはれないが、奥の知れないエミシと限りのあるクマツ方面とは、すべてに於いてママトの朝廷に與へる感じが違ふから、書き方は似てゐても事實に違があると考へるのも、全くの無理では無からう。さて此の昇明二年は我が雄略天皇の時代に當るらしい。(こゝに衆夷とあるのは必しも異民族といふ意味では無い。次章に説くやうに、漢文流の文飾のために地方人を夷と稱することは、同じ我々の民族に對しても行はれた。ましてこれは支那人に誇示するための文であるから、そのつもりで見なければならぬ。)

これらのことから考へると、五世紀の中ごろには、物語でクマツといはれて

ゐる地方は、大體ヤマトの朝廷に歸服してゐた、と見て差支が無からうか。四世紀の後半に於いて、既にツクシの北部を根據として、韓地に手を出すやうになつた以上、其の南部が何時までも放置してあつた、とは思はれない。或は又た北部の領有と同じ四世紀の前半に既に南部をも經略した、と想像せられなくも無からうが、北部の經略については上代の物語に全然其の痕跡が無く、クマツ征討のみが際立つて現はれてゐるのを見ると、其の間には大なる區別があるものとして世間にも考へられてゐる物語の記者の頭にも映じてゐたらしい。かの古事記に見えるオホヤシマ生成物語のツクシ四面の話に於いて、ヒムカといはずしてクマツと稱してあるのも、そこが一種特別の地として見られてゐたからであり、さうしてそれは、其の服屬が比較的新しいことであつたからであらうと考へられる。だから、それは北部三國の領有の後多少の時間を隔てゝのこと、言ひかへれば如何に早くとも四世紀の終、多分は五世紀の前半のころに於いて行はれたことではあるまいか。宋書に見える上表に於い

て現になほ反抗してゐるエミシ、經營の困難になつて來た韓地(海北)と並べて、西夷を擧げてあるのも、其の服屬がなほヤマトの朝廷の記憶に強い印象として存在してゐたからではあるまいか。もつとも事實としてのクマツの平定は必しも一時に行はれたのでは無からうし、最も僻遠の地である薩摩地方は、五世紀ごろに於いても十分に歸服してゐたか、疑はしく無いので、國郡制定の後までも、よほど特殊の状態であつたことは、書紀や續紀の種々の記載から想像せられ、大寶年間にも叛亂が起つたほどであるが、今の日向、大隅、肥後方面を統治してゐる朝廷の勢力は漸次そこにも及んでいつたこと、と思はれ、いつしかヒムカの地方名の内にも包含せられるやうになつたであらう(姓氏錄第一三卷に允恭天皇の時薩摩國を征せられたことが見えるが、これは姓氏錄の記載の他の例から類推して信用し難い)。

クマツに關する著者の所見は、これまで述べて來たところによつて、ほゞ其の意を悉した。そこで最初に立ちもどり記紀の物語について一言して置くが、ヤマトタケルの命のと景行天皇のとは、共に所謂諸家の賣したところの舊辭のどれかによつて傳はつたのであらうが、景行天皇の物語は古事記には全く見えずして書紀のみにあるのであるから、阿禮の誦んだ舊辭には無かつたのである。これは、景行天皇の物語が一般には承認せられてゐなかつたものであることを示すものであるが、此の事實と、ヤマトタケルの命の物語は話が單純で古い物語らしく、又た前にも述べたやうにイチフカヤのクマツタケル暗殺がヤマトタケルの命の話から脱化したものゝやうに見えることゝから見ると、此の方が後に作られた話らしい。恐らくはヤマトタケルの命の物語を二重にしたのであらう(このことについては次の章に説く東夷巡幸の物語

と参照するがよい)。しかし古事記も書紀とあなじく、ヒムカノミハカシヒメを景行天皇の妃として、又たトヨクニワケの王をヒムカノ國造の祖として、擧げてゐて、このことは天皇の親征物語と密接の關係があるらしく思はれるから古事記に採られた帝紀も、多分、此の物語の形を成した後に於いて増補せられたものであらう、と想像せられる。(概していふと古事記の準據となつた帝紀は、同時に取扱はれた舊辭よりも後の潤色が加はつてゐるらしく、さうしてこのことは、帝紀の方が舊辭よりも後の時代を含んでゐることからも是認せられる。なほ後にも此の例を擧げる場合があらう。)たゞ書紀に見えるヒムカノカミナガオホタネ、ソのタケヒメの二妃、ヒムカノソツヒコの子、クニチワケ、クニセワケ、トヨトワケの皇子などは古事記には無い。これは、多分、最後に御系譜に書き加へられたのであらう。景行天皇のクマツ征討譚がもとになつて、それから作られたものであることはいふまでも無い。ソツヒコが地名を其のまゝにとつたのであり、クニチワケ、クニセワケ(一説ではミヤチワケ)

が例の連稱的名であることも、勿論である。

然るにヤマトタケルの命の話には、記紀共にヒムカノ國の名も出てゐず、タマツがどこであるかも説いて無く、極めて漠然としてゐるが、それは恰も前章に述べた新羅征伐の話と同様、實際の征伐の行はれたよりも程経た後に於いて、タマツ征伐といふ單純な概念を本にして作られたからのことであらう。が、それではあまりに茫漠としてゐる。景行天皇の物語は是に於いてか作られたのではあるまいか。さてかう考へて上に述べたタマツ平定の時代を参照すると、ヤマトタケルの命の話は早くとも六世紀に入つてからの作らしいが、景行天皇の物語とても其の形を成した時代が國郡制置(七世紀の中ごろ)以前であることは、オホキタの國、アソの國、ミケの國、ヤメの縣などといふ地名が用ゐられてゐるのでもわかる。豊前國、筑紫後國などゝあるのは、恐くは後人の添加したのか、又は書きかへたのであらう。(書紀の國名の書き方は極めて亂雑である。後章にそれを話さう。)遠隔の地方に對する天皇の親征もしく

は巡幸といふやうなことは、歴史的事實として大化以前には其の例が無く、百濟救援の際に於ける齊明天皇のツクシ行幸が其の最初らしいから、此の物語もさういふ事例のあつた後、またそれに基づいて、無くては構想し得られなかつたのでは無からうか、とも思はれるが、上記の地名は國郡制置以後に昔の状態を考證した上で書いたと見ることは困難であらう(次章に述べるヤマトタケルの命のエミシ征討物語と對照するがよい)。けれども、ヤツシロに於いてヒの國の名の起源が説明せられてゐるのを見ると、少くとも此の話の出來たのは、今の肥後の地方をも一般にヒの國と稱するやうになつた後であらう。タマツの會長の女の妹の方のイチカヤをヒの國造に賜はるといふ話も、ヒがタマツから遠からぬところとして考へられた故らしく、従つてこれも肥後がヒと呼ばれてから後の思想である。が、それも大化以前からのこととして差支が無い。敏達紀一二年(558 A.D.)の條に火葦北國造といふことがあるから、肥後地方がヒと呼ばれたのはそれよりも前からであらうと想像せられるから

である。(但し何故に肥後地方がヒの汎稱の下に呼ばれるやうになつたかは、明かでない。或は、そこにヒといふ地名があつたからでもあらうか。和名抄の肥伊郷がそれかとも思はれるが、此の名が古いものかどうかは、やはりわかりかねる。肥前風土記には八代の火邑といふことがあるが、同じ話が、風土記の根據となつてゐる書紀の物語では豊村と書いてあつて、豊はトヨの音を寫したものであらうと思ふから、これも物語によつて改めたのでは無からうか。書紀の話はヒの國の名の説明であつて、村の名には關係が無いが、風土記は村の名にも此の話を結びつけようとしたものらしい。だから、果してヒといふ地名が、古くからあつたかどうかは不明である。たゞ肥後地方をヒといふところが肥前の方のヒとは別の由來を有するものであらう、とだけは想像せられる。さうして兩方ともヒといふ名であるために、國郡制置の際に肥の一國とせられ、後また肥前肥後に分けられたのではあるまいか。なほ附言して置くが、肥前風土記に國名の起源を肥後の八代に求めてゐるのは、書紀の話がそこ

にあつたからであつて、書物の上から來たことに過ぎない。またそれに、肥前國者、本與肥後國、合爲一國とあるのは、國郡制置以後のことであらう。それより前のこととしては無意味である。

附 録

一 風土記の記載について

景行紀に見える天皇巡幸の物語は、決して歴史的事實として見ることが出来ない、といふ上記の説に對しては、風土記にも同様の記事があつて、それは其の土地に傳へられた話を記したものであるから、此のことは事實と認めなくてはならぬ、といふ反對論もあらうから、こゝに風土記に關する一般的考説を附記して置かうと思ふ。

先づ景行紀と同じ事柄を記してある豊後風土記の文を見ると、文章が殆ど同じである。例へばツバキの市について兩方を比較すると、本文は書紀の文、風土記のは傍點を附して置いたところが無い代りに括弧の中に入れて置いた文字がある。採伐海石榴樹、作椎爲兵、因、即、箭、猛、卒、授、兵、椎、以、穿、山、排、草、襲、石、室、土

蜘蛛、而、破、于、稻、葉、川、上、悉、誅、殺、其、黨、血、流、流血、至、蹠、故、時、人、其、作、海、石、榴、椎、之、處、曰、海石榴市、亦、血、流、流血、之、處、曰、血、田、也、といふやうになる。彌野、既、石、野、速、見、郡、などの條も同じ程度に似てゐる。それから肥前風土記にも同じ例があつて、卷首の火の國の名を説明したところには、景行紀と松浦郡の條には神功紀と、殆ど同じ文章があり、又た筑前風土記(釋日本紀所引)にも仲哀紀と同じところがある。さて此等の文については、書紀と風土記との間に必ず直接の關係が無くてはならぬが、それならば、どちらが本であつたらうか、といふ問題がそこに生ずる。書紀の完成したのは養老四年(720)であり、風土記の錄上を命ぜられたのは、それより七年前の和銅六年(715)であるから、單純に考へると、風土記の方が一般に早く出来てゐたやうに見えるが、風土記が盡く命令の出た其の年、すぐに作られた、と考ふべき理由は決して無いので、現に出雲風土記は天平五年(733)にできたことが明記せられてゐる。また其の出雲風土記に、靈龜元年(715)の式によつて、里を改めて、郷とする、といふことがあり、其の式といふのは

全國に對して發布せられたものに違ないから、やはり「里」が無くして「郷」のみ用ゐられてゐる豊後風土記及び肥前風土記は、早くとも靈龜元年以後の作で無くてはならず、和銅六年から此の年まで既に少くとも二年を経過してゐる。さうしてかの出雲風土記の例があるとすれば、この二つもまた養老四年以後の編纂かも知れぬ。だから前に挙げた問題については、書紀が風土記の文を採つた、とばかり断定すべきものではない。

以上は文章が書紀に類似してゐるものについてのことであるが、文章上の關係が無くして而も内容の上に於いて書紀の記載と交渉のある物語は、常陸播磨及び出雲のに於いて見られる。この中で、常陸播磨の二つには、「里」の字が用ゐてあるから、靈龜元年以前、即ち和銅六七年ごろに作られたものと考へられるが、かういふ書紀よりも前に出来てゐる風土記が文章の上に於いて書紀と關係のないことは注意を要する。いひかへるとそれは、文章上の關係のあるものは書紀の方が早くできてゐたことを暗示するものゝやうである。し

かし風土記撰録の命令の出たよりも前に古事記が作られ、又たそれよりも前から所謂舊辭が世に存在してゐたから、これについても、風土記がさういふ舊辭から材料を得なかつたとはいはれぬ。が、かういつたゞけでは何等決定的の判斷が出来ないから、次に風土記に見える物語の一般的性質を考察して見よう。

風土記に見える古事は、其の性質からいふと、例の地名説話が殆ど全部を占めて居る。さて一般に、地名説話といふものが歴史的事實を示すもので無いといふことは固よりであるが、説話として見ても、そんなに到るところ一々かういふ説話が其の土地にいひ傳へられてゐたとは考へ難い（たまにはあるにしても）。だから、それは多分風土記録上の命令に、山川原野名號所由といふ一項があるため、出来るだけ多くそれを案出したものと思はれる。既にそれが風土記の編者の考案になつたものとすれば、書紀にある物語には此の地名の説明がなくて、風土記の同じ物語にそれが見える場合、例へば豊後風土記がネ

ギノの名を説明して、景行天皇が兵を勞はれたからだ、といつてゐるやうなのは、書紀のネギノの記載に基づいて、これだけのことを附加したものと見るのが妥當である。同じやうな説明を多く試みてゐる書紀の編者が、この場合だけ風土記のそれを取らなかつた、とは考へ難いからである。

それから風土記のかういふ説話其のものに於いて、書紀又は其の材料となつた舊辭には全く見えないけれども、而もそれと聯絡がなくてはならぬものがあるが、これも亦た風土記が書紀または其の材料となつた舊辭に基づいて作つた、と認めねばならぬ。例へば豊後風土記の、景行天皇が筑後の生葉郡から日田郡へ行幸せられた、といふやうな話は、イクハ(生葉)までの記事のある書紀をもとにして、其れに接續するやうに巡幸の區域を廣くしたと見るべきものであり、肥前風土記に、同じく景行天皇が肥前の所々に巡幸せられたやうにしてあるのも、書紀のツクシ巡幸記事から出てゐるのであらう。もし反對に書紀が風土記に見えるやうな傳説によつて書かれたとするならば、何故に其

の一部分を採つて他の部分を捨てたかといふ説明ができなからう。のみならず一體にかういふ物語は後になるほど簡單なものに尾端がついて段々複雑になつてゆき、又は同じやうなことが附加せられてゆくのが普通の有様である。又た例へば常陸風土記の行方郡の條に、ヤマトタケル天皇と皇后タチバナヒメとが會合せられたことを記し、久慈郡の條にヤマトタケル天皇の皇后とあるのも亦たタチバナヒメであらう、此の二つは何れも、逢ふといふ語を利用したアツガとアヒカとの地名の説明である、また多珂郡にも此の姫の物語があるが、これも所謂舊辭に於いて走水の海に入られたとあるタチバナヒメを、こゝで復活させたのであり、命の遺跡が信太行方方面にあるとしたのも、また景行天皇が此の方面に巡幸せられたやうにしたのも、此の舊辭の記載が本になつてゐるに違ない。其の理由は豊後風土記、肥前風土記について述べたと同様である。特にタチバナヒメのことは此の國とヤマトタケルの命との關係を濃厚にし、且つ古蹟を多くするため案出せられたものに違なく、其

の反對を考へることは不可能である。要するに風土記の物語は書紀もしくは其のもとになつた舊辭の語の發展したものと見なければならぬ。「古老相傳舊聞異事」が無くては命令の條件が缺けるから、なるべく多くそれを書き現はさうとするのであるが、それ程の歴史も無く録するに足るべき民間説話も少い、さりとて純粹の想像譚も作りかねる、といふ場合に、憑據を成史に求めてそれを敷衍するのは自然の方法である。常陸風土記が何かの物語を記す時に必ず「古老曰」の一句を冠し、豊後、肥前に必ず「昔者」の二字を着けてあり、出雲のにも往々「古老曰」と書いてあるのも、此の命令を文字通りに遵奉したのであつて、編者の意のあるところは是に由つても知ることが出来る。

のみならず何の風土記も、古事をいふ時は大てい着想がきまつてゐて、一定の範圍を出てゐない。豊後のは景行天皇、肥前のはそれと神功皇后と、常陸のはヤマトタケルの命、また出雲のは勿論スサノヲの命、オホナムチの命の物語が基礎であり、播磨のは出雲と大和方面との中間にある其の位置から、やはり

出雲と聯絡のある話、又はアメノヒボコなどの話であつて、要するに其の地方に關する書紀の記載と没交渉な話は、極めて僅少の除外例とすべきものである。さうしてこれは、風土記の作者の態度が、實際の見聞を記すといふよりは、書物によつて机上で考案することであつたことを示すものである。もし實際地方々々に傳へられてゐたことを風土記の編者が取つたならば、かういふことは無い筈である。なほ此の推測は、それらの物語の一半の意味をなす地名の説明が、やはり机上の製作であることによつて、一層たしかめられる。更に一般的に考へれば、所謂古蹟や遺趾が書物によつて新に作り出される例の後世になつても甚だ多いこと、歴史を有することを誇とする一種の地方的感情が特にそれを刺戟すること、なども參照するがよい。

それから物語其のものゝ内容を見ると、風土記のは書紀のよりも、説話として發展した形を有つてゐるのが常である。例へば、仲哀紀八年の條のイトの縣主のイトテが天皇を奉迎したといふ話と、筑前風土記の同じ物語とを比べ

ると、文字までがほぼ同じでありながら、風土記のはイトテがアメノヒボヨの裔だといふことが加はつてゐる。イトテの名は地名のイトから作られたのであらう。また神功紀の巻首の石を腰に挿まれたといふ話と、筑前風土記の同じ物語とを比べてみると、書紀には全く見えてゐない石の大きさや重量まで書いてあつて、而もそれが二つとなつてゐるが、それは到底腰に挿まれたとして初から想像せらるべきものでは無いから、これは物語の原形には無かつたものと認められ、従つて書紀の方を原形もしくは、それに近いものとしなければならぬ。景行紀四〇年の條のヤマトタケルの命がミヤス姫の家にクサナギの劍を置かれたといふ話と、尾張風土記の桑の木にかけて置かれた劍が光を放つたといふのとを比べ、又た仁徳紀三八年の條の鹿の夢物語と、攝津風土記の夢野の鹿の話とを比べると、風土記の方がよほど複雑になつてゐて、それが書紀に見えるやうな話から發展したものであることは、疑がゐるまい。さすれば是等も、風土記のは其の土地に傳はつてゐた物語では無くして、書紀また

は其の材料となつた舊辭が本になつて作られてゐることがわかる。かう考へて來ると、單に是だけでも、例へば伊勢風土記のアメノヒワケの命が神武天皇東征の際に其の勅を奉じてイセツヒコを平定したといふ話、山城風土記のカモノタケツヌミの命(姓氏録を参照するとヤタガラスである)がタカチホから神武天皇の先導をしたといふ話なども、神武紀もしくは古來の舊辭を本にして構想したものであることが、類推せられる。神武天皇東征の話の主旨はヤマトの征討であつて、物語の全體の輪廓、また總ての結構がそれで成り立つてゐる、其の外には何の方面に向つても一步も出てゐないから、伊勢風土記の話は後世の添加と見なさねばならぬ。ヤタガラスは古事記の説では固より純粹の鳥であり、また吉野に於いて始めて現はれたものであるから、それが物語の原形に違ない。しかし書紀では既にそれが葛野の縣主(?)の祖先とせられてゐる。山城風土記や姓氏録の話は、更にそれを發展させたものであらう(なほ神武天皇の物語については後章に述べよう)。

かういふやうに、風土記に見える古事には大抵準據があつて、それが中央政府で述作せられた舊辭、またはそれをもとにして編纂せられた書紀であることを思ふと、文章の上に於いても書紀と密接の關係のあるものは、やはり風土記の方が書紀から採つたものと見、従つて豊後や肥前のは書紀編纂の後に作られたものとするのが、妥當であらう。肥前風土記が火の國の名について二つの説を擧げてゐて、其のうちの一つが景行紀と殆ど同じ文章であるのは、かう考へると自然に解釋せられるが、其の徑路を反對に見ることは甚だ不自然である。書紀が其の編纂よりも前に出來てゐた常陸や播磨の風土記から、文章は勿論、物語其のものをも採つたやうな形跡の無いことも、此の推定を助ける。なほ書紀は一定の方針で舊辭を書きかへてあるらしく、神代史に於いて數多く引用せられてゐる「一書」の文が悉く漢文になつてゐるのも、其の故かと思はれるから、此の點からも風土記の文を書紀が其のまゝに取つたとは考へ難い。(風土記よりも書紀よりも前に出來てゐた書物があつて、此の二書は同

じく其の文を取つたのだ、と見られないことも無いが、よしそれにしても、其の書は中央政府で作られた舊辭、もしくはそれによつて書かれたものであることが、上に述べたところから推測せられる。のみならず、文章に就いては今述べた如く、書紀がかういふものを其のまゝ取つたらしくは無いから、此の考は成り立ち難からう。

それから、物語の根本は書紀や古事記の記載と關係がありながら、物語そのものはそれと直接の交渉の無いものはどうかといふに、これも概して机上の製作らしい。其の最も著しき例として出雲風土記の國引の話を見るに、これはキツキの御崎、サタの國、秋鹿半島、グラミの國(島根郡)、ミホの崎を、シラキ(新羅)のみ崎、サキの國、良波(?)の國、コシのツツのみ崎から、それへ引いて來たといふ話であつて、それが地形から考へ出された物語であることは疑がない。けれども、それが眼に見た上の感じに基づいたことではなくして、智力で構想せられたものであることは、新羅もコシも、また北門とあるのみで何處か不明の

サキも良波も、物語のいふやうに海の彼方に見ることが出来ないところであること、並に此の語の土地が出雲の海岸の殆ど全部を包含してゐて、頭の中で無くては綜合することの出来ない広い地方であることから、明か推斷せられる。さうして斯ういふ性質の語は、實際其の土地の人の間に行はれてゐたものとは考へ難い。コシの話などは、コシ地方との間に交通があり其の土地の人が來住してゐた、といふやうな事實があつて、それが斯ういふ形に於いて傳説として現はれたのでは無からうか、といふ疑もあらうが、話の精神は、順次に北海の海濱を列擧した點から見ても、また、其の時に用ゐた棧がサヒメ山だとか、引きよせた綱がソノの長濱だとか、ヨミの島だとか、いつてゐることから見ても知られる如く、地形の説明であるから、さうは考へ難い。コシ方面との交通があつたことは事實であらうし、作者もそれが頭に入つてゐたので、此の語が作られたのかも知れないが、話其のものはさういふ事實を象徴したものととは思はれない。歴史的事實の明かに知らる上代に於いて、新羅と出雲と

の間に直接の航路があつたといふ形跡が毫も見えないのに、新羅がこゝに引き出されてゐるといふことも、またそれを證明する一材料である。シラキのみ崎などいふ、漠然たる、又た實際どこにもあてはめられない、名稱の用ゐられてゐるのも、それが全然空想の所産である一證であらう。だから此の話は、机上の製作と見なければならぬ。(新羅のことは、或は神代史に於けるスサノヲの命の新羅の話をもとにして、作られたのかも知れない。それから、良波は、栗田寛の標註古風土記には、「農波」の誤としてヌナミと訓んであるが、四つの國の三つが志羅紀、佐伎、高志之都々と書いてあつて、皆な音の假名であるから、「波」ばかりをナミとよむのは疑はしい。但しラ行の音を以て始まる語を我々の民族は用ゐなかつたから、良の字には誤があらう。さて此の良波とサキとがもし空想の名でなくば、出雲の東方に當る日本海岸のどこかを指したのでは無からうか。コシを引き出したことから、さう考へられる。但しツツのみさきはどこか判らぬ。またコシがもし果して普通に考へられてゐる如く、越

の意であるならば、それはヤマトの朝廷から名づけられた汎い地方名であつて、後になつては地勢上さう呼ぶことの出来ない地方の人にも用ゐられるやうにはなつたらうが、本來出雲人の呼んだ名では無い筈である。コシの意味はなほ考究を要するが、昔ロオマ人が今のフランス地方を *Transalpinia* としたやうな例もあることから見ても、かういふ解釋は必しも不可能で無く、特にそれが甚しく廣い區域を指す名であつたことを思ふと、本來の固有名詞としては考へがたいやうである。其の他なほ風土記の物語に、ウヤツベ、ヤムヤヒコ、ヤヌワカヒメ(出雲風土記)、キビツヒコ、キビツヒメ、イセツヒコ、イセツヒメ(播磨風土記)、キツヒコ、キツヒメ(常陸風土記)、シヌカオク、シヌカオミ(豊後風土記)の如く地名から作られた人名、特に其の中の二人づゝの連稱になつてゐるものは常陸風土記のヤサカシ、ヤツクシ、肥前風土記のオホミミ、タリミミなどと同様前にも述べた如く到底實在の人物とは思はれず、従つて其の話が事實から生じた傳説とは考へ難い。

之を要するに、風土記の古傳の大多數は、書紀又は昔からあつた舊辭から發展したものであり、然らざるものも多くは机上の製作であつて、地方の傳説では無い。さうして此のことは、文化が中央から地方に及んでいつたこと、中央に於いても古い物語を記す場合に事實を有りのまゝに寫さうとはしなかつたこと、政府の法令すら事實から遠ざかつた空文のあること、などによつて知られる此の時代の一般の思潮からも肯定せられる筈であり、常陸風土記の如く、支那式の修辭を好み、また都人士の間に行はれた和歌の體を學んだ歌を作り、又はそれを引用してゐるものゝあることも、それを證する。(常陸風土記に風俗とか風俗諺とかあるのは漢文に對する日本語といふ意味であつて、俚諺といふのでは無い。香島郡の條には、俗曰として祝詞にある章句と殆ど同じものさへ見えてゐる。)だから、かういふ風土記には概して史料としての價値が無い。但し、舊辭はよほど古くから世に知られてゐたのであるから、それがもとになつて作られた地方的傳説があり、それを風土記が採つた、といふやう

なことも幾らかは無いでも無からう。それから例へば常陸風土記の孝徳天皇の朝に多珂石城の二郡が置かれたとか、豊後風土記の天武天皇の朝に五馬山に温泉が湧出したとかいふやうな近世のことでもあり、何等の傳說的色彩を帯びてもゐない記事は、歴史的事實として信すべきものであらう。が、此の例は極めて少い。なほ風土記の最も趣味ある物語は、例へば常陸のや豊後のにある白鳥の物語、常陸の筑波山と富士山との物語、童女松原の話、播磨の大人の話、其の他、逸文の傳はつてゐる丹後の奈具社、近江の伊香小江などの民間説話的物語であつて、常陸、播磨、出雲のには可なりにならぬやうに見える。かういふものが上代思想の反映として、貴重な傳説であることは勿論であるが、事實で無いこともまた勿論であり、豊後の白鳥傳説のやうにそれを景行天皇の時としたのも、恰も浦島の子の神仙譚を雄略天皇の朝に結びつけたと同様、年代記としては固より意味の無いことである。

二 土蜘蛛について

景行紀のツクシ巡幸物語を考へ、また風土記の價值を論じた序に、此等の物語に見えるツチグモ(土蜘蛛)の性質について一言して置かう。

古事記に土蜘蛛の名の見えるのは、神武天皇東征の場合であつて、土蜘蛛八十タケルがオサカの太室にゐて誅伐せられた、といふ話がそこにある。書紀の此の話には土蜘蛛といふ名は出てゐないが、同じ東征の場合にツフのニヒキトベ、ワニのコセハフリ、ホソミのキハフリの三處の土蜘蛛、及びタカラハリタカラハリの土蜘蛛が、やはり誅伐せられたとある。此の土蜘蛛の主要なる觀念が、皇命に服従しないものといふことであり、又たそれが集團の名では無く、個人の稱呼であることは、此の文によつて知ることが出来る。其の外に書紀に見えるのは、景行紀の「有二土蜘蛛、住其石窟、一曰青、一曰白」有二土蜘蛛、一曰打狻、二曰八田、三曰國摩侶といふ二條と、神功紀の「轉至山門縣、誅土蜘蛛田油津媛」とい

ふ一條とてあるが、前に述べた如く、それが皇命に服せずして誅戮せられたことを思ふと、やはり此の觀念に適合する。個人を指してゐることもまた此の文で明瞭である。

次に風土記には此の名が所々に現はれてゐるから、これを一括して示すと、先づ肥前風土記には「肥後國益城郡朝來名峯、有土蜘蛛打猴頭猴二人、帥徒衆一百八十餘人、拒捍皇命、不肯降伏。」卷首。「有土蜘蛛大山田女、狹山田女二女子。」佐嘉郡。「此村有土蜘蛛、造堡隱之、不從皇命、日本武尊巡幸之日、皆悉誅之。」小城郡。「有土蜘蛛、名曰海松櫃媛；纏向日代宮御宇天皇巡國之時；誅滅。」松浦郡。「有土蜘蛛、名曰大身、拒皇命、不肯降伏。」同上。「第一島名小近、土蜘蛛大耳居之、第二島名大近、土蜘蛛垂耳居；天皇勅且令誅殺；垂恩赦放。」同上。「土蜘蛛八十女、又有此山頂、常捍皇命、不肯降伏。」杵島郡。「有土蜘蛛三人。」兄名大白、次名小白、弟名小白。此人等造堡隱居、拒皇命、不肯降服。藤津郡。「勅陪從神代直、遣此郡速來村、捕土蜘蛛、彼杵郡。」有土蜘蛛、名曰浮穴沫媛、捍皇命、甚無禮、即誅之。浮穴郡。「有土蜘蛛、名曰比袁麻呂。」同上。

とあり、豊後風土記には景行紀と同じもの、外に、有土蜘蛛之堡、不用石、築以土日田郡。「有土蜘蛛、名曰五馬媛。」同上。「有土蜘蛛、名曰小竹鹿奥、小竹鹿臣、此土蜘蛛二人。」速見郡とある。また常陸風土記には、昔在國巢俗語都知久母、又山之夜、夜都智波岐。山之佐伯、野之佐伯、普置掘土窟、常居穴、有人來則入窟而竄之、其人去更出郊而以遊之、狼性梟情、鼠窺掠盜、無被招慰、彌阻風俗；或曰、山之佐伯、野之佐伯、自爲賊、長引率徒衆、橫行國中。茨城郡。「古有國栖、名曰土雲、愛甕上命、發兵誅滅。」久慈郡とあり、攝津風土記には、宇禰備能可志婆良能御宇天皇世、僞者土蜘蛛此人恒居穴中、故と見。陸奥風土記古風土記逸文所引には、有八土蜘蛛、一曰黑鷲、二曰神衣媛、三曰草野灰、四曰保々吉灰、五曰阿邪爾那媛、六曰拷猪、七曰神石萱、八曰狹磯石、各有族、而屯於八處石室、此八處、皆要害之地、因不順上命、云々とあり、日向風土記には、天津彥火々瓊々尊：天降於日向之高千穗二上峯時、天暗冥、晝夜不明；於茲有土蜘蛛、名曰大鉗小鉗二人、奏言皇孫尊、以尊御手拔稻千穗爲粃、投散四方、必得開晴、于時如大鉗等所奏；即天開晴、日光照光とある。

此の中で、肥前風土記のオホヤマダメ、サヤマダメ、ウツヒヲーロと、豊後風土記のイツマヒメ、シヌカオク、シヌカオミと、又た日向風土記のオホハシ、ヲハシとだけは、或は荒ぶる神を和め、或は皇室に服事したものとせられ、又は事蹟が全く記していないが、其の他は皆な皇命に服しないものである。なほ常陸風土記には國栖佐伯を土蜘蛛と同意義に用ゐてゐるやうであるが、行方郡の條には其の多數がやはり皇命に反抗した逆賊として語られてゐる。それから、此の稱呼が個人をさしていふものであることについては、一つの除外例も無い。此の故に、最初に提出して置いた土蜘蛛の觀念は二つとも間違がないといつてよからう(肥前、豊後、日向の風土記に見える三つの除外例は變形として認め得られる)。

なほ土蜘蛛に關する記紀や風土記の記事を見ると、古事記にはオツカカ土蜘蛛に尾があると書いてある。書紀はタカヲハリ土蜘蛛について、其爲人也、身短而手足長、與侏儒相類、皇軍結葛網而掩襲、殺之といつてゐる。又た常陸

風土記には、ツチグモの一名をヤツカハギといふとあり、越後風土記に、越國有人、名八掬脛、其脛長八掬、多力太とある、出雲が「土雲」(古事記及び常陸風土記にも此の字が用ゐてある)の誤ならば、こゝにもやはり同じ思想が示されてゐる。

かういつて來ると、かのナガスネヒコもやはり土蜘蛛として考へられてゐたのでは無いかと思はれる。ナガスネヒコはトミヒコともいはれてゐるが、是はトミといふ地名から作られた名であつて、恰もウサツヒコとかアツツヒコとかいふのと同じことであり、神武紀にもエシキ、オトシキなど、例が多いから初はたトミヒコといふ名で物語に現はれたのが後になつてナガスネヒコの名が加へられたのであらう(神武紀にナガスネが邑の本號でトミは鳥のトビの轉訛だとあるのは、例の地名説明のために作つた話である)。要するに土蜘蛛は手足の長い蜘蛛のやうな人間だといふことである。しかし土蜘蛛が人間を指してゐることは明かであるから、手足の長いといふことは、勿論、説話であり、従つてかういふ蜘蛛に似た形から土蜘蛛の名が出たのでは無くして、

土蜘蛛の名から此の説話が作られたものであることは、いふまでも無い。

次に古事記には、土蜘蛛が室の中にゐたやうに書いてあり(書紀には皇軍が室を造つてそこへ誘ひ入れたやうにしてあるが、これは物語の發展した形式である)、景行紀にもアラ、シロの土蜘蛛は石窟にあるとしてある。それから常陸風土記、攝津風土記にも前に引いた如く穴居のことが見える。なほ常陸風土記には土蜘蛛のことらしい國栖が穴を掘つて堡を造るとしてある。けれども、肥前風土記や豊後風土記に於いては、土蜘蛛が土窟または石窟にゐるといふ話は、アラ、シロの話の外には無く、或は「造堡隱居」といひ、或は「堡不用石、築以土」といひ、石壘土壘のやうなものを作つてゐたらしく書いてあるところさへあり、また多くの黨類を有してゐるものもあること、すべてが地方的土豪らしく見えること、などから見ても、土蜘蛛が本來穴居するものとして考へられてゐたとは思はれぬ。特に九州の土豪の住居は、三世紀に於いて既に「樓觀城柵嚴設」とさへいはれてゐる程であつて、さういふ状態は其の土地のものには勿

論朝廷にも知られてゐたに違ないのに、現にかう書かれた女王卑彌呼の舊趾と思はれるヤマトにも土蜘蛛のタブラツヒメがゐたとせられてゐるでは無いか。だからこれも土蜘蛛の名から導き出された物語であると推斷しななければならぬ。

然らば、此等の説話の由來をなす土蜘蛛の名には如何なる意味があるか、何故に皇命に服しないものを土蜘蛛といつたかといふに、それは多分朝廷で皇命に従はない地方の酋長を賤んで呼んだ名であつて、エミシの語に蝦夷(又は蝦蟇)といふ文字を適用したのも、之と同じ思想の現はれてあらう。支那人が周囲の民族を蠻狄と呼んでそれを動物視し蠕々といふやうな文字をさへ用ゐた、と類似したことからしく、或はそれを學んだのでは無いかとさへ思はれる。もつとも人の名としては動物の名をつけることもあり、エミシといふのもあり、奈良朝になつても虫麻呂といふやうなものもあるほどであるから、蜘蛛といつても賤む意味には聞えなかつたのでは無いか、といふ疑も起るが、此の名の

つけ方などは古い風俗であり、土蜘蛛と稱したり蝦夷と書いたりすることは支那の文字に熟してゐる知識社會のものゝ仕事であつて、而も土蜘蛛の如きは實際には用ゐられない、物語の上だけの名であるから、二者相戻らないで並び行はれたのであらう。少しく趣は違ふが、馬飼は賤められながら馬子といふ名のあることをも、参照するがよい。古事記には尾のある土蜘蛛と書いてあつて、蜘蛛に尾のあるのは可笑しいが、これも人類で無いといふところから来たことらしい。なほ風土記に書いてある如く、九州についても關東についても、同じ名を用ゐて同じやうな性質のものを稱してゐるのは、中央政府の慣例に従つたからであらうが、其の慣例は昔話にのみ現はれるものであつて、記紀は勿論のこと、風土記に於いてもまた、土蜘蛛の話は何れも昔のこととしてある。記紀のどこにも、歴史的事實として明白なる時代の地方の叛逆者には決してこんな名が用ゐて無く、風土記にも編纂當時のこととして一度も此の名が現はれない。だから更に一步を進めて考へると、それは本來所謂舊辭

の記者の頭から出て、其の舊辭にのみ用ゐられたことであつて、實際世に行はれた名では無かつたらう。風土記の作者はたゞ書物の上から此の名を採つて来てそれを用ゐるに過ぎない。一體に此の名が歴史的事實の記載には現はれずして、物語にのみ見えること、其の名が多く例の連稱的になつてゐること、歴史的事實としての反抗者がエミシであるべき陸奥の風土記にもそれが見えることなどは、土蜘蛛の名の意味と由來とを知るべき好材料であらう。山の奥とか野原の中とかにゐるものがゐる附近の住民が困らされたといふやうな話は地方々々にあつたらうし、それがまた何様かの異形のものであつたやうに語られてゐたらう。さうしてそれが土蜘蛛の觀念の形づくられた材料ともなつたであらう。が、皇命を奉じないものゝ稱呼としてそれが用ゐられたとすれば、それには明白に政治的意義があるのであり、従つてそれは朝廷からいひ出されたことではなくてはならず、又た地方的傳説に現はれてゐるやうな小さなものではなくして、朝廷から叛逆者視せられる程な勢力

を有つてゐるものとして考へられたとしなければならぬ。(序にいふが、古事記には吉野のクズの祖を尾があつて巖を押しわけて出て來たものとしてあつて、それはオサカの土蜘蛛と同じやうな書きざまであるから、この書に於いても常陸風土記と同様、二者を同視してゐるらしい。たゞ吉野のクズは初からて服従者として取扱はれてゐるが、これは或は後に變化した形かも知れぬ。地方的會長たることは全く同じである。前に述べた肥前、豊後などの風土記に見える叛逆者で無い土蜘蛛も、叛逆者といふ觀念が且らく影を隠して、地方的會長といふ意味が表に現はれたものと考へられる。なほ常陸風土記に佐伯といふ名が土蜘蛛に關聯して出てゐるが、これも個人を指す稱呼となつてゐることは、自爲賊長の語で明かである。佐伯といふ稱呼が何ものを指すかは、著者にまだ確定した見解が無いが、仁徳紀三八年の條によると佐伯部は獵人らしい。各地に置かれたエミシを佐伯部の管理としたのも、それが狩獵に長じてゐる故であつたらうか。)

なほ茲に附言すべきは、前に引用した書紀や風土記の文に見える如く、ツクシ地方の土蜘蛛として女の名の多く現はれてゐることであつて、これは何故かといふ疑問が生ずる。また土蜘蛛とは記して無いが、肥前風土記(彼杵郡)にハヤキツヒメ、豊後風土記(日田郡)にヒサツヒメの名が出てゐる。しかし、これは必しもツクシ方面に限つたわけでは無いので、山賊としては常陸風土記(新治郡)にもアブラオキツヒメといふがあり、前に引いた如く陸奥風土記にも女の土蜘蛛があることにしてある。又た神としては、各地方の支配者として、出雲風土記(秋鹿郡)にアキカヒメ、播磨風土記(讃容郡)の條及び釋紀所引逸文)にヒロヒメ及び國造イハサカヒメなどがある。その他、男女が對稱せられてゐる場合は所々に其の例が多く、土豪としても常陸風土記(行方郡、那珂郡)にキツヒコ、キツヒメ、ヌガヒコ、ヌガヒメ、播磨風土記(印南郡、傍磨郡、揖保郡)にキビツヒコ、キビツヒメ、アカヒコ、アカヒメ、イセツヒコ、イセツヒメ、イハタヒコ、イハタヒメの類があつて、是は九州地方のアツツヒコ、アツツヒメなど、全く同じである。

なほ神代史の山野河海などの神に女神が多く、古事記の島々生成の物語にも國や島の名に女性の名がついてゐるのがあり、延喜式の神名帳を見ても(人格を具へた祭神は極めて少いが、其のうちで)女性の神の数が男性のにさまたげられないやうであつて、土蜘蛛に女のあることは是等の事實を参照して研究すべきものであらう(このことは後文に於いて言及する場合があらう)。又たヤメツヒメの如きは、ヤメの地名説話として女性たるを要するし、物語としてみれば、女の出ることが興味を深からしめるものであることは、勿論である。ただ書紀と現存の風土記とだけ考へると、九州方面に女の土蜘蛛を比較的多くしてあるやうに見えるけれども、それは畢竟偶然のことに過ぎなからう。或はまた、土蜘蛛として征討せられた物語が他の方面に少いからのことかも知れぬ。

第三章 東國及びエミシに關する

物語

一 古事記の物語

ヤマトタケルの命には、西方のクマソ征討と並んで東方經略の物語がある。これは古事記によると、東方十二道の荒ぶる神、また、まつろはぬ人どもを平定せよとの勅命によつてのことであつて、軍衆をも賜はず、たゞミスキトモミミタケヒコを副へて遣はされたのである。其の行程は何人も熟知してゐる如く、先づ伊勢神宮を拜してヤマトヒメの命から草薙の劔を賜はり、ヲハリを経て東に進まれたのであるが、サガムの國では例のヤキツの物語があり、ハシリミヅの海ではタチバナヒメ入水の説話がある。それから、悉くあらぶるエミシども及び山河のあらぶる神どもを平げ、歸路にはアシガラを経てカヒに入

られたのであるが、それより前にツクバを通過せられたことがカヒのサカラリの宮での有名な連歌でわかる。アシガラでは例のアヅマハヤの話がある。さてシナヌを経てヲハリに還られ、そこでミヤズヒメとの物語があり、草薙の劔をそこに置かれた。それからイブキは赴かれて病を得、タギミへを経てノボヌに到つて薨せられた。なほアシガラではその神が白鹿となつて現はれ、イブキではやはり神の化つたといふ白猪に逢はれ、薨後には八尋の白千鳥となつて飛行せられたといふ話がある。ヤキツ、アヅマはもとより、キサメの清水、タギ、ミへについての地名説話があることは、いふまでも無い。

さて、此の勅命にある東方十二道といふのは、どこを指したものか明かして無いが、その命を奉じて経過せられたといふ地方が、ほぼ後の東海道の全體及び東山道の信濃以西に當るのであるから、東方十二道の大體の範圍は想像せられる。たゞ、ヤマトタケルの命はエミシをも此の時征討せられたやうにしてあつて、其のエミシはどこにゐるのか不明であり、たゞ前に述べた道順か

ら考へて、ツクバよりも北方にあることだけが想像せられるのみであるが、これは異民族であるから東方十二道の中には含まれてゐなからう。此の語は崇神天皇の卷にも見えてゐて、タケヌナカハの命を、東方十二道に遣はし、タニハとコシとに遣はされた人々と同じく、其のまつろはぬ人どもを平定させられたとある。さすがに東方十二道は、タニハ(此の場合には多分、今の山陰道方面といふ意であらう)及びコシ(後の北陸道方面)と同様に内地の或る地方をさしていつたものであることがわかり、従つてそれが、エミシの如き異民族の住地を含まぬことが推測せられる(此の崇神天皇の時は、書紀には北陸、東海、西道、タニハの四道となつてゐて、タケヌナカハの命の擔任は東海と書いてある)さうして、ヤマトタケルの命の場合の使命も此の時と同じであることが、上に引いた古事記の文によつて知られる(たゞ崇神天皇の時には「荒ぶる神」といふことが見えぬ)。だから、ヤマトタケルの命の経路は、次にいふ宗教的意味は且ちく別として、内地の民、即ち我々の民族に對するものであつて、一口にい

ふと地方民の綏撫といふやうな意味であることが知られ、異民族たるエミシの平定は其のついでに行はれたに過ぎず、主要なる目的とせられてゐないことがわかる。ヤキツヤアシガラやイブキヤに於いて種々の物語があるに拘はず、エミシに對しては何の話も無く、其の地理的位置すら明かになつてゐないのも、一つは此の故であらう。

ところで、此の物語は歴史的事實であるかどうかといふに、其の内容はやはり事實として認め難いことが多い。地名説話はもとよりのこと、民間説話めいた白鳥の物語が、何れも事實らしくないことはいふまでも無からう。また特に注意すべきは種々の宗教的分子を含んだ説話であるが、これも歴史的事實とは認められない。「あらぶる神」または「ちはやぶる神」といふ語は、政治的の逆者に對する譬喩的名稱では無くして、宗教思想の發現として見るべきものであり、それは、遷却崇神祭祝詞に、所謂崇神が「あらぶる神」とせられてゐるので知られる。なほ肥前風土記基肄郡、佐嘉郡、神崎郡の條に見える「あらぶる神」

播磨風土記揖保郡の條の人を殺す神や、筑後風土記の「人の命つくしの神」などのことを照するがよい。クマン征討の話に山河の神、穴門の神など、あるのも、これと同様である。さうして皇子が此の荒ぶる神を平定せられたといふのは、皇孫降臨の際に同じことが行はれたとか、岩根木のたち草のかきはの物をいふのが止んだとか、又は星の神アマツミカホシが服従しなかつたとか、いふのと同様、皇室を神と見るところから来る宗教思想が、物語として現はれたものであらう。イブキ山やアシガラの阪で神が現はれてゐるのも、かう解釋しなければ、全く説明が出来ない。(ヤキツの物語に、沼の中に「ちはやぶる神」があると思つたか、沼はヌで野の借字だらうと説いてゐるものがあるが、これは神を人と思つたからのごとて、此の宗教的意味を領解しないために生じたのである。神は水の底にも火の中にも何處にでも住んでゐる。)さて政治的の逆者は、此の物語に於いて分明に「まつろはぬ人」と書いてあつて、「あらぶる神」とは區別せられてゐるのであるが、其の二つがこゝに並べて擧げてあ

るのは、皇室には政治的地位と宗教的使命とが結合して存在する、といふ思想に基づいてゐる。しかしこれは思想上のことであるから、事實として明らかにさすには見られない。だから斯ういふ物語は、歴史的事實の明かに知られる時代になつては記紀にも無くなつてゐる。いひかへると、事實の記録としてゐるは無く、物語としてのみ文獻に現はれるのである。それから、サカヲリの宮での例の連歌の話、又は所謂國しぬびの歌の物語が事實譚で無いことも、また疑があるまい。文學に現はれたる我が國民思想の研究、貴族文學の時代序説第二章参照。また火燒の翁をアヅマの國造とせられたとあるが、そんな國造が事實上あつたらしくは見えぬ。國造の領土がもつと狭い範圍であることは、いふまでもなからう。

だから此の物語は、例の東國經略といふ漠然たる概念を基礎にして、それから作つた話をヤマトタケルの命に結びつけたのであつて、それは多分オマツン征討の物語と對立せしめるためであり、さうしてそれは東方、特にアヅマ方面

が、クマツの汎稱によつて代表せられてゐるツクシの南部とほぼ同じやうにヤマトの朝廷には視られてゐたからであらう。今の關東地方が西國に對して常に特殊の地位を有つてゐた後世の状態を知るものは、此の推測が理由の無いものでないことを肯ふであらう。(序にいふ。此の物語にサガムのヤキツと書いてあるが、ヤキツは今の駿河の燒津、即ち益頭らしいから、この書き方には地理上の混亂がある。これは記者の腦裡の土地が相摸方面であつたのに、ヤキツの所在が明確に意識せられてゐなかつたからか、又は誤つて相摸だと思つたからか、どちらかの偶然の事情から、かういふ書き方をしたのであらう。「さがむの小野にもゆる火の」といふ歌を結びつけたのでも、作者が相摸の土地を胸臆に描き出してゐたことは明かである。今の駿河地方まで昔はサガムといはれてゐたといふやうなことは、自然地理上の形勢からも考ふべからざることである。さうして、此の時の事件を相摸地方としたのは、此の物語の基礎的概念として、アヅマの地方を特殊の一區域としてゐる考があつたか

らではあるまいか。かう考へると、此の物語の形を成したのは、クマツ征討の話と同時であるらしい。崇神天皇の巻にも同じ東方十二道綏撫の話のあるのは、古事記全体の結構からいふと重複してゐるやうであるが、それはタニハ、コシ(及び後にいふやうにキビ)の経略と共に内地綏撫といふ一つの概念に含まれてゐることであり、これはクマツ征討に對しての話であるから、おのづから別の組み立てに屬する。なほこの東方十二道といふ語は、かういふ物語としてはあまり明確に過ぎてゐる。孝徳紀二年の條に東方八道の語があつて、其の八道は八國のことらしいから、この十二道も十二國の義かと思はれるが、國郡制定以前に斯ういふ數へ方をするのも穩かて無い。だから此の十二道の三字は物語の形成せられたよりは、ずつと後に附け加へられた語ではなからうか。崇神天皇の巻のも、コシ、タニハに對して、かう稱するのは權衡を失してゐるやうである。しかし、何れにしても、それがエミシを含んでゐないことは物語其のものから推知せられる。

以上は古事記の物語についての觀察であるが、書紀の方では大に趣がちがつてゐる。

一一 書紀の物語

書紀ではヤマトタケルの命の東征の意味が、古事記とはよほど變つてゐて、其の主なる目的がエミシの征討となつてゐる。景行紀四〇年の條に先づエミシの叛いたことを記し、ヤマトタケルの命に下された勅命にエミシの狀を詳述してあり、ノボヌで薨去せられる前にエミシの俘虜を神宮に獻ぜられたとあるなど、物語の始終がエミシのことになつてゐるし、又た此の征討の動機として、二七年の條にタケウチノスクネのヒタカミの國、即ちエミシの國についての上奏が見え、さうしてヤマトタケルの命は其のヒタカミの國を征服せられたやうになつてゐる。だから、古事記で東海東山方面の綏撫が主なる目的となつてゐるとは違つて、これではエミシ征討の往還路として東國を通過せられたことになる。エミシ降伏の場合に一場の物語があり、後にいふやうにそこへゆかれた道筋の記されてゐるのも、此の故であらう。要するに、古事

記ではたゞ漠然とエミシ征服の一事が東方經略の物語に附載せられてゐるに過ぎないのに、書紀ではエミシを特に一般東國の背景から浮き上がらせ、其の征討を主なる物語に發展させてゐるのである。それから御歸路も古事記とは違つてゐて、常陸からどこを經由せられたか不明であるが、甲斐に入り、更にそこを出て(路順からいふ)と甚だ無理な方向をとつて(武藏上野を迂回し、それから信濃に入り美濃に出られることにし、別にキビノタケヒコのコシ巡察をさへ附け加へてある。さうして、此の道順の變化に伴つて、アヅマハヤの物語がアシガラからウスヒに移され、白鹿の話は信濃の阪に變つてゐる上に、白狗が命を導いて美濃に出たといふことが加へられてゐる。なほイブキの猪も蛇になつてゐる。それから、命の薨去の後に景行天皇が其の平定せられた國々を巡幸せられるといふ物語があるが、これは天皇のクマツ親征と同様、古事記にはまるで無い話である。但し、クマツ親征の場合の如き詳しい物語は無く、御道筋も伊勢から轉じて東海に入り、それから上總國に至り、海路からア

への水門を渡られたとあるのみであり、肝心のヒタカミの國のことなどは全く見えない。

さて書紀の此の物語が、古事記の準據となつた舊辭がもとになつて、それから發展したものであることは疑が無い。すべてが複雑になつてゐる上に、エミシ征討が主なる觀念となつてゐながら、それとは關係の無い、むしろエミシの征討を主とする物語の調子を弱める、ヤキツやハシリミヅやイブキの話などが依然として存在してゐること、御歸路の道順が甚だ不自然になつてゐること、並に白鹿の物語に白狗が現はれて來たことなどは、其の證であつて、書紀の物語は古事記の話に新しい思想、新しい説話を附加したものであることは明かである。エミシの俘虜を獻ぜられたといふ話なども、命が二三の從者を從へて諸國を巡歴せられたといふ大體の筋に矛盾してゐるが、是も附加物だからである。古事記には明かに「軍衆も賜はず」と書いてあるが、書紀でも例のヤキツの話などは、兵を率ゐて賊と戦はれたのでは無く、古事記と同じく命一人

での御はたらきとなつてゐる。さうして斯ういふ巡行によつて、後になつて五ヶ國に分置せられるやうな多くの俘虜を得られ、又たそれをつれてあるかれる筈が無い。従つて物語としての性質、又は史料としての價值も古事記のと異るところは無く、物語が發展してゐるだけ、それよりも一層事實に遠いといはねばならぬ。エミシの首長をシマツカミ、クニツカミとしてあるなども其の證であつて、これは日本語である上に、例の連稱的に二人としていひつゞけたのである。勿論ヤマトの政府がエミシに對して何等かの行動を取つたことは或はあらうが、かういふ物語は、或る特殊の場合の或る事件を譬喩的に言ひ現はしたのでは無く、エミシの歸服といふ漠然たる概念から作られたものと見るのが、妥當である。て無ければ、エミシの實際の首長の名が傳へられずして、こんな名になつてゐる理由が無い。或る場合にエミシの俘虜を五ヶ國に分置せられたといふやうなことが事實あつたかも知れぬが、もしさうとすれば、こゝの話はそれを取つてヤマトタケルの命の物語に結びつけたもの

である。

なほ、書紀の此の物語が事實として認め難いといふことは、物語が著しく支那思想によつて潤色せられてゐるのもわかる。事件の起るよりずつと前のタケウチノスタネの上奏に「東夷之中、有日高見國、其國人男女並椎結文身、爲人勇悍、是總曰蝦夷、亦土地沃壤而曠之、擊可取也」とあり、又たヤマトタケルの命の派遣せられる時の勅命に「其東夷也、誠性暴強、凌犯爲宗、村之無長、邑之勿首、各貪封墾、並相盜略、亦山有邪神、郊有姦鬼、遮衢塞徑、多令苦人、其東夷之中、蝦夷是尤強焉、男女交居、父子無別、冬則宿穴、夏則住櫟、衣毛飲血、昆弟相疑、登山如飛禽、行草如走獸、承恩則忘、見怨必報、是以箭藏頭髻、刀佩衣中、或聚頭類、而犯邊界、或伺農桑、以略人民、擊則隱草、追則入山、故往古以來、未染王化」とあるが、是て見ると、エミシは東夷の一部分であつて、エミシの外に東夷と稱せられる強暴なものがあつたやうである。さうして此の事件があつたといふ年の最初の記事に「東夷多叛、邊境騷動」とあり、それを承けて「東國不安、暴神多起、亦蝦夷悉叛、屢略人民」とい

ひてあるのを見ると、東夷は東國の住民を指す稱呼のやうである。ところが、エミシの外に實際こんな「夷」が東國にあつたであらうか。東國では我々の民族が直にエミシと接觸してゐて、其の間に別の異民族があつたといふやうな形跡は全く無いから、エミシで無い東國の住民は我々の同民族であらうが、それが果してこんな状態であつたらうか。甚だ怪しいといはねばならぬ。が、此の文が、支那人の夷狄觀を書物の中から探し出して來て羅列したやうに見えること、特にエミシについて「男女交居、父子無別」といふのが、道なきものを夷とする支那的道德思想であり、「冬則宿穴、夏則住櫟」といふのも、支那人の夷狄に對する一般的概念であつて、エミシの風俗とは考へ難いこと、並に「持斧鉞以授日本武尊」といひ、「察汝爲人也：力能扛鼎、猛如雷電」といひ、「示之以威、懷之以德、不煩兵甲、自令臣順」といひ、「借天皇之威、往臨其境、示以德教」といひ、前後の文がみな支那人の成語を用ゐた支那思想であること、又たヤマトタケルの命に關しても、死ねとて我を東國に遣はし給ふと思ひ泣きして出かけられた、といふ古事

記の話とは反對に、威風堂々と出發せられてゐるのが、やはり同じ思想に淵源があることなどを考へ合はせると、これは實際、東夷と稱すべきものがあつたのでは無くして、文章の上で支那めかさうとするために斯ういふ文字を用ゐたものであることが、推測せられる。なほ、村之無長、邑之勿首などの無政府状態はトヨキイリヒコの命に東國を治めしめられたといふ垂仁紀の記事に矛盾するが、これは二つとも別々に舊辭に潤色を施した爲に生じた結果であらう。それどころで無い。實際皇子の東國巡歴を叙する場合には、少しもそんな夷狄の地を通過せられたやうな様子を見せないでは無いか。なほ書紀のかういふ筆法は、崇神紀一一年の條の、四道將軍、以平戎夷之狀奏焉にも例があるので、こゝでは東海も西道もタニハも皆な戎夷とせられてしまつてゐる。ありもせぬ戎夷を文字の上に作つて置いたのである。

然らば、此の物語は何時こんな風に開展せられ潤色せられたかといふと、茲に先づ注意すべきは、此の物語に見える土地が皆な國郡制定以後の國名によ

つて示されてゐることである。第一、陸奥國といふ名さへ現はれてゐるが、其の他でも、駿河、相摸、上總、常陸、甲斐、武藏、上野、信濃、美濃、近江、伊勢など、皆な後世の行政區劃の名稱である。古事記でも、ヲハリの國、サガムの國、シナヌの國、又はカヒ、などの名は出てゐるが、此等は古くから稱へられてゐたものらしく、又たタマクラベとかタギとかいふ地名がそれと同じやうに取扱はれてゐるのを見ても、此等の國名は國郡制定以後の行政區劃の名では無く、國造などによつて知られてゐた古い名稱であることが知られる(シナヌの國造、カヒの國造、ヲハリの國造の名は古事記に見える)。けれども、書紀には規則正しくすべてを國名で示してゐるので、近江膽吹山といひ、移伊勢而到尾津といふなど、一々の地名にも國名を冠せてあり、又た武藏、上野、美濃など何の出來事も無い土地でも通過せられた地方の國名を擧げてゐるのを見ると、書紀の此の物語が、行政區劃としての國名が定められた後に書かれたものであることは明かであらう。たゞそれが昔からあつた物語について、地名に關したことだけを新しい

行政區劃によつて書き改めたのみであるか、又は其の時、物語其のものに變改が加へられたのであるか、は問題であるが、同じ景行紀のツクシ巡幸の傳説には、地名、オホキタの國、ソの國、アソの國、コユの縣など、いふ國郡制定より前の稱呼で寫されてゐるから、一方に斯ういふものがあつて、他方に此の物語のやうな風のものがあるとするれば、さうしてまた、此の物語の基礎となつた説話が記されてゐるらしい古事記には、みな古い稱呼が用ゐてあるとすれば、景行天皇西幸、物語や古事記の話は、國郡制定の前から存在してゐたので、此の物語は其の後に新に修補せられたものと推測するのが、當然であらう。

もつともツクシ巡幸の話にも、豊前國のナガラノ縣、筑紫後國のミケ(別)のところにはミケの國とあるなどといふ名もあつて、此の豊前國や筑紫後國は國郡制定以後の名らしく思はれるが、其の時分にナガラノ縣とかミケの國とかいふ稱呼は無い筈であるから、この國名は後に附け加へたものと見てよからう。なほ書紀の國名の書き方は極めて亂雑であつて、其の一二の例を挙げる

と、繼體紀、安閑紀、宣化紀等に火の國とあるのに、神功紀に既に火前國の名が見え、敏達紀、舒明紀は勿論、天武紀にも吉備國とあるのに、安閑紀には備後、欽明紀には備前の名が出てゐ、同じ名でも宣化紀には火國とも肥國とも書き、孝徳紀には上毛野、齊明紀に科野、天智紀に淡海とあるのに、推古紀には上野、近江、孝徳紀には信濃とある。甚しきは崇峻紀、推古紀に攝津國といふのが見える。此の物語に關係のあることでは、推古紀に既に陸奥國の名が出てゐる。國名ばかりで無く、繼體紀に丹波國、桑田郡、欽明紀に山背國、紀伊郡とあるなど、郡名が古いところにも現はれてゐる。此等の文字のうちには、傳寫の間に書き誤られたのもあらうし、又は何人かの加へた傍註などが本文となつたやうなものも無いでは無からうが、兎も角も古い時代のことにも、往々國郡制定の後、もしくは所謂好字を用ゐるやうになつてからの國名や文字が用ゐられてゐることは、書紀の編纂せられた時からのことであつたらう。さうしてこの新しい名稱もしくは文字を用ゐた場合と、昔からの稱呼に従つた場合とについては、何等

の定則も約束も無いやうである(例へば安閑紀二年の條に、火國、播磨國、備後國、姁娜國、紀國、近江國、上毛野國など、列記してあるのを見るがよい)。が、されぎれの記事で、編者もうつかり新しい名を用ゐたり、又た後人の書き誤りや本文で無いもの、挿入も起り易かつたり、するやうな場合は別として、此の物語のやうに全體が新しい行政區劃の名になつてゐる上に、巡歴の道筋がそれによつて示され、また小さい地名をいふ時は必ず其の上に國名を示してあるやうな場合は、昔からある物語を取つて書紀の編者が土地に關する點だけを書き改めた、とは考へ難い。

然らば、古事記に見えるやうな話を改作して此の物語としたのは、國郡制定後の何時であるかといふに、此の物語に「越」が國名として取扱はれてゐることを考へると、まだ越が一國とせられてゐた時代であることが察せられる。越が分れた時代も明瞭で無いが、續紀文武天皇元年一二月の條には、「賜越後蝦秋物」といふ記事が見え、其の後には越といふ名が出て來ないのに、書紀の持統天

皇一〇年三月の條には、「越度島蝦夷」といふことがあり、同じく三年、二年、文武天皇一一年の條にも、やはり越とある。もつとも、これらは單に越とあるのみで越國とは書いて無いから、行政區劃としては越後などが分置せられた後でも舊例に従つて越の汎稱を用ゐたのでは無いか、と疑へば疑はれるが、天智天皇七年の紀には、「越國獻燃土與燃水」とあり、齊明天皇五年には、「授道與越國司位各二階」とあり、其の前年には阿部比羅夫を「越國守」と明確に記してあるから、少くとも此の頃までは越が國名であつて、まだ越後などが分れてゐなかつたに違ない。ところが、其の齊明紀五年にも、「饗陸奥與越蝦夷」とあり、ずつと前の孝德天皇四年の紀にも、「越與信濃之民」といふ語があつて、行政區劃としての國でありながら國といふ字が無いのを考へると、文武持統二朝に越とあるのも、通稱では無くしてやはり國名だらうと思はれる。さすれば越後などが越から分置せられたのは、持統天皇の一〇年から文武天皇元年までの間となるが、文武天皇元年は即ち持統天皇一一年であるから、此の分置の時機は二年足らず

の間に限定せられる訣である。何となく短かすぎるやうではあるが、別に反證は無さうである。筑紫國の名が持統紀の四年まで見えてゐて、文武紀二年から筑前國が現はれ、天武紀一一年まで吉備國とあつて、やはり文武紀二年には備前備中の名が見え、其の後は吉備國の稱が無くなつてゐることを参照するがよい。さすれば、書紀に採られた此の物語は、大化の國郡制置から持統朝までの間に記されたものと推斷せられよう。(美濃、信濃などいふ文字は、越國のなほ存在してゐた時分に此等の國名に用ゐられたのでは無からうが、これは書紀編纂の際に書き改めたものとして、解釋することが出来る。但し越といふ國は其のころにはもはや無いのであるから、書きかへることは出来なかつたのであらう。前に述べた如く、國名の書き方は不規則であるけれども、越についてはそれが越前、越中、越後に分れるまでは、變つた書き方がして無く、分れてからは越國といふ名が無いのであるから、これだけについては斯ういふ推論ができる。)

以上は物語の書き方の上からの推測であるが、それは其の内容と一致するであらうか。それを判定するには、物語のエミシの状態と歴史的事實として知られてゐるエミシ経略の形勢とを、對照して見なければならぬ。そこで先づ物語のエミシは何處にゐたのかと考へるに、書紀の本文には、從上總、轉入陸奥國、時大鏡懸於王船、從海路、廻於葦浦、横渡玉浦、至蝦夷境、蝦夷賊首島津神國津神等、屯於竹水門、而欲距、然、而縛服罪、故免其罪、蝦夷既平、自日高見國還之、西南歷常陸、至甲斐國とある。此の文では、エミシとヒタカミの國との關係がやや不明のやうであるが、前に引いたタケウチノスツネの上奏によると、ヒタカミの國の住民が即ちエミシである。さて、其のヒタカミの國は常陸の東北にあるとしてあるが、それと陸奥國との關係については、本文の記載が甚だ曖昧である。そこでなほよく本文を見ると、ヒタカミにゆかれたといふ道筋が二様に解釋せられる。それは、轉入陸奥國の一句は實際陸奥國に入られたことで、時大鏡懸於王船以下の數句は、其の陸奥國から更に進んでエミシの境、即ち

ヒタカミの國にゆかれたことである、とも見られ、又た、入陸奥國は先づ方向を示したのであり、航海の記事は上總から陸奥にゆく道すぢを述べたものであつて、至蝦夷境が即ち實際陸奥國の某地點に入られたことをいふのである、とも解せられるからである。さうして第一の解釋に従へば、ヒタカミの國は陸奥國の北にあることになり、第二の解釋によればヒタカミの國が即ち陸奥國であるか、又はそれと或る状態に於いて交雜してゐるか、といふことになる。さて此の二つの解釋の中で、上總から海路陸奥まで航行するといふことは、當時の交通の状態から見ると、實際にあつたらしくは思はれず、従つて物語としても容易に起りさうにない考であるから、第一の解釋に従はねばならぬやうでもあるが、從上總轉入陸奥國の語が陸路を通過して順次陸奥國まで北進せられたこととして、は適切で無く、今まで東進せられた方向を北に轉じ、陸奥を指して進まれた、と解する方が轉の字にも妥當であるやうに聞こえ、又た文勢からいふと、時大鏡懸於王船云々の語も、蝦夷既平、自日高見國還之を承けて直

に、西南歷常陸云々とあるのも、此の第二の解釋を助けるやうに見える(轉の字の用例は、自甲斐北轉、歷武藏上野の句にも見える)。何れにしても徹底しない解釋である。たゞ實際に無い航路を物語に用ゐることは、第一章に述べたツヌガアラントやアメノヒボコの例もあるから、これは大した難にはならぬのみならず、甲斐から武藏上野を経て信濃に入られたといふ無理な道筋を作つたことから考へると、此の物語には、皇子が東方の國々をすべて一と通り通過せられたやうに仕組まう、といふ精神が根柢にあるらしく、従つて歸路に通過せられた常陸に往路にもゆかれたことにするのは、都合がわるいと考へ、故らに海路としたのでは無いかとも思はれる。(もつとも道順はどうにでも作られるけれども、古事記に見えるやうな前からの説話が既にあつてそれを修補するのであるから、さう勝手に改めることは出来なかつたらう。だから下野は組み込まれなかつた。) さすれば、第二の解釋の方が寧ろ妥當に近いかと思はれる。が、さうするとヒタカミの國と陸奥國との關係が前に述べたやうに

なるが、それでよからうか。それを考へるには、陸奥國の状態とヒタカミの國といふ觀念とを、一々吟味してかゝらねばならぬ。

便宜上先づ陸奥國を考へてみるに、かういふ國が大化の時、一般國郡の制置と共に建てられたものであることは、先づ論の無いことであらう。さて其の頃の陸奥國の管區は明瞭で無いが、兎も角も一國として立ち得るだけの廣さと相應の住民とを有つてゐたことと考へられる。續紀文武天皇慶雲四年の條に、陸奥國信太郡の生玉五百足といふものが齊明天皇の朝の百濟戰役に從軍したといふ話が見えてゐるが、此の信太郡を故吉田氏の地名辭書に、大槻氏の説を引いて、信夫郡の誤だとしてあるのは、もつとものことである。單に文字の上からいつても、陸奥の志太郡は何時でも「志」と書いてあつて「信」とはしてない。さうして「信」の字は信夫や信濃などの例から見ても「シ」の假名として用ゐられたらしくは見えない。(常陸の信太郡を普通にシダと訓ませてあるのは、少しく奇であるが、仙覺の萬葉鈔に引いてある常陸風土記の地名説話に幡

垂の國といふ話が出てゐるから、これはやはりシダであつて、例外と見なすべきものらしい。丹波、讚岐など、一體に語尾が「シ」になつてゐる文字は、何れも母音をつけて「シ」の何れかに用ゐるのが通例である。)さて、信夫郡のものが齊明朝の海外征討軍に編入せられてゐたとすれば、其の地方は建置の初から陸奥國の管内であつたであらう。それから、齊明紀の元年の條に、「饗：東蝦夷九十五人：仍授城養蝦夷九人：冠：二階と見え、四年の條にも、蝦夷二百餘、詣闕朝獻、饗賜贍給、有加於常、仍授城養蝦夷二人位一級」とあるが、此の城養蝦夷は持統紀三年の條に、陸奥の優嗜曇郡の城養蝦夷脂利古男といふものが沙門となつた、といふ話のあるものであつて、其の優嗜曇は吉田氏に従へば、ウキタミ即ち和銅五年に陸奥から出羽へ移管せられた置賜郡である、柵養の文字が音を寫したもので固有名詞であることは、それが此等の記事に於いて、津輕とか停代とかいふ地名と同様に取扱はれてゐるのでも知られる。さうして此等の零碎な記事と、同じ齊明紀五年の條に、「饗陸奥與越蝦夷」とあり、「授道奥與

越國司位各二階」ともあることゝを、参照して推察すると、花々しい遠征などを無ければ、陸奥方面のエミシに對する經略も齊明朝の前後には着々と行はれ、西方に於いては、此の時既に今の置賜地方まで其の力が及んでゐたらしく、從つて陸奥國の管區が當時ほゞ今の岩代地方を含んでゐたことが想像せられる。〔持統朝には、置賜の邊になほエミシが住んでゐるものゝ、郡の置かれるまでになつてゐたのである。たゞ海岸方面については明かな證據が史上には見えない。〕

ところが、養老二年に會津、信夫、日理、以南が陸奥國から割かれて、石背、石城二國が分置せられ、さうして此の時は既に最上、置賜が出羽に移された後であることを思ふと、此等の地方を除けてもなほ一國として陸奥國が成立ちさうであつたと考へられるから、養老時代には陸奥國の範圍は大體、後の宮城郡附近の地方に及んでゐたらしい。しかし分置せられた石城、石背が程なく陸奥國の一部として復舊せられたのは、其の地方が除かれたのでは實際一國として、特

にエミシ經略の衝に當つて立つてゆくには、餘りに陸奥が弱小であつたからのことであらうから、宮城郡あたりより北の方までも包含してはゐなかつたらう、と考へられる。宮城郡附近までといふのは、大體の地勢と、續紀に見える、延暦八年八月の詔勅に、牡鹿、小田、新田、長岡、志太、玉造、富田、色麻、加美、黒川等一十箇郡、與賊接居」とあるので知られる如く、後までも黒川郡以北がやゝ特別に考へられてゐたことゝを、参照しての臆測であるが、黒川郡以北はよほど後までも半ば夷地であつたから、大體の見當は違ふまいと思ふ。ところが、和銅六年に丹取郡が新に建てられ、養老五年に菟田郡が柴田郡から分置せられたこととを、養老二年の石背、石城分置に参照して考へると、此の方面の開拓が進んだのは此の頃のことらしい。もつとも、和銅二年に様子の一向わかない巨勢麻呂の征討の記事が史上に見えるのみで、此の方面に大征討の行はれた形跡は無いが、大勢上かう觀察せられる。此等の點を綜合して推測するに、大化以後持統朝以前の陸奥國は、後に一度分置せられた石城、石背地方が、其の大部分

でもあり主要な地方でもあつたので、其の西北には置賜邊の夷族が隸屬してゐる、東北には(遠く考へたところで)後の名取郡、宮城郡邊が、やはり半ばエミシの地ながらに、ぼんやり加はつてゐたらくらゐのものであらう。

以上は後の状態から溯つて推測を試みたのであるが、次に前の時代から考へて見たらばどうかといふに、これは材料が無いので、あまり確實なことはいはれない。古事記に國造縣主などの祖先が記してあるのを見ると、東北地方ではカミツケヌ、シモツケヌ、ウバラキ、ヒタチのナカ、道の奥のイハキの名が見えるが、道の奥のイハキは即ち後の石城郡(大化の初には常陸の多珂郡に含まれてゐた)地方であらう。此等の國造は、斯ういふ系譜の作られた時には現存してゐたのであつて、其の作られたのは、皇室の御系譜の一旦出来た後でなければならず、従つて所謂帝紀舊辭が始めて形を成した時(總論第四節に述べたところによると、繼體朝乃至欽明朝ごろ、即ち六世紀の中ごろ)よりも後に違ないから、大化の國郡制置からあまり遠い前のことではなからう(このことにつ

いては後章にも述べようと思ふ)。ところが、此の國造のうちにはイハキが道の奥としてあるのを見ると、其のところには、後の石城郡地方より奥には、まだ國造として朝廷に知られてゐるほどの豪族がゐなかつたのではあるまいか。我々の民族其のものは、もつと北の方にも住んでゐたでもあらうが、それがまだ朝廷から國造として承認せられるやうなものによつて統治せられるほど、確實な行政系統に編入せられてはゐなかつた、と思はれる。古事記に國造などが悉く列擧せられてゐるとはいはれないので、邊境に於いても北陸の方面では、コシのトナミ(今の越中礪波)より東にあるものは見當らず、常陸地方でも、風土記にも見えてゐて實際存在したらしいタカの國造も擧げてない程であるから、單に國造の名の見える地方を以て我々の民族の住地の限りと考へるとは勿論できないが、イハキに冠せられてゐる「道の奥」は語のまゝの道の奥の義であつて、後の道奥または陸奥といふ國名の由來がそこにあるものゝ、此の時はまだ後世のやうに廣い範圍を有つてゐる行政區劃の名では無かつたか

ら、其の頃の朝廷からは石城郡附近が大體東北の極と考へられてゐたらしく思はれ、我々の民族の植民が其れより北方に甚しく遠くは進んでゐなかつたらうと考へられる。もつともこれは海道方面のことであつて、山道方面については何の證據も無いが、兩方面に大した差異は無からう。何れかといへば、海道方面が山道方面よりは前進してゐたかと思ふ。(古事記には別に道の尻のキへといふ名が出てゐて、道の尻は道の奥と同じ意義であるらしいが、これは位置が明かでない。常陸風土記によると、後の多珂郡と石城郡とを含んでゐたタカの國の道の後が、石城郡の苦麻であつたといふが、其の道の口が助河であつたとあるところから見ると、常陸風土記の道の後はタカの國のはてといふことであつて、内地のはてといふ意味では無く、又た單に道の尻のキへとあるのを、常陸から進む道の尻と限つて見ることも出来ないからそれを風土記の道の後に擬てるには多少の危険がある。)

さて石城郡附近が大化の前の或る時期に道の奥であつたとすると、大化の

時其の北方に陸奥國が新に置かれたのは、其の時までに北邊の開拓が多少進歩もし、又た今までは放任せられてゐたものが行政組織の中に編入せられもして、實際の道の奥が石城よりも北に移つてゐたからのことと考へられる。(石城郡は後に陸奥國へ移されたが、大化の頃は常陸國の所管であつたらしい。これは常陸風土記の文面からも、又た後に菊多郡が常陸國から石城國に移された事例からも、推測せられる。) 大化より前の或る時代に於いて道の奥と稱せられたイハキが、國郡制置の際に常陸國に入つて、其の北方に陸奥國が置かれたのと、其の陸奥國の主要なる地域であつた地方が、一時のことといへば、養老になつて石城石背の二國となり、其の北方が陸奥國になつたのとは、同じやうな關係で一段々と民族の勢力の北進していつた形跡が、そこに見えるのではあるまいか。けれども、道の奥のイハキの名の用ゐられた時代と大化とが甚しく距つてゐないとする、大化の時イハキの北方に於いて新に建てられた陸奥國の範圍も、亦たひどく廣くはなかつたであらうから、齊明朝前後に

多少経略の手が擴げられたにしても、其の北邊が遠くとも今の陸前の南部にあつて、そこがまだ半ば夷地であつたらう、といふ上記の臆測は、此の點から見ても大なる間違は無からうと思ふ。(序にいつて置くが、世間では往々上代のことを考へる材料として、舊事記の國造本紀を用ゐるけれども、著者はそれを取らぬ。このことは次章に述べよう。)

次にヒタカミの國に移るが、これは國とはあるものゝ行政區劃の名で無いことは、いふまでも無い。書紀の文勢から見ると、それが廣いエミシンの住地のやうであり、或は寧ろエミシンの住地全體の名であるが如くにも感ぜられるが、此のヒタカミといふ名は、實際エミシンの住地のどこかにある地名からても起つたものであらうか、又は別の意味から内地人のつけたものであらうか、これが問題である。さて、もし地名から起つたものとするれば、それは内地に接近してゐる地方に、さういふ名の土地があつたものとしなければならぬ。或は多少の距離はあるにしても、大部落の所在地などで、それがエミシンの住地の總稱

として用ゐられるだけの特殊な價值のある土地として、エミシから傳聞したものでなくてはならぬ。然るに、もしさういふ土地が實際あつたならば、奈良朝から平安朝の初へかけて斷え間なく行はれたエミシンの征討に關する國史の記事に、それが現はれなくてはならぬのに、一度も此の名の見えたことが無い。是は如何にも奇怪のことである。延喜式の神名帳を見ると、日高見神社といふのが桃生郡にあるが、これは内地人によつて祭られたもので、さうしてそれは、此の地方の拓植が進んで内地人の移住するものが多くなつてから、即ち大體天平寶字時代から後のことであらうから、國史に見える日高見の名をとつてつけたものとも見られる。香取伊豆乃御子神社とか鹿島御子神社とかいふのがあるのでも、さう類推せられよう。従つて是は此の地方が前からヒタカミと呼ばれてゐたといふ證據にはならぬ。河の名のキタカミ(北上)がヒタカミだらうといふ説もあるが、此の臆測は音韻の上からも成り立つことが困難であらう。また延暦一六年に續紀の出來上つた時の上表に、仁被渤海

之北、豹種歸心、威振日河之東、毛狄屏息」とある日河が日高見河の略稱である、といふ論もあるが、これはむしろ、膽澤方面の蝦夷征討が行はれた時の延暦八年九月の宣命に見える日上乃湊を指したものと、するのが適切であらう。當時反抗した蝦夷の主力は河東にあつたので、此の宣命と同年六月及び七月の戦鬪の記事とを総合して見ると、其の河の主要なる渡津が此の日上乃湊であつたらしいからである。此の河は膽澤方面の北上川ではあらうが、日上は「湊」とあることから考へても、其の渡頭に當る地名であつて、河の全流の名では無からう。(日上はヒカミであらう。「乃」の字が特に其の下に加へられてあるのを見ても、其の字の入れて無い日上がヒノカミと訓むべきもので無いことが推測せられる。)斯う考へて來ると、ヒタカミといふ名は史上に一度も出て來たことが無く、従つて、さういふ地名が實際どこにあつたものとは思はれない。さすれば此の名は、何か意味があつて内地人のつけたものとしなければなるまい。

一體ヒタカミといふ國名は、此のエミシに關係あるものゝ外に、常陸風土記信太郡の條に「此地本日高見國也」と見え、延喜式の大祓の祝詞や遷却崇神祭祝詞にも「大倭日高見國」といふのがあつた。常陸風土記の日高見國は、本云々とあるのを見ると、當時實際には行はれてゐない、従つてまた實際の地名とは關係の無い名であることが知られる。何故にかういふことをいつたのかは不明であるが、斯ういふ説の出るのは、ヒタカミの名が、常陸から遠からぬ北方にあるエミシの國として、實際に聞えてゐなかつたからに違ない。次に祝詞の一種の佳名または美稱であつて、國名で無いことは明かである、此等の祝詞は作られた時代が確かに知られないが、大化改新の前のもものではあらう。さて、ヒタカミの國といふ名の用ゐられてゐる他のすべての場合に於いて、それが實際の地名で無いとすれば、エミシの住地としてのヒタカミも、亦た同じく空想上の名稱だらうと思はれる。さうして、大倭のは日神の御裔であらせられる歴代天皇の皇都の地たる大倭にふさはしい美稱であり、エミシのは其の土

地が(大倭から考へて)東の極であるから、日の出る方向によつた聯想から來たものであつて、其れを用ゐる心理に相違はあるものゝ、同じく日に關係のある語では無からうか。ホノニギの命以後の三代の御名に、何れも「アマツヒタカ」の尊稱が上についてゐることをも、參照しなければならぬ。前に述べた如く、ヒタカミの國に關するタケウチノスクネの上奏としてあるものも、またヤマトケルの命に下された勅命としてあるものも、書紀の文章はすべてエミシの實際を述べたもので無いこと、又た此の物語に見えるエミシの會長が、シマツカミ、クニツカミといふ空想上の名稱であることを考へると、此のヒタカミの國もやはり實際の地名で無いと見た方が、記事の全體の調子にもかなつてゐる。特にヒタカミの國に關する書紀の記載の文勢によると、それはエミシの住地の總稱であるが如くも感ぜられるが、エミシは一つの國と見られるものでなく、又た實際然らう見た例も無い。民族として總稱する場合にはエミシの名があるが、其の外に土地または政治的勢力として、ヒタカミの國といふ

やうな大きい名前のある筈が無からう。此の名がヤマト人の假につけたものであるといふことは、此の點からも推考せられる。さうしてそれが此の物語にのみ現はれてゐるのを見ると、それは實際、世に用ゐられた名稱では無く物語の作者の案出したものに違ない。

さて、ヒタカミの國が空想上の名であるとするれば、それは本來、位置なり範圍なりの判然としてゐるものでは無いから、それが常陸に接してすぐ其の東北にあるやうに見えたり、さうで無いやうに見えたり、又たそれと陸奥國との關係が曖昧であつたり、するのは當然である。實際の行政區劃の名と漠然たる空想上の名稱とを結びつけたのであるから、記者自身に於いても、其の間の關係が明瞭に意識せられてゐなかつたであらう。しかし、此の物語の作られた時代が果して前に述べた如く大化以後持統朝以前であるとするれば、一般に考へてエミシの住地、即ち空想上のヒタカミの國を陸奥國の北に置くことは、勿論、差支が無く、また陸奥國に隸屬してゐながらエミシの住地である地方が其

の内にあるとすれば、ヒタカミの國と陸奥國とが混同して考へられたとしても、亦た誤では無い。要するに、ヒタカミの國は陸奥方面のエミシの國なのである。さすれば、かの道筋についても、陸奥國から出發し海路北進してヒタカミの國にゆかれたとすれば、それでもよく、又た上總からすぐに海路をとつて陸奥國內の或る地點に上陸せられたので、そこがヒタカミの國だとしても、其の邊がエミシの地である以上は、これまた支障の無い解釋である。さうして更に一步を進めて具體的に考へるならば、物語の記者の腦裡にあつたタカの水門の位置によつて、此のことが都合よく説明せられる。タカの水門は第一の解釋に従へば陸奥國の北方でなくてはならず、第二の解釋によれば陸奥國の内にあるエミシの住地にあることになる。さすれば、それは後に多賀として知られてゐる地方であらう。此の地方は前にも述べた如く陸奥國の北邊に當つてゐて、當時なほ概してエミシの住地であり、或る意味に於いてエミシの南境でありながら、しかし陸奥國に隸屬してゐる部分かと思はれるからで

ある。本文にある玉浦や葦浦は、第一の解釋によれば、陸奥國の或る地點から多賀までの海岸にある筈であり、第二の解釋によれば、上總から多賀までの間にあればよいことになつて、是は文面の解釋次第で大なる差異が生ずるが、どちらにしても其の位置を擬定することは殆ど不可能である。同じやうな名稱が今日あるにしても、それは後世に始まつたことかも知れず、また玉浦とか葦浦とかいふやうなのは、同じ名稱が所々に有り勝だからである。さして斯ういふやうに、書紀の道筋の記事をどう解釋するにしても、タカの水門は畢竟同じところに歸着するが、しかし、寧ろそれほど全體としてヒタカミの國と陸奥國との關係は曖昧である。

話が横みちに入つたやうであるが、以上述べて來た間に、この物語の内容が大化以後、持統朝以前の陸奥國方面の状態と、都合よく一致することが知られた筈である。それよりも前、例へば石城郡地方が道の奥として考へられてゐた時代のこととして、此の物語は全く解釋することが出來なく

なる。第一、さういふ場合には常陸國の北に陸奥國の置き場所が無いでは無いか常陸といふ國名はよし後の追書であるとしても其の指すところは後の常陸國の地方であらうが石城郡は常陸國の北境に接してゐ、特に天化の時には常陸國に屬してゐた。またエミシンの住地としてヒタカミの國といふやうな空想上の名が用ゐられたのも、それが、非常な遠方の或は新しく國として置かれはしたがまだ異民族の住地として一般に考へられてゐる東のはての陸奥國の方の、人の耳にも熟しない地方であるからであつて、上代からよく世間に知られてゐる常陸に接近した土地に對しては、こんな名が用ゐられなかつたらう。(大倭や常陸の信太郡については、それを用ゐる心理がこれとは違つてゐる。彼は佳名美稱として用ゐるのであるが、夷として考へてゐるエミシに對するこれは、單に地理上の觀念から來てゐる。)だから此の物語が國郡制置以後、持統朝以前に作られたものであらう、といふ上文の推定は、内容の上からも是認せられるであらう。それは或は、天武天皇の朝に川島皇子等を首長

として開かれた史局の仕事では無かつたらうか。

然らば古事記に見えるやうな話が、何故に此の時代に於いて、こんな風に改められたかといふと、それは即ち、エミシンの經路が政府の大問題になつてゐた齊明朝以後の時勢の致すところであらう。史上に著しく現はれてゐる此の時代のエミシ征討は、越の國の方面の所謂北蝦夷(蝦狄)に對するものであり、特に齊明朝には今の陸奥の西海岸附近であらうと思はれる有名なミシハセ(肅慎)ワタリシマ(渡島)の經路が行はれたのであるが、東方に於いても決して無爲でなかつたことは、上に述べた通りである。かゝる時勢に於いて、ヤマトタケルの命の東征物語が發展してエミシ征討となつたのは、無理のないことである。さうして、それが越方面を主とした物語にならなかつたのは、本來東方十二道の綏撫といふ説話が基になつてゐるからであらう。しかし當時の人がエミシを考へるに當つて、越の方面を閑却することは出來ないから、此の物語にはキビノタケヒコ(越分遣)といふ一事が附け加へられてゐる。物語に於

いてヨシの方面は事實の如く重んぜられてはゐないが、それは物語に時代の反映があるといふことを妨げるものではない。當時の事實其のものが物語に加へられたといふのでは無くして、思想の上に於いてエミシが重く見られてゐるといふのである。

以上述べたところで、ヤマトタケルの命のエミシ征討といふ書紀の物語に對する著者の考説はほゞ悉されてゐる。たゞエミシ經略の状態を考へるに當り、書紀の皇極紀以前に散見するエミシの記事を顧慮しなかつたことについて、一言を附加して置きたい。此等の記事の最初のは、景行紀五六年の條に見えるミモロツケの王の征討であるが、これはエミシの酋長がアシフリベ、オホフリベ、トホツクララベ、などいふ日本語になつてゐるのみならず、盡獻其地などありながら、それが何處のことか、また戦争が何處で行はれたか、まるで書いてない。次は應神紀三年の條に、東蝦夷悉朝貢とあるものであるが「悉」の字は奇怪である。其の次には、仁德紀五五年の條のタミチの征討がある

が、これにはイシの湊で戦死したといふことがあるけれども、其の位置はわからず、タミチの墓から大蛇が出てエミシを食ひ殺したといふ妖怪譚さへある（イシの湊は常陸の多賀郡のであらうといひ、又はずつと北方の陸前石巻であらうといひ、史家の間に種々の説がある。記者の脳裡にかういふ名のあるところかの土地があつたには違ないが、しかし書紀に其の位置を推測すべき何等の記載の無い此の土地を、單に今日の地名と似てゐるといふところから、それに擬定するのは危険である。のみならず多賀郡のは湊といふべきところらしくも無く、石巻は書紀編纂の當時に於いて知られてゐた名であるかどうか、疑はしい。又タミナトといふ語からいふと、それは必しも海濱には限らないのでは無からうか。上に引用した日上の湊の「湊」もミナトの語を寫したのであらうが、それは河の渡津である。タミチの物語にも海濱らしい様子は少しも見えぬ。それから清寧紀四年の條及び欽明紀元年の條に「蝦夷隼人並内附」又は「蝦夷隼人並率衆歸附」といふ漠然たる記事がある。次には敏達紀の一〇

年に、數千の蝦夷が邊境に寇したから、其の酋長のアヤカスといふものを召しよせて詰責したれば、ハツセの河の中に入りミモロ山に向つて服従を誓つたといふ話がある。これも何處のもの、何處のことだかわからず、誓約の有様なども果して異民族たるエミシの風習と認むべきものであらうか、疑はしい。其の次は、舒明紀九年の條のカミツケヌの君カタナがエミシを討つたことであるが、これも戰地は何處とも書いて無い。なほ皇極紀元年の條には、コシの邊のエミシが數千人内附したといふ記事があるが、これは陸奥國方面とは關係が無い。其の他、間接にエミシと關係のある記事には、崇峻紀二年の條の東山、東海、北海道に人を派して國境を觀察せしめたといふこと、推古紀三五年の條の陸奥國で猪が人に化つて歌をうたつたといふ話などがある。

さて此等の諸條を通覽するに、事實の記録としては、第一に、イシの湊の名が出てゐる一ヶ條を除けば、地理の記載の全く無いことが不思議である(特に景行紀應神紀のは、エミシ征討もしくは其の服従といふ漠然たる概念から案出

せられたものであることが其の記載から明かに推測せられる)。第二には、其の多くに事實らしからぬ話の伴つてゐるのが奇怪である(特に推古紀の記事の如きは陸奥國の名のあるのが既にをかしい)。だから、此等の記事はうつかり信用の出来ないものといはねばならぬ。支那人の史筆をまねた架空の記事である清寧紀や欽明紀については、ハヤトに關して既に前に述べて置いた。著者が上文に於いてそれを參考しなかつたのは、此の故である。なほ姓氏錄(卷一)には、中臣志斐連の條に雄略天皇の時東夷を征討せられたといふことがあるが、一體に此の書の記事は他に證據の無い限り信用し兼ねるものであるから、且らく論外に置く。

かう考へて來ると、一つの疑問が生ずる。大化以後にはエミシに關する記事が頻々として史上に現はれて來るのに、其の前にはそれが極めて乏しく、其の乏しいものが皆なこんな風のものだとすれば、それは何故であらうか。(1) 大化からエミシの日本人に對する態度が急にかはつたのか。(2) 政府のエミ

シに對する態度が突然變化したのか。以上二つの何れでも無ければ、(3)大化の前のことは史料がまるで無かつたのか。此の外には出なからう。ところが民族競争の大勢から見れば、(1)とは思はれぬ。また欽明朝から後は韓地の交渉に關する史料などが兎も角も幾らかあつたのに、百濟に關する日本書紀の記載参照、エミシについてのみそれが亡くなつたとは考へ難いから、(3)でもあるまい。もし政府が直接にエミシ經略を行つてゐたならば、それについて何等かの記録があつたらうから、書紀にもせめては確實な記事の一つや二つはあつてもよさうなものでは無いか。さすれば、(2)の故としなければならぬのではあるまいか。是に於いてか著者は、エミシに對する民族的活動は、大化改新の前までは大體、地方人に放任してあつたので、深く政府の關與するところでは無かつたのではあるまいかと想像する。エミシに對する民族的活動は、國家の組織がまだ出来ない前からのことであつて、中央政府が成立した後も大體は其の狀態が繼續せられさうして東國人は政府の保護を頼まず、自分

の力で徐々にエミシを壓迫して、其の生活の舞臺を擴げて行つたのであらう。(このことについては平安朝末以後の蝦夷地經略及び其の方面に於ける我々の民族の北進が政府の關知せざるところであつたことを參考すべきである。)政府からいふと、所謂クマソの平定は地方的豪族をして朝廷に歸服せしめたのであつた。韓地との交渉は初から政府の、寧ろ政府だけの、事業であつた。政府は其の權力を我々の民族の間に確立し、韓地に於いて一度び得た其の勢力を維持すればよかつたので、政府としては、初から深い交渉の無い異民族たるエミシに對しては、みづから進んで積極的の行動を取るやうなことをしなかつたのではあるまいか。神代史に於いてもエミシもしくはエミシの住地に關することは全く現はれてゐず、二神の國土生成の物語に於いてもそれは全然除外せられ、もしくは閑却せられてゐるが、これも中央政府に於いて異民族たるエミシに重きを置かなかつたからではあるまいか。エミシの經略が中央政府の一大事業であり、それがために精神を勞することが多かつたなら

ば、何等かの反映が神代史や上代の物語の上にも現はれさうなものであるのに、それがヤマトタケルの命の東方巡察の物語に於いて極めて軽く附記せられてゐるのみであるのは、事實上さういふ経路が行はれなかつたからではあるまいか。新羅親征、クマソ討伐の話は立派に作られてゐる、後には神代史にも新羅の面影が現はれて来るのに比べて、エミシの物語の一つも無いのは、此の故では無からうか。しかし、大化の改新は一朝にして中央集権の制を定め、舊來地方的土豪所謂國造などの手に委ねてあつた總ての権力を、政府に收めてしまつた。是に於いてか、従來は東國の人民、又は其の地方的首長たる土豪の事業であつたエミシに對する活動も、おのづから政府の手に移らねばならぬ。ところが政府の事業となれば、其の規模もおのづから大きくなり、其の力もまた強くならねばならぬ。さうしてそれは却つて往々エミシの反抗を激成する所以ともなる。大化以後急にエミシの経路が活潑になり、奈良朝に至つてそれが寧ろ困難になつた事情は、斯う考へれば自然に理解せられはしまいか。

勿論、昔とても政府が全くエミシを閑却してゐたのでは無く、何等かの場合にそれに對して多少の威力を用ゐたことが無いでは無かつたらうし、タミチとかカミツケヌのカタナとかの話は、何か根據のある傳説であるかも知れない。また東國の土豪等から俘虜としたエミシの獻上を受納したやうなことも屢あつたらう。前章に引用した宋書の記事に見える上表中の毛人云々も、こんなところから出てゐるかも知れない。けれども、それは大化以後の態度とは大なる差異があるのでは無からうか。古事記に見えるヤマトタケルの命の物語は、内地の綏撫が主であつて、エミシのことは附けたりになつてゐること、書紀の物語に於いてそれが一變し、エミシの征討が主要の題目になつたことは、恰もよく此の變化に應ずるものでは無からうか。

最後に、書紀の景行天皇東國巡幸の物語は、ヤマトタケルの命の物語を二重にしたものであらうといふことを一言して置く。前章に述べた如く、クマソについて、天皇巡幸の物語が加はつてゐることを参照するがよい。たゞそ

れが彼に詳にして是に略なるのは、ヤマトタケルの命の物語がクマツについて甚だ粗であるのに、東國に於いては頗る密であるからであらう。さうしてそれは書紀に見えるエミシ経略の物語の書かれた後の作であり、多分書紀の編者の手になつたものであらう。

第四章 皇子分封の物語

ヤマトタケルの命の物語を考へたについて、おのづから聯想せられることは、景行天皇の時に其の多くの皇子を、諸國の國造、縣主、別、稻置、などとして分封せられた、といふ物語である。此のことについては、古事記にも書紀にもほぼ同様の記載があるので、天皇の皇子が八十王あるうち、成務天皇とヤマトタケルの命とイホキノイリヒコの命との外の七十七王が、皆な地方に出られたといふのである。なほこれに關聯して、成務天皇の時に國造や縣主を定められたといふ話も、記紀の兩方に見える。又た古事記には、神代の卷にも神武天皇から景行天皇までの多くの卷々にも、所謂伴造國造として總稱すべき諸家の祖先として、神々及び皇族の御名が擧げてある。さて此等の話は、一體どういふ意味のものであらうか。著者は先づ氏姓に關する一般的考察を試み、それ

から後に、國造縣主等の祖先について簡単な批評を下してみようと思ふ。

氏姓に關して先づ想ひ出されるのは、上代に於いて其の混亂を正すに骨が折れたといふことである。家々て其の氏姓を尊くしようとしてゐたといふことは、既に緒論第四節で概説して置いたが、もう少しそれを述べて見ると、たれでも知つてゐる如く、允恭天皇の時にアマカシが岡にクカベをすゑて氏姓の混亂を正された、といふことが記紀の何れにも見えてゐる。此のことは後にいふやうに歴史的事實では無からうと思はれるが、氏姓を政府の力で一定しなければならぬと考へられるやうな事情があり、また諸家が勝手に種々の氏姓を稱してゐたことは、此の話のあるのでも知られる。孝徳紀三年の條に見える詔勅に、頃者始於神名天皇名々、或別爲臣連之氏、或別爲造等之色、由是率士民心、固執彼此、深生我汝、各守名々、又拙弱臣連伴造國造、以彼爲姓、神名王名逐自心之所歸、妄付前々處々、爰以神名王名爲人賂物之故、入他奴婢穢汗清名といふ一節のあるのも、また氏姓の重んぜられるがために、そこに種々の弊害が生

じ、家々が種々の手段で、神名王名を冒し、それによつて我が家を貴くしようとするので、名實相忤ふことの多くなつたことを示すものであつて、それは必しも孝徳天皇の時に始まつたことでは無いに違ない。諸家の有つてゐる帝紀舊辭が區々になつてゐるのも、こゝに一大原因があらうと推測せられる程である。さて此の混亂の状態は、記紀などの表面にはあまり著しく現はれてはゐないが、細かく觀察すると、そこに多少の例證が発見せられる。

第一に、記紀の間に矛盾のある場合がある。例へば古事記では、神代史の皇孫降臨のところにも神武天皇の卷にも、オホトモ氏の祖のアメノオシヒの命及びミチノオミの命と、クメ氏の祖のアマツクメの命及びオホクメの命とは、對等の地位にあり同様の任務を帯びてゐるやうにしてあるが、書紀では、神代卷の「一書」にも神武紀にも、クメ部はオホトモ氏の配下に屬してゐることになつてゐて、アマツクメの命などの名もない。なほ雄略紀二年の條にも、大伴家持の喻族歌(萬葉卷二〇)にも、クメ部がオホトモ氏の配下に屬してゐることが

見える。此等の記載と、オホトモ氏の家格が連てクメ氏の家が直であることとを考へ合せると、此の間から二家の勢力争ひの消息が窺はれるやうに感ぜられる。古事記の景行天皇の卷に、クメの直の祖のナナツカハギがヤマトタケルの命の東方綏撫の際に、膳夫となつて隨行した、といふ話があるが、オホトモ氏と對立してゐる立派な家柄のこととして、ふさはしくないやうである。また、古事記と書紀の本文との神代の卷の天の安の河原の話には、ナカトミ氏の祖アメノコヤネの命とイミベ氏の祖フトダマの命とが、同じ地位にあるやうにしてあるのに、書紀の二つの「一書」に於いては、主なる地位に立つてゐるのはアメノコヤネの命のみであつて、フトダマの命は、カガミツクリやタマツクリの祖と同様な從屬的地位に置かれてゐる（たゞ皇孫降臨の段の一つの「一書」には此の二神がほゞ同様に取扱はれてゐるが、此の書の記載は古事記の所説と親近な關係がある）。是にもナカトミ、イミベ兩氏の間、に於ける何等かの家格上の抗争が潜んでゐるらしく、ナカトミ氏が連てイミベ氏が首であること、

イミベ氏では、ずつと後になつても古語拾遺を書かなければならないほど、ナカトミ氏に對する不平乃至反抗心があつたことを参考しなければならぬ。

此の二つの場合について、それ／＼どちらの方がもとの話であるかといふことは、輕々しく判断しかねる問題であるが、雄略紀の記事などから見ると、クメ部がオホトモ氏の配下であつたことは古い時代の事實らしく、アマツクメの命といひオホクメの命といふやうな祖先神の名も、クメ部の名の人格化であつて、恐らくは、一般に神代史のまとめられたよりも、ずつと後になつて作られたものであらう。またイミベ氏も、ナカトミ氏より下級の家であつたのでは無からうか。イミベは名稱もカガミツクリベなどと同じやうにできてゐて、單に祭祀に與るに過ぎないものらしく、ナカトミ（ナカツオミ？）とは本來の地位が違ふのであらう。が、それは何れにしても、クメやイミベに關する記紀の記載に、斯ういふ差異のあることは事實である。

次には、記紀其のものに於いて、系譜と其の系譜に現はれる神なり人なりに

關する記載との矛盾する場合がある。例へば神武紀に於いて、ヤタガラスを純粹の鳥としてゐながら、葛野主殿縣主(縣主殿主?)部を其の苗裔としてゐる。ヤタガラスが鳥であることは、古事記にも書紀にも明記せられてゐるのみならず、それが神のはからひとして天から下されたといふ話からも、また此のあたりの物語の全體を貫いてゐる一種の宗教的精神からも、疑は無いので、それは多分、日神の御裔たる天皇を導きまゐらせるといふ思想から、曉の鳥として考へ出されたのであらう(太陽と鳥とを結びつけることは支那にもあるが、此の話は必しもそれによつたものとはしなくてもよからう)。ところが、それを葛野の縣主の祖先として見るのは、明かに此の物語の精神と矛盾してゐる。だから、これは後人のしわざに違ない。それからタカミムスビの神、カミムスビの神などが、所謂獨神隱身であるのに、其れを父祖とする神もしくは家があらうといふのも、亦た此等の神の根本觀念に矛盾してゐる。ワタツミの神は海の神であるのに、それをアヅミの連の祖神だといふのも、同様である。だから

これらは家々の祖先を所謂帝紀舊辭に現はれてゐる神々としようとする動機から生じたことである、と推考しなければならぬ。

記紀の外の書物に見える系譜に至つては、猶更である。古語拾遺には、ナカトミ氏の祖アメノコヤネの命をカミムスビの子としてあるが、アメノコヤネの命は書紀の神代の卷の「一書」にはコゴトムスビの子とあり、姓氏錄(卷一)にはツハヤムスビの命の三世の孫としてある。ツハヤムスビの命は記紀にも其の他にも全く見えず、コゴトムスビも唯一度しか現はれないから、此の二つの系譜が一致するものか、又は全く別のものか、不明であるが、何れにしても古語拾遺とは違ふ。また古語拾遺には、オホトモ氏の祖アメノオシヒの命をタカミムスビの子としてゐるのに、姓氏錄(卷一二、一四及び一九)には五世孫ともある。それから、クメ氏の祖は同じ姓氏錄(卷一二及び一四)に、タカミムスビの神の後とも、カミムスビの神の裔ともしてある。さうして是等のことは記紀には(コゴトムスビの名の外は)一切見えない話である。なほ、イミベ

氏の祖フトダマの命がタカミムスビの神の子であるといふこと(古語拾遺、姓氏錄卷一四)も、記紀には無い。是等の諸氏は、社會的にも政治的にも最も重要な地位を有つてゐる家であるから、もし其の系譜が公認せられてゐたものであるならば、帝紀もしくは舊辭に記載せられてゐない筈は無く、従つて記紀によつて傳へられなくてはならぬのに、それが全く見えないこと、また其の多くがこんな有様で相互に齟齬してゐることを考へると、斯ういふ系譜其のものの性質と價值とはおのづから判断せられよう。

其の他、一體に姓氏錄には皇別にも神別にも、記紀等には少しも現はれない神や祖先の名が多く見え、世數なども明かに記載せられてゐるが、それは記紀に見えないといふ點からばかりで無く、文字の無い時代に於いてあれほど精密な系譜の傳へられたといふことが既に怪しいのである。もつと根本的にいふと、諸家が悉く皇別神別の二に包含せられてゐるといふことが事實とは認められないのである。前に述べた如く、或る家々の祖先とせられてゐる神

代史上の神には、其の神代史の所説に於いてすら、祖先といふ觀念とは矛盾する性質のものがある。なほ之に關しては、蕃別とせられてゐる漢韓の歸化人が、殆ど皆な其の祖先を帝王としてゐることを、參照するがよい。其の蕃別に於いて坂上氏が、書紀に應神天皇の朝に來歸したとある、其の祖阿知使主を後漢の靈帝の子孫とした上に、漢の祚が魏に遷つた際に、帶方に移住したものとしてゐるなどは、後世に造作したことが明白である(續日本紀卷三八延曆四年六月の條及び日本後紀卷二一弘仁二年五月の條參照)。漢魏祚をかへた際三世紀の初に生きてゐたものが、應神天皇の朝(四世紀の後半)に來歸する筈が無い(書紀の紀年によるにしても年代が合はない)。のみならず、それが實在の人物であるかどうかも疑はしい(百濟に關する日本書紀の記載參照)。此の一例は歸化人の系圖が事實に背いてゐるといふことを推測するに十分であらう。さうしてそれは必しも蕃別の家に限らないので、彼等のしわざは寧ろ諸家の一般の氣風に順應したまでのことであらう。(かう考へて來ると、系譜に

關係の無いことについて、も、姓氏録などの記載に歴史的事實として取扱ひ難いものゝ多いことは、おのづから知られよう。

之を要するに、諸家は勝手に祖先神の名を作り、恣に事實を構造したので、それがために其の系譜が記紀の記載と齟齬し矛盾するやうになつたのである。さうしてそれが、各、其の家を貴くするためであり、又た其の貴いのが皇別であり神別である點にあることはいふまでも無い。さて以上は、帝紀舊辭が既に一度び定められた後に於いて、それに基づきながらそれとは離れて家々の系譜を作つたといふ話であるが、それが果して事實であるとすれば、帝紀舊辭のまだ定められない前に於いても、また同様であることがおのづから推知せられる。さうして帝紀舊辭の編述せられた時の材料には、さういふ諸家の説が含まれてゐることを、否むわけにはゆくまい。さうしてそれは神代史に於いて、諸家の祖先は勿論、民間信仰に基礎のある宗教的意味の神々をも、みなイサナギ、イサナミ二神を祖とする一大血族系統に組織してあること、おのづか

皇子分封の物語

ら相應するものであつて、これは諸家の希望がこゝにあると共に、政府の政策がまたそこにあつたことを示すものである。さうしてこれと同じ事情が、また諸家をして一度び定められた帝紀舊辭にも種々の變改を加へしめる原因となつたことは、總論に於いて述べた通りである。

かう考へて來ると、記紀の帝紀舊辭に見える系譜其のものにも、互に齟齬する點のあることが、おのづから領解せられよう。例へば古事記に諸家の祖先として其の家の名の擧げてあるヒコヤキの命(神武天皇の卷)、シキツヒコの命(安寧天皇の卷)、タギシヒコの命(懿德天皇の卷)、ヒコサシカタワケの命(孝靈天皇の卷)、オホナカツヒコの命、オチワケの王、イカタラシヒコの王、イハツクワケの王(以上、垂仁天皇の卷)などは、古事記にはあるが書紀には見えぬ。(シキツヒコの命、タギシヒコの命は、書紀の「一書曰」としてある註記には出てゐる。また、オホナカツヒコの命、イカタラシヒコの王は、書紀には、オホナカツヒメの命、イカタラシヒメの命となつてゐる。)其の反對に、イナセイリヒコの皇子、タケクニ

コリワケの皇子、ヒムカノソツヒコの皇子、クニチワケの皇子(以上、景行紀)は、書紀のみにあつて古事記には無い。かういふやうに、多くの家々の祖先として記紀の一方に記されながら、他の一方には全然其の名が見えないものがあるといふことは、常に所謂帝紀の混乱を示すのみで無く、それを祖先とする諸家の系譜が信用すべからざるものであることの一證ともなる。それから、カムクシの王(景行天皇の卷)が、古事記ではキの國のサカベのアビコウダのサカベの祖としてあるのに書紀にはサヌキの國造の祖となつてゐるやうに、同じ名でありながら其の後であるといふ家が違つてゐる場合もあり、古事記ではヒコフツオシノマコトの命がタケウチノスクネの父となつてゐるのに(孝元天皇の卷)書紀には祖父としてあつて、別にヤヌシオシヲタケヲココロの命といふ父の名が擧げてある(孝元紀、景行紀)など、系譜の一致しない例もある。さうして、記紀にかういふことがあるのは、其の材料となつた帝紀舊辭に於いて、既に系譜が區々であつたからに違ない。さうしてそれは、前に述べたやうな事

情から來てゐること、推測せられる。

さて一般に氏姓と其の系譜とが斯ういふ性質のものであるとすれば、國造縣主などに於いても、またそれが同様で無ければならぬ。カモの縣主がヤタガラスを祖先とし、而もそれをカミムスビの神の孫とするが如きは、姓氏錄卷一六、其の意圖が甚だ明かである。それから出雲國造神賀詞に於いて、其の國造の祖とせられてゐるアメノホヒの命が、オホナムチの命の所謂國ゆづりに關して、功勞があつたやうにいつてゐるのは、同じ神がオホナムチの命に媚びついで使命に背いた、とある記紀の神代の卷の所説とは明かに矛盾するものであるから、これはよほど後になつて、國造の家で其の家に都合のよいやうな變改を加へた結果らしいが、かういふやうな意圖は、一般國造の系譜を記す上にも現はれてゐないとはいはれない。此のイヅモの國造は、第二章に述べた古事記の景行天皇の卷に見えるイヅモタケルの物語、また垂仁紀のイヅモノフリネが誅せられた話などに於いて、ほのかに覗ひ知ることの出来る、其の地

位から考へると、それは古來イヅモに勢力を有つてゐた地方的君主、即ち土豪の家らしい。イヅモノフリネは、イヅモの臣の遠祖ともあり、タケヒテル(タケヒナトリ、アミノヒナトリ、古事記のタケヒラトリ)の命の將來した神寶の保管者ともあるから、タケヒラトリの命の子孫であるといふイヅモの國造として、考へられてゐることは明かである。イヅモタケルも其の名から考へると、イヅモの首長として物語の記者の腦裡に描かれてゐたに違ないから、それを實際の状態にあてはめれば、やはり國造より外に比擬すべきものが無い。かういふやうに、國造が一方では反抗者らしく取扱はれながら、他方では天つ神の裔となつてゐるところに、イヅモの勢力の歴史的事實と神代史などの意圖との關係が、推知せられよう。更に考へると、イヅモの國造の祖のアミノホヒの命がオホナムチの命に媚びついたといふ話にも、否むしろ國ゆづりの物語其のものにも、國造の家の朝廷に對する關係が現はれてゐるのであらうが、國ゆづりの話の主人公がオホナムチの命といふ特殊の神となつてゐて、國造の祖

先とはして無く、國造は、其のオホナムチの命をして天孫に國を獻らせるためにタカマノハラから派遣せられたアミノホヒの命の裔とせられてゐるところに、神代史の微妙なる意味がある。明らかまいふと、斯ういふ結構によつて、イヅモの土豪が皇室を宗家とする血族系統に編み込まれたのである。さうして書紀の「一書」の説また神賀詞に見える如く、國造がオホナムチの神の祭主となつてゐるのは、國造家が遠い昔から地方的君主として有つてゐた宗教的權威を、其のまゝに承認しつゝ、それを神代史と結びつけられ得るやうに説明したものであらう(君主の宗教的意義については後にいはう)。

さて、これはイヅモの國造についてのことであるが、同じやうな意圖がはたらいてゐることは、其の他の國造の系譜に於いてもまた想像せられる。たゞイヅモほどに重要な地位でなく、またそれに関する特殊の物語が無いために、此の間の消息が明かに知られないまでもある。古事記(神武天皇の卷)に、アソツの君がカムヤキミの命の後としてゐるのに、景行紀には、アソツヒコ、アソツ